

第九百回 参議院 文教委員会 會議録 第三号

昭和六十二年八月二十七日(木曜日)

午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田沢 智治君

仲川 幸男君

林 寛子君

粕谷 照美君

佐藤 昭夫君

委員

川原新次郎君

木宮 和彦君

山東 陽子君

杉山 令肇君

世耕 政隆君

寺内 弘子君

星 長治君

柳川 覺治君

山本 正和君

高桑 栄松君

勝木 健司君

下村 泰君

國務大臣

塩川正十郎君

政府委員

文部 大臣

古村 澄一君

川村 恒明君

西崎 清久君

阿部 充夫君

坂元 弘直君

植木 浩君

文部大臣官房長
文部大臣官房総
務審議官
文部省初等中等
教育局長
文部省高等教育
局長
文部省高等教育
局私学部長
文部省学術國際
局長

事務局側

常任委員会専門

佐々木定典君

本日の會議に付した案件
○学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川文部大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) このたび、政府から提出いたしました学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、さまざまな新しい時代の要請の高まりにこたえて、大学を中心とする高等教育の改革を推進することは、我が国の将来を築く上で極めて重要な課題となっております。

そこで、臨時教育審議会の第二次答申を踏まえ、大学関係者を初め、広く各界の英知を結集して、大学等の高等教育の改革を積極的に推進するため、高等教育に関する基本的事項を調査審議する機関として、新たに大学審議会を文部省に設置しようとするものであります。

また、関連して、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合し、これまで大学設置審議会の所掌とされた大学等の設置の基準及び学位に関する事項につきましては大学審議会の所掌とするともに、私立大学等の設置認可及びこれに伴う学校法人に関する寄附行為の認可を総合的に調査審議する等の機関として、大学設置・学校法

人審議会を文部省に設置しようとするものであります。次に、法律案の内容について御説明いたします。

第一に、大学審議会につきましては、文部大臣の諮問に應じ、学校教育法によりその権限とされた事項及び大学に関する基本的事項等を調査審議して答申するとともに、必要に應じ文部大臣に勧告すること、その所掌事務とし、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織することとしたしております。

第二に、大学設置・学校法人審議会につきましては、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法によりその権限とされた事項を調査審議して答申するとともに、必要に應じ文部大臣に建議すること、その所掌事務とし、大学関係者及び学識経験者のうちから文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織することとしたしております。

また、同審議会に大学設置分科会及び学校法人分科会を置くこととしたしております。

さらに、学校法人分科会につきましては、実質的に現在の私立大学審議会の任務を引き継ぐこととし、その組織につきましても、私立学校法の趣旨目的である私立学校の自主性に配慮し、現在の私立大学審議会と同様となるよう、組織の基準及び委員候補者の私学団体による推薦について私立学校法に定めることとしております。

また、衆議院において、施行期日に関する付則の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○山本正和君 大学審議会設置というものを中心とする二法案に対する質問でございますが、その前に私は、新憲法という言葉は余りいい言葉じゃありませんが、現日本国憲法のもとで、戦後文部行政が四十二年間にわたって行われてきたわけでございまして、その流れの中で今日この大学問題をとり上げて、そして文部省として大学改革に取り組もうとする、その背景についてまず伺いをしたいわけであります。

それは、我が国が第二次大戦の、本当に我が国そのものがもう学校はない、何もかも荒廃し切った中で、教育をもつて何とか新しい日本をつくっていく、こういふことが戦争に負けた直後から各界各層の中で議論がなされて、そのために大変な苦勞を全国民がしたわけでございます。要するに、今日新制中学校、もうどこにも立派なものがありますけれども、かつては新制中学を建てるために、町村長が財政難あるいはさまざまなそれに伴う政治的背景のために自殺をした、あるいは校長や教員が新しい教育になじめないために学校を去る。さらにはその悩みの中で自分自身の生きがいや失って自殺をした、こういうふうな事例も戦争直後には多くあったわけであります。その中で我が国の文教行政がどういふふうに進んでいったんだろうか。

これはもう御承知のことでございますけれども、アメリカのいわゆる対日勧告の、行政あるいは政治に対するさまざまな勧告団が来たわけでありまして、教育使節団が二回にわたって来日いたしました。第二次教育使節団、その中でございまして、我が国の民主教育に対する提言がございました。そして我が国自身も、当時の教育の専門家と

いいまいしょうか、教育委員会という名前をつけたというふうに記憶しておりますけれども、それによっていろいろな議論をいたしました。そしてそれから生まれたのが教育刷新委員会であり、さらには、教育刷新審議会がいろいろな議論を経まして、そして中教審が生まれたと聞いているわけであります。ところが、今ここで文部省は、中教審という内閣の審議機関といましようか、内閣が持っているところの機関からの勧告を受けて大学審議会を設置しようとしている。中教審というのは、実は戦争直後の我が国の教育復興、教育再建のためにさまざまな議論をしていく中で生まれたのが中教審でございますが、この中教審は文部省設置法の中で明確に位置づけられている。すなわち、中教審というものの役割と、今日臨教審が提起したことによって文部省が大学審議会を設置しようとしていることとのかわりですね、この辺の問題をまずお聞きしたいわけであります。

本来、我が国の戦後の憲法体制下の教育行政というのは、文部省に対してさまざまな議論がありまされども、最終的にはその責任をすべてゆだねると、こういう形で中央教育審議会ができたわけであります。にもかかわらず臨教審が設置された、これは今日解散いたしましたから、私はこれについての批判はまた持つておりますけれども、また別途の場でこれはいたしたいと思っておりますが、臨教審が設置された、それに伴って文部省が大学審議会を出す、こういうことについてはどうも私としてはわからないわけであります。文部省設置法に基づくところの中教審があつて、中教審から例えば大学審議会をつくれと、こういう議論があつて文部省はこれを受けたというならよくわかるわけでありまされども、一体中教審ではこの種の問題の議論がされたのかされなかったのか、その辺についてまずお伺いしたいわけであります。

○政府委員(川村恒明君) ただいま先生からお話がございますように、中央教育審議会というのは昭和二十七年以来設置されている審議会でございます。ただいまのお話でございます。

に、戦後の教育刷新委員会、それを引き継ぐ教育刷新審議会を受けて中央教育審議会が設置せられた。中央教育審議会、御案内のとおり、「教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議」ということになっておりまして、設置以来、これまでにたしか二十七回ほどの御答申をいただいているわけでございます。約三十年間に二十七回の御答申をいただいておりますが、中央教育審議会の性格は、教育、学術または文化に関する、つまり文教行政全般について見渡してそのときどきの重要な事項について審議をするという性格でございますので、これまでの御答申の状況を見ますと大変多岐にわたっているわけでございます。

一番最初に出来ました第一回答申は「義務教育に関する答申」ということでございまして、一番最後と申しますか最近の二十七回は、これは教科書制度でございますけれども、その間に生涯教育の問題もございまして、あるいは教育、学術、文化の国際交流の問題もございまして。そういう一環で、もちろん大学制度につきましても御審議がございまして、昭和三十八年には「大学教育の改善について」というような御審議もございまして。さらに、御承知のとおり昭和四十六年には、いわゆる四六答申と言われておりますけれども、大学の問題を含む「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的な施策について」というような御審議も行われている。でございますから、中教審の立場で言えば、それは今まで全体についての御審議がこれまで進められてきた。

ただ、先生今お話がございましたように、昭和五十九年に臨時教育審議会が設置せられたことに伴って、中教審はこの三年間活動を休止をしております。こういう状況でございます。

そこで、臨教審から全体的な御答申があり、それに基いて、その答申を踏まえながら今回の大学審議会の御提案になったというふうに理解をしております。どうもそこところが、私は恐らく

く教育について戦後ずっと長い間携わってきた者としては理解に苦しむんじゃないかと思うんです。というのは、戦後の日本の教育をどうすべきかということをもぐつてさまざまな議論があつて、そして文部省についても、実は文部省解任論もあつた。文化省という名前にしたらどうかというふうな議論もあつた。その中で、まさに国会でも随分激しい議論をして、やっぱり文部省として置くべきだということを決めたわけですが、国会がそれに伴って、法律も文部省設置法という法律がきちんと決められた。要するに、これは行政の筋として決まっているわけなんです。

しかし、それからといって、ほかのところはすべて教育の問題を議論したらいけないとは言いません。ですから、例えば内閣に教育に関する審議会があつてもいいと思ひます。あるいは総理大臣の直轄のところがあつてもいいと思ひます。いろいろなものが、しかし、責任者はどこかといったら文部省であり、文部省設置法で言うところの中央教育審議会なんですよ。中教審は一体この臨教審の答申というもののについていってどこでどういうふうな議論したのか、そのことを私はお聞きしているんです。

○政府委員(川村恒明君) ただいま先生のお話でございますように、これは教育について責任を持つのは文部省でございます。ですから、この前の一般の御質疑の際にも、文部大臣からその旨の御答弁をさせていただいてるわけでございます。

そこで、文部省でそういう施策をするについて、中央教育審議会がいつ審議をしたのかと、こういうことでございまして、一つは、先ほど申しましたように、いわゆる四六答申というのがございまして、そこで教育改革の基本的な方向が示されておる、今回の臨教審の答申と四六答申というものを比べてみると、もちろんその間に十数年の時代の隔たりがありますからあれでございますけれども、内容的には相当重複する部分もあるというのも事実でございますし、そういう点で私ども

は、これまで中教審で示されてきた基本的な方向、その方向に沿いながら仕事をしてきたというのは事実でございます。

それから、中教審との関係で申し上げますと、先ほど申しましたように、今回の臨教審の設置に伴って中教審は基本的にこの三年間活動を休止してきた。これはいろいろな事情がございまして、またいろいろな経緯もある話でございますので、でございますから、今回の大学審議会の設置について中教審で直接これを審議したということとは、この三年間に限って言えば、ないということは事実でございます。

ただ、中央教育審議会というのは、先ほど申し上げましたように、教育、学術、文化に関する基本的な重要施策について審議をする機関でございますけれども、これは文部大臣の諮問機関という性格づけでございまして、この審議会が議を経なければ一切何もしてはいけないということでは必ずしもない。そこは手続論としての問題でございませうけれども、それをしなければという新しい施策をすることは違法であるというふうな関係ではないわけでございます。そこはやはり行政の実施官庁、責任官庁としての文部大臣の判断ということが基本的にあるのではなからうかというふうな思っているわけでございます。

○山本正和君 木田宏さんといえ文部省の大先輩ですね。その木田宏さんが「文教の課題に向けて」という本を出されております。私もこの方のいろいろ出版されたものを読んでおります。その中で、文部省として中教審をなぜ大切にしなければいけないかということについてもいろいろと記述がございまして、また、木田さんという方は本能的な立場からの激突なんかを経験された方です。しかし、非常にリベラルな立場で日本の教育の将来についてのきちんとした識見をお持ちです。この方がいろいろと言っておる中で、今お話のあった中教審の四六答申ですね。これについてのその長所、すばらしい部分、これをどういうふうによ

つていたらいいかという提言もされているわけですね。

私が今ここで聞きしたいのは、もう一遍重ねてお聞きしますけれども、一体文部省というのは、中教審という文部省設置法によって位置づけられている審議会と臨教審という審議会と、どちら側によるべきなのか。私は、少なくとも今の行政の筋からいって、文部省のよるべき審議機関の最高の機関はやっぱり中教審だと思ふんですよ。中教審の方は休止しておいて、臨教審がほんて来ましたが、文部省はそれを受けて文部省独自でいろいろと考えます。しかし、この大学審議会法案にせよ、これからいろいろと準備されている諸法案にせよ、本来、日本の学術、文化、教育全般にかかわる大変な問題ですよ。その大変な問題は中央教育審議会においては議論しない方がいいのかと、そのところを私は聞いておるわけです。

○政府委員(川村恒明君) 大変難しいお尋ねでございますけれども、一つは、臨時教育審議会というものはこれは臨時教育審議会設置法という国会の御意思でもって設置せられた機関でございます。この国会の御意思に基づきまして設置せられ、かつ、その設置法におきましては、政府はその答申を尊重しなければならぬ、少なくとも、政府としてはそれを尊重しろということをごまかした国会でお決めたことと、こういうこととでございます。

形式論で恐縮でございますけれども、中央教育審議会も、これまた先ほどお話がございましたように、文部省設置法という法律で決められておる、これまた国会の御意思でございます。でございますから、国会の御意思として中教審、臨教審両方おつくりになったと、こういうこととでございますが、ただ、臨時教育審議会はその名前のとおり、同じく国会の御意思としてこれは三年間だけということと期間を限ってこの期間にやるということとございましたし、一方中央教育審議会は、これはそういうことではございません。昭和二十

七年以来今日まで続いている恒常的な機関でございますから、これからの私どもの責任官庁としての文部省は、教育、学術、文化について施策を進めていくときに、やはり必要に応じてこの中央教育審議会の御審議をいただいくということと、これは今後ずっと続くことであらう。臨時教育審議会は一応この三年で終わった。ただ、先ほど申し上げましたように、私もこれは尊重する、尊重しろという国会の御意思は体しながら仕事を進めていかなければならない、さように思っているわけでございます。

○山本正和君 ということは、今後はこの臨教審の答申についてはもう一遍中教審で議論の機会が保障される、あるいは中教審においてこの臨教審の答申について議論することがあると、こう解釈してよろしいか。

○政府委員(川村恒明君) これは事柄によることとでございます。例えば臨教審の御答申も大変多岐にわたっておりまして、中には非常に具体的こととまでお示しいただいておりますものもありますし、何かその基本的な考え方だけをお示しになったというふうな部分もございまして、でございますから、そのことなしについて、必要に応じてそれは各種の審議会でもう一度御審議をいただくということとは当然あり得る話だと思ふんです。

現に、例えば教育内容の問題につきまして教育課程審議会が現在御審議をお願いしているというふうなこともございまして、ですから、中央教育審議会との関係でも、中央教育審議会の主張に当たると思われる、つまり教育、学術または文化に関する基本的な重要施策に触れる、そこで御審議をお願いしなければいかぬというふうなことがあることになりましようし、そうではない、もう既に基本的なことに内容、方向が示されておるといふ場合に、それは改めてまた中教審にお願ひをするというのはいかがであらうか。その辺はやはり内容に応じた判断ではなからうかというふうに思っております。

○山本正和君 どうもおっしゃりにくいような気持ちで御答弁になつておるよう思ふんですけれども、私は余り遠慮せぬでいいと思ふんです、これはここまできておるわけですから。もともと文部省内に臨教審がなぜ必要なのかという議論があつたことは私は承知してありますし、それから政府・自民党の方にも、一体本当にこの教育の根本問題をどこで議論するんだということをめぐつてさまざまな議論があつた、これも十分承知していただきます。

私がここで申し上げたいのは、要するに、戦後四十年の間に教育問題についてはさまざまな議論があつた。そしてまた、いろいろな犠牲を伴つてでも一生懸命になつて教育問題に取り組んできた歴史があるわけですね。そこは大切にしなければならぬんじゃないか。

特に、私がこういうことを言うのは、余り個人名を挙げるのは好ましくないから言いたくないんですけれども、同じ三重県同士のから言いますけれども、国対委員長をしてる藤波さんというのは、これは国会に当選以来ずっと文教委員をしておつたんですよ。彼は所属は自民党です。私は当時からずっと教員組合をやつていますから、彼が代議士秘書時分から私は知っているわけです。いかに教育に対して一生懸命やつてきたか、私よく承知しているつもりなんです。

そういうさまざまな意見があつて、その中で、中教審は中教審で大変なお骨折りをお願いしたい。これは私は中教審に対して反対の部分もあれば賛成の部分もあります。しかし、そういう中で問題を文部省はやっぱり今までの過去の歴史に照らして、中教審の中でさまざまな議論されたことを大切にしたい。そしてまた、何か知らないけれども、こう間口を狭めるんじゃない、もっと中教審を開いていただいて、その中で、例えば大学審議会で議論されるのと重複してもいいから、皆さんどう思ふますかという意見を聞く、こういうことはしていただくべきじゃないか。こういう観点で御質問しているので、その辺

どうでしょうか。ひとつ遠慮なしにお答え願ひたいと思ふんですけれども。

○政府委員(川村恒明君) 今、戦後四十年のお話をいただきましたけれども、私どもの立場から見れば、教育の歴史というのは、これで百年以上、少なくとも明治以降の近代教育の歴史を顧みるともう百数十年たつておるわけでございます。この間に、この前大臣からお話がございましたように、教育の歴史というのは、絶えざる改善、改革の歴史でございます。その積み重ねである。これまでの歴史を振り返つてみると、そういう審議機関というものは実にたくさんそれぞれの時代に應じてつくられておる。それは文部大臣の諮問機関という形でつくられたこともございまして、この前の改善、改革の議論で言えば、改革に当たるようなときには、総理の直轄の審議機関という形でつくられておるということもございまして。

例えば大正の改革で申し上げれば、臨時教育会議というのが総理大臣の諮問機関として設置せられた。ずっと勘定してみると、これまで設置せられた審議会、形式的に数えますと、中央教育審議会のような文部大臣の諮問機関というものは明治の最初から勘定しますと大体十二、三あるんですね。時代に應じて。それから総理大臣の諮問機関として設置せられたのは五つぐらいある。それぞれのやうな時代時代に應じて、そのときの必要性に応じて、そういうふうな国民的なレベルでの審議をしよう、あるいは恒常的にきつちり取り組もうというふうな、歴史の流れはそういうふうな来ているんだらうと思ひます。でございますから、今回、そういう四番目か五番目の形で、総理大臣の諮問機関として臨教審が設置せられて、そこで三年間精力的に御審議いただいたということ、やはり現在の時代を反映して教育に対する国民の熱望を端的にあらわしたのではないかな。したがって、これはこれでぜひ大切にしたいかなければならないと思ひます。しかし、これから私どもは文部省として二十一世紀にわたつて文教を担当していくわけでございますから、その際に基本

となる審議機関はやはり中央教育審議会、ここでいろいろ御審議をいただきながら、これから行政を精力的に遂行してまいりたい、こういう立場でおるわけでございます。

○山本正和君 ひとつ、もう四十年を超える長い戦後教育のいろんな過程をぜひ大事にしたい。きたい、こういうことを特に要望しておきまして、中教審ということとそれから今度の臨教審答申ということとの間のいろんな矛盾がもしあるとするならば、その調整をぜひやっていただきたい、これを特にお願いしておきたいわけであります。

そこで、実は臨教審答申、大変膨大なものが出されて、その中には我が国が今どうしても注目して取り組まなければいけない幾つかの課題もあると思います。そしてまた、どうもそれは読みようによつてはちよつとこんな危険性があるんじゃないかという部分もいろいろございます。しかし、そういうことを越えて、大学問題という高等教育問題という観点からこの臨教審答申私も読ましていただいたし、いろんな論議の過程等も調べさせていただきまして、その中で、実は中教審の四六答申の中かなり懇切丁寧に高等教育問題について触れられている部分、それを受け継いでいると思われる部分と、それから四六答申を否定してしまっている部分とが幾つか見られるわけです。さらに、その四六答申がその後ずつと行われておったならば、今度の臨教審の提案が要らないんじゃないかというふうな部分もあるわけですね。

四六答申と今度の臨教審の中の高等教育改善の部分についての違いですね、これはどういふふうに文部省は把握されておられるのか、その辺をまず承りたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のような形で比較を現在手元に資料として持っておりませんが、あるいはちよつと正確な物の言い方になろうかと思えますけれども、四十六年答申の場合には、例えば大学の多様化ということ、大学というもののについて幾つかの種類、あるいは幾つかの

パターンというのを明確に決めて、多様化を図っていくというふうな方式がとられたわけでございますけれども、例えば今回の臨教審答申におきましては、大学の個性化というふうな表現で、大学の個性を持つていくという方向で対応していくべきだというふうな指摘がなされておりますし、また、あるいは、大学の管理運営問題につきましまして、四十六年答申の場合には、新しい形態の法人化をしたらどうかというふうな具体の提案が出てきておりますが、今度の臨教審答申では、いろいろ問題があるので、この問題についてはさらに慎重に研究する必要があるというふうな指摘にとどまっておりますというふうな点等、幾つか違う点はあろうかと思えますけれども、基本を流れてくる考え方というのは、やはり四六答申の時代から大学については個性化を図っていくべきだ、言葉は違いますが、内容としては同じような趣旨であったと思えますし、内容的には高度化を図っていくべきである、あるいは運営の活性化を図っていくべきであるというふうな趣旨は基本的に同じ流れであるろうと、こういうふうな思っている次第でございます。

○山本正和君 私の旧制中学校の同級生が京都大学や慈恵医大等の教官としておりまして、たまに酒を飲んだりしていろいろと議論をします。その中で、別に教育学やあるいはこの種の専門的な専門家も四六答申をやつぱり読んでおった。この臨教審答申もいろいろ読んでおりましたね。そこで、こういう中で、とにかく大学の教官という立場で見た場合に、一つだけ我々が気をつけなければいけないなと思つた部分があるというわけですね。

それは何かといいますと、学生の大学生活の問題が四六答申では明記されている。もちろん当時は学生運動がいろんな形であられていた時期でありまして、今から十六年前ですから、今とは世相も違います。学生の生活も今日とは違ひます。臨教審の委員の飯島宗一先生、この方も広島大学

で随分学生運動、いろんな苦勞を体験された。同じことで、私どもの同じ世代の大学の教官は皆そういう教訓を受けているわけですね。その中で、学生が大学生活をいかに暮らしていかなくやいけないかという問題について四六答申というのは、大学の中に一つのショックといひましようか刺激を与えたという効果があったんです。今度は全然ないですね、学生生活に關して。臨教審答申の中で大学について。

この辺は一体文部省としては、どういう意味でなくなったのか。あるいは臨教審の中でどんな論議があったのか。もし御承知であればちよつとお聞かせいただきたい。

○政府委員(阿部充夫君) 私ども、臨教審の御論議に参画をしているというわけでもございせんから、で詳しいことはそう承知しておりませんから、やや想像にわたるお答えになろうかと思ひますが、確かに、先生の御質問の中にもございまして、ように、四六答申というあの時代は、その直前に大学紛争を解決するための特別の答申を中教審が出したというふうな時期でもございました。学生の厚生補導とよく言いますけれども、主として補導面というふうな面についての配慮等もいろいろあつて、それが四六答申の中に入つていて、思うわけでございます。現在では、そういう面につきましては、かなり学園の内部も落ちついてまいりましたので、そういう意味では、そういう方向よりはむしろ大学の学生に対する育英奨學の問題であるとか、あるいは例えば大学院の院生に対する何らかの位置づけの問題であるとか、そういうことについての指摘は今回の臨教審答申にも出ておるわけでございますけれども、それ以外の部分については、当時と情勢が違ふというふうなことで深入りをした答申になつてないのではないかと。これは私の想像でございまして、そう答えさせていただきます。

○山本正和君 実は、私も自分が教えた高校の生徒が大学へ行きまして、大学生活でいろいろ経験したことを言つてくれます。中には、もう今の文

部省の局長クラスぐらいの方も教え子の中におるわけですね。そこでいろんな話が出るわけですね。そうすると、それぞれの時代時代の大学生活というのがあります。その中で、最近の大学生活、最近大学へ行った学生、あるいは最近卒業した学生、あるいは現に在學している学生の中で、一般的に学生諸君から出てくる話として、大学における時間が非常に少ないと言ふんです。ところが今から十五、六年前の大学生活というのは、キャンパスの中における時間が随分あつた。そしてまた、自治会等もいろんな議論があつたにしてもかなり白熱した部分もあつた。ところが、今、大学のキャンパスの中における時間よりも町の中へ出ていく時間の方が多くなつてきている。そして、本当に大学生活を経験するという中で、楽しむ部分、苦しむ部分、そういうもので、高等教育の経験を受けるべき学生たちが、大学の中で体験する問題が一体どうなつたろうか、これでいいんだろうかというふうなことを考えたりもするということを言ふわけですね。

私はむしろ今日大学生の問題というのは、キャンパスの中でより楽しい学習生活ができる条件があるかないかということだろうと思う。大学の中に一体それがあつたらうか。これは、私のこの前東京大学の集會があつてちよつと顔を出したんですけれども、私どもが戦後こちへ帰つてきまして、戦争に負けて敗戦で引き揚げ船に乗つて帰つてきて、まあ日の丸論議ありますけれども、日の丸の旗を見てほんとにきつたんですけれどもね。しかしそういう私どもの戦後体験の中で、やつぱり例えば東京大学といへば東京大学のキャンパスの中に何とも言えない風格があつた。イチヨウの木でも一つ一ついろんなたたずまいがあつたわけですね、大学の環境が。しかし今東京大学、一体どうですか、あれ、汚らしい。右や左に建っているあの安物の建物。ですから、なぜこの臨教審が大学生活、大学の学生の生活といふものに対して目を向けた答申でなかつたのか、これ非常に私は残念で仕方がないんです。四六答申ではそれが明確に

出てるんですね。だから、少なくとも四六答申の方がこの臨教審答申よりすぐれていると思う、大学高等教育ね。

この辺は後ほど大臣に大学生活等の問題について御所見を承りたいと思つたんですが、ちょっと今話が出ましたから、大臣、一体今の大学生の学生生活についてどうお考えなのか、あるいは大学の環境等についてどういうふうにお考えなのか、こゝろ辺を承りたいんですけれども。

○国務大臣(塩川正十郎君) 大学生全部で約二百万はおるでしょうが、その中で本当に学問を勉強しようというのは二割くらいいるでしょうかね、私ははっきりわかりませんが。あとは資格を取るために行つていて、だから勉強しながら年数たつて資格を取つて、それで就職、結婚と、そんなことしか考えておらぬのじゃないかと思つたんですが、これではいけないのであつて、やっぱりもっと勉強する雰囲気をつくらなければいけないんじゃないか、私はそう思ひまして、そういうことを改革の一つの対象に大学の活性化を図つていきたい、こう思つておるところでございます。

○山本正和君 どうもちょっと瞑想にふけておられたかして答弁がかみ合わない気がするんですが、けれども、私が申し上げているのは、少なくとも四六答申では、いろんな問題点はあつたにしても学生の大学生活というものを注目して、その部分に対するさまざまな対策を講ずべきである、また大学自身も、その問題に真剣に取り組むべきである、こういう提起をしている。臨教審では、大学における学生生活の問題についてはほとんど触れていない。ということは、大学生が学ぶべき場としてのキャンパス、その中における生活が全然出てこない答申になつてゐるわけなんです、これは。その辺は一体今どうなのか。

例えば十五、六年前は学生運動があつて、大学紛争と言われるような現象も幾つかあつた。そのこと、今日それがなくなつて、余り表面化してないからといって、どちらが危険かといつたら、私は今日の方が危険だと思ひますよ。学生が政治

に目を向けない。哲学に対する議論を聞かせないとするならば、むしろ今日の方が危険だろう。今大臣がおっしゃるような、単に資格を取りに大学へ行くんだと、こういう風潮があるなら、そこにこそ注目すべきだろうと思ふんですよ。となると、一番重要なのは大学における学生生活だろう。

ですから、これも飯島宗一さんが出されている本の中に、大学の問題で、「研究・教育・生活の場としての大学」ということにお書きになつてゐるんです。これ読んだら大学問題に関心のある者ならだれでもなるほどなと、こういう観点というものをみんなわかるんです。要するに、「研究・教育・生活の場としての大学」という発想が大切じゃないかとみんな思ふんです。実際にドイツやアメリカの大学の例を出して、どこにもその大学のたゞずまいがある。大学の個性とはまさに大学のキャンパスそのものであり、例えばロンドン大学の場合には、ロンドンの町は至るところに大学の研究機関もある。町の中を学生が回る、こんなところもありますよ。小さな町の、町そのものが大学というところもドイツにありますよと、さまざまな個性的な大学の例を出しているわけですね。まさに学生生活というものを注目を向けた大学改革論を飯島さんは言つておられる。なぜ臨教審答申にこれ出ないのか。

私はそういう意味で、実は中教審というものが今まで長い間議論している中でこのところ目をつけた、その目をつけた中教審における議論というものが、本当にこの臨教審で生かされたんだらうかという点を非常に私は心配しているわけなんです。しかし、臨教審というのは、前大臣によれば三大大臣たる文部大臣の上の一番偉い内閣総理大臣のもとにつくつた審議会だからこれが一番偉いんで、三大大臣の所管している文部省というのは内閣総理大臣の直屬のものにあるもの、言うことを聞けというところで、もしも文部省がやるとしたら大変だから、そういうことも含めて何とかこれやっぱり文部省は文部省独自で、臨教審の中

にさまざまな提言されているものをうのみにするんじやなしに、文部省そのものがきつと持つてゐる大事な部分は大事にしていきたいと思います、ひとつ安心してくだされと、こういうことを法案審議の前に大臣の見解を承りたい、こういう意味で申し上げてゐるんです。

○国務大臣(塩川正十郎君) 学生生活のもっとゆとりがあつて個性化ということは私も賛成です、私はこの前国立大学長会議でございましたときにそのように、例えば私、ドイツで印象に残つておりますアルトハイデルベルクのあつた町はできないのかと、本当に。例えば札幌なんか、あの一角がそれに向かうと思はれますね。そういうことが学生に与える心理的影響というものは非常に違う。建物一つにしてもそのように配慮すべき必要があると、私これは国立大学長会議ときに本当に言つたんです。確かにそういえば今の大学は高等学校の建築単価よりは安いんです。こんなお粗末な大学をつくつておるといふことは、これは私も恥ずかしいと思ひます。私は、臨教審の中で大学とはどういうことをもつと突つ込んで議論してもらひたかつた。大学という、社会的に文化的に、あるいは極端なことを言つたら歴史的にどういふふうな大学というものがなければならぬのかという、そういうことまで、私は大学のあり方と理念というものをもう少し議論してもらつてもよかつたと思ふんです。学生というのに、学生生活というもののにも余り言及しておられない、おっしゃるとおりだと思ふんです。そういうことから、今おっしゃつてゐることに私も気分が非常によく合ふんです。おっしゃつてゐることはそれとおりだと思ひますが、しかしそれは、答申にあるうがなからうがやっぱり文部省としてやらなきゃならぬことだと私は思ひます。そういう青春の血をたぎらすような場所、それにふさわしいものにしていくということがこれは非常に大事だと思うのでありまして、それは文部省はやらなくいかぬ。先ほど来、中教審、臨教審の話がございます。

これ今まで、どの役所もそうでございますが、会して議するということはやるんです。議して行わずというところはどこにも皆そんなんで、審議会の特徴はこれなんです。ですから、中教審でいろんなことを言つてゐるんです。やらないから、これじゃどうにもならぬじゃないか、改革がでないじゃないか、だから臨教審つくろうと、こうなつちやつたんです。ですから、こんなもの、臨教審、中教審幾ら議論やつて答申いたしても、やらなければせつかくの立派な答申も何にもならないといふことなんです。私はそこに今度の問題が絞られてきておる。中教審で随分出ておるんです。私、中教審は余り、拾ひ読みしかしておりませんので実際知りません。しかし、なるほどなと思ふところがありますよ。けれどもやめていないんです。やつていないから、これはだめだ、今度は臨教審でいこう、こうなつちやつたんです。ですから、私は今度の臨教審の答申、中教審の答申、この中に矛盾するものがあるかどうか知りませんが、私は恐らくないと思ひます。だつて人間の知恵つてそう違つたものじゃないですよ。ですから、その中でこれからやらなきゃならぬものはこういうことだと順序をつけてやるというのであつて、審議会のウエートなり答申の中身の軽重を問うといふこと、それは私は余り問題じゃないと思ひます。

○山本正和君 大変みんなわかりやすい話だと思ふんです。やればいんで、いろいろ議論していい提案を出しても何もやつていないじゃないか、こういう話は非常によくわかるんです。ところが実は私流に、私も昭和二十四年から教育界に入つてゐる経験をしてやつてまいりましたから思ふんですけれども、文部省がいろんな答申を出した中で、実は中教審の四六答申というのは本当に画期的なものであると思ふんです。改革という言葉に値するよう画期的な問題が幾つか四六答申は出されてゐるんです。その出されている中で、特に私非常に印象的だったのは、今日高等教育の中でどんどんどんどん学生がふえて

きている、大衆化時代になってきた、しかしながら、その大衆化時代の中で、私立大学、私学の方は、大変な財政負担を持ちながら公立と同じ水準を維持するために大変な苦勞をしている。それに對する思いやりの出ているんです、四六答申は、私学に對するもっと大きな財政補助をしなさいと、こう言っているんです。

それからさらに、大学が今から——昭和四十六年当時です。二十一世紀を展望してというふうな今度の臨教審の答申じゃないんです。まだ二十世紀をどう生きるかという時代。その中で、既に四六答申は、大学における研究の自由というものを守るために、大学の研究に對するさまざまな財政措置を講ずべきだと言っているんですよ。ところが一体どうなのかといったら、昭和四十六年から一体どれだけ伸びたんですか、大学の研究費は。私学の補助率がどれだけ高くなったかというのを考えた場合、まさに、文部省は一生懸命要求しているんですよ。私はそれは知っています。毎年毎年随分要求している、昭和四十六年時代。しかしながらその全部を阻んできているんですよ。

だから私は本當の話、臨教審をつくってもらったときに、随分偉い尊敬する先生がたくさんおったから、大切なことだと思つたんです。しかし、その前に一番必要なのは、国が本氣になつて教育をよくしようという氣があるのかないのか。文部省の言うことだけはとにかく黙って聞きましょう、文部省のだけはまず黙つてとにかく我が国の国家百年のためにお金を投じましょうという政府自身にその決意があれば、これよくなつていくんですよ。私はそう思うんです。その辺は見解はどうでございませうか。

○国務大臣(堀川正十郎君) 私は四六答申というのは、あのとき私も国会議員でございましたが、大学の運営に關する臨時措置法というのが八日間の徹夜ぶつ通してやつと成立したことがございすね。あの時代を思い出すと、四六答申というものは、それまでばけつと眠つておつたのが目が覚

めたんですよ、あそこで。あの大学管理法で目が覚めたんですよ。鎖国から目が覚めて、そこからちよつと改革しようかという意欲があつて、それが四六答申となつて出てきた。でございまして、四六答申というものは、私は率直に言ひまして世間の支持の背景はなかつたと思つております。一つの理想図というか、そういうものを書いたんだと。こうありたい、例えばエセックス、サセックス大学のよきな多様化をし、これが筑波大学に現に実現されてきておりますが、そのように目が覚めたんですよ。それからまた眠つちやつたんですよ、ずつと。十五、六年間。今度臨教審でまた目が覚めた、こういう状況が現在だと思ふんです。

そこで私は、金のことをおっしゃいます。確かにそう。財政支出がなければならぬ。ならばです、ならば、私はやはり大学といへども、あるいは高等教育機関といへども、社会と国家、あるいは社会、世界、そういうものとやつぱり相互關連を持たなきゃだめなんです。象牙の塔に立てておつておる間はやつぱり予算はつかない。これはやつぱり私は言えると思ふんです。ただし、やつぱり国として學問も、そういう社会あるいは国家のニーズだけで學問というものは進歩するものじゃありません。學問には、むだだと思つておるものもやつぱりこれは將來非常に大事なものが基礎研究されておるものたくさんあります。そういうふうなものに對しては、今までだつてやつぱり政府は、公平、平等の原則に基づいて、そういうふうなものにもちゃんと措置はしておるんですよ。しかし私はそれ以上に必要な、要するに學問の活性化、學問の活性化というものはやはり社会的關連、そういうものにおいて相互に考え合はせていかなきゃならぬ。その点がやつぱり教育關係者全体にも配慮が欠けておると私は思ふんです。

今日、教育關係者、大学の教授とは言いませんが、大学の教育者としてみても、社会から見ましたら、尊敬はしています。尊敬はしておるけれども、尊敬だけのことであります。これが私は実は一番いけない。やつぱりそれが社会との關

係においてもと密接なものを持つてもらうように心がけてもらいたい。それを、よく言ひます、社会的ニーズにこたへるとか、あるいは二十一世紀を展望した活力ある學問の創造とか言つて、そうならば本當に大学もそうやつてもらいたい。私はそこを思つておるんです。その關連において私たちが努力をしていきたい、こう思つておる中で、文部省の役人が何ほ逆立ちになつて大蔵省に交渉して、やはりそういう国民的な必要で、そしてそれに呼應する態勢というものができておるということですね、やつぱり国家の金でございまして、税金でございまして、国民の納得がなかなか得られないんではないか、こう思ふんです。

○山本正和君 これは文教委員会でございますし、大臣は文部大臣ですから、やつぱり教育の問題を中心に掲げて、合意がしやすと思うのです。恐らく今大臣のお話の中にいろいろあつたこの背景にも、金があればいいのは決まり切つていふ、だからもつと文部予算をふやさないかという、それは一本通つておられると思ふんです。それはそれでいいのは、それはいい。問題は、私がここで言ひたいのは、それはいいながら、実は國の政治の根本をどこに見据えるかというときに、教育に携わる者が、あるいは教育に關心を寄せる国民各界各層が、教育を受けている者自身が、その教育の重要性というものを本當にみんんで大事にしなれば國の政治は変わらなかつたと思ふんですよ。予算配分も変わらなかつたと思ふんですよ。

ところが我が國で、正直言ひまして、これは大学の數、大学という言葉でちよつと言ひ切れないかもしれないけれども、約一千を超えている、こういうんです。アメリカが二千、ソ連が八百ぐらいですか、いわゆる高等教育機関と稱するものが、ドイツやイギリスやフランスはうんと少ないんですよ。それで大学の水準は非常に高いんですよ。大学で学ぶ者のうちの、さつき大臣はちよつと冗談的におっしゃつたんだらうと思ひますけれど

ども、二割か三割は一生懸命勉強するけれどもというふうなお話がありましたけれども、私はこの數そのもののすばらしさというものはきちつと評価すべきだと思ふんです。大学で学ぶということが保障している國なんですね。千という高等教育機関を保障しているんです。アメリカでも一遍にこつたんだじやないんです。アメリカも一九六〇年ぐらゐまでは大学の數は少なかつた。どんだんだんふえたんです。私はそういう中で、どなたがおっしゃつたか忘れましてけれども、自然科学の先生、ちよつと名前を忘れしちゃつたんですけども、二十一世紀に日本が生き残れる、それを一体何を根拠にするかというときに、日本の大学だということを言つておられるんですよ。これだけの數の大学を持つておる國はアメリカと日本と、そして人口からいへばソ連はそれの半分しかないんですよ。そういう中で日本の大学問題というのは極めて重要だということを言つておるわけなんです。

ところが残念なことに、今度は大学から大学院に行く大学院生の數を調べたら、これはもう本當に少ないんですよ、日本は。なぜ少ないかといつたら、大学院に行つても保障されないからですよ。例えば社会科学系の大学院に残つた場合、大学院に残つたら就職口がないんですよ。ドクター・浪人がたくさんおる。大学の先生は、自分のところの修士課程へ来る、そこまではいいけれども、博士課程へ来るときには、ちよつと待つてくれ、君、將來大丈夫かというふうなことを氣兼ねしなさいいけない。そういう問題がやつぱり大学問題を議論するときに一番大切な部分だらうというふうには思ふんです。これ、やつぱり臨教審は触れていんですよ。触れていまして。ところが、四六答申でこのことの重要性をきちんと出してはいるんですよ、既に。

私はここでこういうことを何遍も繰り返す言ひのは、実は教育問題についての論議は幾らでもできるんですよ。だれでもできるんですよ。本當に何にも知らない人でも教育論議はできるんですよ。ま

た、それは教育なんです。また、本当に最高教育を受けた人も教育論議はできるんです。教育というのはそういうものなんです。ですから、その教育を通じて日本の国がどうあるべきかということをもぐって、どうやってそこで合意を求めていくかという問題があるかと思うんです。そして、昔から言う言葉に、ヨーロッパではよく使われたんです、大学を見ればその国がわかるというんです。じゃ、日本の東京大学はどうですか。東京大学の学生自身が、あるいは教官自身がどういふことを言っていますか。先進国の中で東大の水準はどうだろうか。予算面、研究面、百番以内に入るだろうかということに心配しているんです。東京大学が。だから、そういう大学問題の一番根本に横たわっている問題が四六答申の中に既に指摘されているんです。

大臣のお話では、学生が騒いだからこれを何とかしなきゃいけないというのでショック療法をやった、四六答申というよりもその方がもっといろいろなインパクトを与えた、こういうお話です。しかし、じゃ臨時教審で今度どんなインパクトを与えたか。私は臨時教審をずっと読んでみた。何を一体与えたんだろうか。私は正直言って今度文部省が出した大学審議会設置法案、これはなるほどユニバーシティ・カウンシル、そういう言葉があります。実はこういう構想は、別に臨時教審が言わぬでも今まで言っているんですよ、中教審の中でもそういう議論をしている。これを言ったらおかしいけれども、一番大臣が嫌いな日教組という言葉がありますけれども、日教組の中でも大学審議会というのを言っているんです。同じことを言っているんです。別に改まった話じゃないんです。だから要は、一番根本は何かといえば、大学というものを本当に世の中が大事にして、学問の自由、大学の自治を尊重しながら大学を本当に日本の国の人たちが大事にしていこうということがなければ、この問題を論議してもいかにぬらうと思ふんです。

だから私は、法案審議の前に大臣に特に所見を

お伺いしておきたいのは、どんなことがあっても日本の国の大学はやっぱり大切にしなければいけません。学問の自由、研究の自由、そして大学の自治、こういうものはどうしても守って、日本の国の大学は世界の国に比べて負けませんよということ、そういう決意を持っているということを大臣からまず御決意のほどを承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(増川正十郎君) その質問に対しては、私も皮肉を感じるんですが、私は大臣に就任いたしましたときに一番最初に言ったのは、やっぱり大学の活性化だったんです。今文部省の行政の中で一番おこなっているのは、私は大学行政ではないかと思うんです。私は、この大学行政がなぜおくれたのかということを見ますと、やはり学問の自由、これは絶対保障しなきゃなりません。学問の自由を保障しなきゃならぬ、そうでないと学問は進みません、それはよくわかっていて、

ところが、学問の自治というものが、余りにも特権化されてしまっている自治のようにとらえておる。予算を配分するのは政府の権限ですから、そうであるとするならば、やはり社会的な重要性とこのことを見ていくということになれば、学問の自治というものは社会的な重要性と関連して考えていただかきやいかな、そこが抜けておる。そしていたずらに、さっきも言っておる象牙の塔における特権的自治を言っておられる、これではやっぱり金がつきません。ただし学問の自由は保障する。だから大学の基礎的研究費というものは毎年びしっとつけておるんです。これは文句言えぬところだと私は思ふんです。しかし、より以上に大学を活性化し、時代の要請に合っていく、新しい制度を取り入れていくという場合に、それは文部省からこうしなさいあしなさいと言ってみても、いやそれは学問の自治だ、こう言われてしまつて今まで改革ができなかった。さっきもおっしゃる通りに、特別研究員制度というのを発足しております。やつと発足しましたのは二年前じゃありませんか。これはなぜか。やっぱり反対に遭つ

てできなかったんです。

四六答申、いかにもいいことを書いてあります。書いてありますが、大学の関係者の反対でできできなかった。今日それがなぜできていないのだということを言われたって、これは文部省だけの責任じゃありません。私はそれを文部省の責任だと追及するのは酷だと思う。文部省だって随分努力してきました。けれども、なぜできなかったのかという、ここにメスを入れていただかなきゃいかぬ時代に来ておる。私は、それを今学校とそれから文部省と一体となつて、これから実行に移していかにやいかな。先ほど東京大学の話も出しました。私はこれで二度正式に東大の総長に対して、東大医学部の病棟あれは何だと、あなたがさっきおっしゃった、汚いということを書いておる。これがなぜできないんですか。幾らでも金を出す。今度の補正予算のときでも特別に——私は金額まで言つたんです。このぐらいの金をつくるからすぐにでもかかったらどうだ、いや待つてくさい、一回学内で相談と、これじゃ一向に進まぬじやないですか。私はそこが大事だと言つておるんです。

学校がまず社会的に目覚めてもらうことが一番大事だ、これを言っておるのでございまして、先生の気持ちと私は一緒だと思ふんです。本日は一緒だと思ふんです。本心はそう思ふておられると思うんです。それを建前でおっしゃっていただければ問題片がつきません。そこを私はきっちりこの委員会等でしてもらいたい。私は衆議院の委員会でもこれはもうさばさば言っておるんです。どうして実行するのかということ、どうぞここに焦点を絞つた議論にしてもらいたい、こういうことであります。

○山本正和君 どうも私の時間が終わつてしまつてあれですけれども、私は大学の自治ということを使う場合に、大学が何でもかんでも社会のすべての現象と切り離して勝手にやれるということとを大学の自治という言葉は意味していいと思ふんです。本日の意味の大学の自治を尊重すべき

だと思ふ。

というのは、私は、大学の名前をいせんけれども、教育勅諭を一生懸命に大切にしている、大学生に君らこれを覚えよということをやする大学もなきにしもあらずなんです。教育勅諭です。これは法律ではっきりと廃止が宣告されておる。それを大学の自治だからといってどんだん全学生にそれを強制するというようなことをしてもらつたら大変なことになると私は思ふんです。

だから、大学の自治ということ言つても、これはやっぱり憲法、教育基本法、あるいは学校教育法、さまざまな法律があるわけですからね。その中の大学の自治、これは私は別に否定するんじゃないんです。しかし、私が今ここでとにかく今の大学問題で考えなくちゃいけない問題点の一番根本は何かといつたら、大学自身が目覚めて改革しようという気持ちを起さしてもらふ、まさにそのとおりなんです。それは、大学自身が改革を起さそうとしてももらうためにそれじやないインパクトを与えるか。果たして大学審議会というそれによつていいのかどうか。私は、大学審議会無用論は言いませんよ。これはもう先ほども言いましたように、日教組もかつて大学審議会と同じような構想を持っています。大学改革のために審議会制度を設けるべきである——国の機関としてですよ、こういうことを言っているんです。大学審議会ということについてはさまざまなニュアンスがあるんです。

私が今ここでお話しをしていることは、大学というものが、まず大学みずからが直そうという気持ちを持たせる条件は何か、そのところを我々は議論すべきじゃないか。例えば臨時教審が大学改革について提言をする、あるいは提言されてしまつたから——これはもうされてしまつたという現在でいきますと、されたならば、そのされたことに対して高等教育改革の部分について全国の大学に対してこれに対する意見を求めてみるとか、あるいは学生にこの臨時教審の改革について意見を求めてみるとか、こういうことをすべきだろ

うと私は思う。いろんな意味での呼びかけをして、そして、その呼びかけの中でこの問題を国民的論議していくということが必要なんじゃないだろうか。あるいは大学へ生徒を送っていく高等学校の校長会でもいいです、あるいは高等学校の教員でもいいです、生徒指導の教員でもいいです、そういう者に対して、さまざまな角度から高等教育の改革についての臨教審のこの答申についてどう思いますかということをやっぱり調べるべきだろう、こういうことを私は思うんです。

そして、今大学生自身も含めてみんなが一番心配しているのは何かといったら、日本の大学の中で、六・三・三に切りかわったときに、戦前の大

學と今日の大學との切りかえの中で誤解が生まれている。それは、戦前の大學教育を受けた者は、旧制高等學校で二年間なり三年間なり十分いろんな思索にふける期間があった。哲學も勉強できた、議論を聞かされた、夜の夜中まで酒を飲み交わしながら人生論もやれた。しかし、今日の大学生にその余裕がありますか。どこでそれを補うんだ

といったら、大学における一般教育だろうと思うんですね。その一般教育に対して、戦後の新制大学の歴史を調べると、一般教育無用論みたいなものが出たんですよ。すぐ役に立つためにというのが

で例えばは高等専門学校をつくってみたいなんかしらてみた。あんなものはすぐに役に立つかというところ立たないですよ。これはもうアメリカでもソ連でも今一般教育の重要性が言われている。二十一

世紀に生きようと思つたら最もリベラルな立場で勉強できる人間じゃなくてはいけないということとを盛んに言っているんですね。これはもう経営者の方が一番言うんですよ。東芝とか日立とか大企

業の研究部門の人が言うんですよ。専門の分野よりも基礎教養をしっかりとやってくださいよということ言うんですよ。ところが、一般教育の重要性に対しての大学側の取り組みはどうなっているの

んですかと、あるいは臨教審の中ではこの問題についてはこういう議論をしましたよ、皆さんどう思いますかと、こういうことをやっていただくべ

きだろうというふうには思いません。

要するに、大学問題というのは臨教審も立派な議論しただろうと思うけれども、本当から言えば、文教委員会があるんですから、参議院の文教委員会でみんな議論して大学改革に対しての提言をまとめりゃいいんですよ。そういう観点が必要だという意味からひとつ臨教審の今後の扱いについて大臣に、まさに日本の文部行政の最高責任者として慎重なひとつ今後のお取り組みを願いたい。こういうことを要望いたしましたので、どうも最後は言いつ放しになりましたして申しわけございませんが、時間が来ましたのでこれで終わりたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、戦後四十数年の文部省の歩み、文部省ができました明治五年からずっと関心を持って読んでおるんですが、やはり昔はすばすばとやっていましたね。改革を積極的にやっています。ところが、戦後は議論が多過ぎて改革がおくれておる。これがもう行政の一番の私は正すべきところだと思ふんです。

でございますから、今御質問がございました気持ちを酌んで、これからずばずばとやっていきますので、御協力をひとつお願いをいたしたいと思っています。

○粕谷照美君 大学審議会の法律に入る前に、
 学論に対する根本的な討論がお二人の間にありま
 して、非常に私は傾聴させられておりました。し
 かし、大臣、最後のずばずばやりますというので

すね、ずばずばやるいい方向が、大臣のお考えになるいい方向なのであるか、国民が考える方向であるのか、その辺のところは問題でございしますので、今後とも十分に審議の過程を大事にせずば

ずばやっていただきたい、こういうことを要望を
しておきます。

かに臨教審のメンバーの人たちが大学ということを知らないかということにびっくりした、こういうことをおっしゃっておられました。今、討論の

中にもありましたように、学生の生活もありましよう、大学の教育の内容もありましよう、また制度の問題も多々ありましよう、国際化の問題も多々ありましよう。随教審のメンバーが大学ということについて案外知らないのにびっくりした、こうおっしゃっているんですね。メンバーのほとんどが東大卒なんという方々ですけどね。そういう意味では、この大学審の法律は本当に慎重に私を審議をする必要がある、こういうふうに思うわけでございます。

最初に、大学問題を審議する文書省に關する格
関というのは一体どのくらいありますでしやう
か。

○政府委員(阿部充夫君) 現在の文部省に置かれております機関ということで申し上げさせていただきます。ただれば、先ほど御論議がございましたように、まず、文部行政全般ということで、大学問題もあわせて検討する権能を持つておりますのが中央教育審議会でございます。そのほかに大学そのものについての審議会といたしましては、大学設置

審議会と私立大学審議会、この二つにつきましても、今回は今回統合するというところで法案をお願いしておりますが、その二つの審議会がございます。また、そのほかに、これはいわば私的な諮問機関と

いうことになろうかと思えますけれども、大学に関する重要問題を扱うためにその都度集まっていたで御協議をいただいているような組織ということで申しますと、大学改革協議会、それから

大学入試改革協議会といったようなものを幾つか置いて、その都度御議論をいただいているというような形になっております。

○粕谷照美君　今御報告がありましたように、確

かに中教審、大学設置審議会、この中には設置分科会あるいは基準分科会、計画分科会、こういうものがありますね。そのほかにまた学術審議会、そして局長レベルのさまざまな諮問機関のような

ものがあるわけでありませけれども、なぜ、先ほどの山本委員の質問ではありませけれども、中教審、このところで結論も出ないままに臨教審

の答申を受けて大学審を法務として出さなかつたのか、ここのところがやつぱりわからないですね。

社会党で飯島先生においでいただきましていろいろなお話を伺いました。その伺ったときに飯島先生がこういうことをおっしゃっているんですね。

基本は、大学のポリシー、国のポリシー、公のポリシーが、誰がどういうふうを考えて決めているかということの現状を見ますと、大学設置審議会というものが、それから中央教育審議会というものが在りますが、中央教育審議会というもの、高等教育に触れる向きもありまは、もちろん、

すけとやぱり包摂するとどこまで常識に大きいものですか。それから、重点はどちらかというところであって、高等教育に触れたのは「四六答申」で一部触れていますが、毎回触れるとは限らない。

こういふふうに言っていられちゃう。だから臨教審でこれを大きく取り上げて、そして大学審議会

を「つくらなきやいけなさん」といふふうにお考えになつて出されたんだというふうに思いますが、文部省もやつぱりそう思つておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 確かに中央教育審議会

というものがございました。これまで大学問題について議論をいただいて、答申をいただいたということも一、二回あったかと思っております。ただ、今回の場合には、大学問題についての臨

時教育審議会の今回出されております答申、これは大学問題について非常に多岐にわたっているところだ、ということがございます。これらのものについて、一々議論をしていくということを考えますと、

うするとこれは、一つには中央教育審議会のい
ばいろいろな問題を扱っているというキャパシ
ティーからいって、今後数年間は専ら大学問題
だけやっていたくというふうにも必ずしもま

いらないうことで、問題の量が非常に多過ぎるので、ほかの問題を抱えている中教室でこなすことは無理だということがあろうかと田

います。もう一つは、やはり大学改革というのは、ある時点でばつとやればそれで済むというふうなものでなくて、恒常的にこの問題については議論をしながら逐次改革を重ねていくという、いわば永遠の課題でもあらうかと思ひます。

そういうような点を考えますと、これは中教審を大学が独占するというような形でなくて、やはり大学問題についてはこのための審議会をつくって、そこで専らこれに当たっていただくということが適切なのではなからうか。現在ござい

ます大学設置審議会とか私立大学審議会という審議会は、これは専ら大学を設置するかしなにか、それを認めるか認めないかというところに焦点を置いた審議会でございますので、大学に関するポリシーを全般的に考え、逐次実行に移していくという意味からいくと向きな面があるわけでござい

ます。そういった点を総合的に勘案をいたしまして、これは臨教審の御提案でもございすけれども、それと併せてと考へて、大学審議会をお願いをしたいということにいたしましたのでござい

ます。○粕谷照美君 そういたしますと、臨教審が解散をして中教審が動き出します。中教審と大学審は一体どういう関係になるんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 中教審が動き出すかどうかというのはちよつと私もお答えがいたしかねるわけでございす。大学審の方は、大学問題について専ら審議をしていくという立場になるだろうと思ひます。この点は先生も御承知だと思ひ

ますけれども、現在中教審というのがございすても、例えば教員の資格に関する制度は教育職員養成審議会で議論をして、教育課程の問題は教育課程審議会で議論をしていただいているというふうな、いわば権限としてはダブっているわけでございすけれども、それぞれの段階で必要に応じて中教審に御審議をいただくか、あるいは教員養成審議会に御審議をいただくかということ

を、まあ文部省の判断としてこれまででもやらしていただいでございすので、これから

も中教審とこの大学審議会が並列するという状態になりました時点におきましても、基本的には同じ関係であらうと思ひます。

ただ、私どもとしては、せつかくこのために大学審議会をつくっていただきたいということで考へておりますので、そういう点からいへば、この大学審議会にこれからはお諮りをしていくということを中心と考えたいと思ひます。

○粕谷照美君 これからだんだん大学審議会の内容に触れて皆さんも御質問なさると思ひすけれども、そうしますと、中教審は大学審議会の決めたこと、どういう決め方をどのようにするかはまだわかりませんけれども、そういうことは何か意見を、逆に言えば差し戻すというようなことができるのですか。大学審議会が決めたことは、それはそれで結構ですと、こういうことになるのですか。

○政府委員(川村恒明君) ただいまの中央教育審議会の権限の問題でございすけれども、先ほどお答え申し上げましたように、中央教育審議会は教育、学術、文化に関する基本的施策について審議をするということでございす。それで一方、ただいまお話がありましたように、それぞれの専門領域について、例えば教育課程審議会、学術審議会等々あるわけでございす。その権限が両方はダブるということはありませんことだと思ひます。

ただ、こちらの審議会で決めたことをこちらの審議会で見直し申すとか、そういう関係ではないわけでございまして、それぞれがその専門領域における審議というものを随分しながら、中教審は全体として、文教行政全体として全体のバランス、均衡等を考えながら、文教行政の重点について御審議をいただくということでございすので、こちらで述べたことをこちらで承認をする、あるいは逆にそれをだめだと言うというふうな関係ではないというふうな理解をしております。

○粕谷照美君 私は、こういう意見を最初に申し上げたいと思ひますが、我が国の大学全般にかか

わる大学政策や大学改革の問題というのは、ひとり大学関係者にとつてだけの問題ではなくて、国民的な課題である。これは先ほど山本委員も申し上げたとおり。我が党は、大学全体の政策にかかわつて議論をする国民合意の機関の必要性をたがつて否定はしない。先ほど山本委員は日教組もそう考へていふと言ひましたが、私たち社会党もそう考へていふのであります。既に一九六九年には、七〇年代の教育改革政策において、大学の代表、日本学術会議、中央教育委員会という、そういう構想を持っておりますが、その三者で構成をする大学委員会なるものを提起したこともあり

ます。また、大学関係者を中心としながら、各階層の有識者を含むもので、かつて東大の改革準備調査会の報告書が提起をしました、文部省から相対的に独立をした行政委員会としての大学委員会構想なども十分に考へるべきものがあるというふう

に思ひます。行政に従属した機関が強い権限を持つというのは非常に偏つた改革となるおそれがあるというふうな思ひますが、この非常に強い権限を持ったのが今度提起をされております大学審議会ではないか、こう思ひます。

私の手元にも、大臣の手元にも多分届いてい

るんじゃないかと思ひますが、大勢の大学の先生方あるいは教職員の組合の方々あるいは個人の方々から、この大学審議会に対する反対の声明というものが出されていると思ひます。特に憲法研究者の声明というものは一番胸に強く響いているわけでありす。こういう要請、大臣のところにも届いていふと思ひますけれども、大臣、こういうのをお読みになつて、どんなことをお考へになつてい

ますか。

○政府委員(阿部充夫君) 文部省で、昨日勘定してみましたところ、全部で二十通文部省に参つて

おります。

中身を見ますと、大体、この大学審議会をつくることによつて大学の自治を破壊するということや

な論旨のものがほとんどのようでございす。私どもはその点がどうにも理解しかねるわけ

でございまして、この審議会は、大学問題について、大学の方々を中心とし、各界各層の方々に入つて

いただいで議論をしていただくという、議論をしていただくという機関でございまして、これは文部大臣がみずからの施策として大学改革を進めていくにしましても、まずはそういう各界の御意見等を承りながら、いわば民主的にやつてい

うというねらいの機関でございすので、それについて、そういう議論をすることが大学の自治を破壊するということになるというのは私どもには理解できない、こう私は思ひます。

○粕谷照美君 文部省に二十通届いてい

つた二十通ですか。私も長いこといろいろな教育に関する運動をやつてきまして、確かに大管法のときとか筑波大学法のときなんかあのころの反対運動に比べますと非常に寂しい思ひがいたしま

すけれども、大臣の手元にはその二十通も届いていないんですか。お答えがないようすで

す。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私のところには一通も来ておりません。しかし、先ほど阿部局長から言ひましたこの趣旨のいろいろな方々からとい

うことで、教えてみたら二十通ですか、来ている。概要は聞きました。けれども私は、その文章を読んだこともないし、まあこんな陳情は、何でも反対の陳情は文部省にこんな山に來ますからね。別に一々私のところへ回つてこない。大抵関係局長のところ

で大体それは処理されておると思ひます。

○粕谷照美君 この法律を何何でも通さなきゃならぬ、こうお考へになつていふ大臣のところには反対の声明とか反対意見なんというの

は出さない方がいゝと文部省は考へていふのかもしれないで

すけれども、しかし、これはやっぱ国民の考へ方をきちんと大臣にお伝えするといふのが

文部省の私は役目じゃないかと思ひます。

大変強い権限を持つていふ、こう考へる意味では、各省庁に審議会なるものがたくさんあります

けれども、そういう審議会の中で委員の任命に

九

内閣の承認を必要とする、これ、幾つぐらいありますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 内閣承認にかからしめております審議会は四つございします。

○粕谷照美君 質問に正確にお答えになるものですか、幾つあるかと言ったら四つと、こう言いますけれども、名前をちょっと言っておきたい。

○政府委員(阿部充夫君) どうも失礼をいたしました。

文部省関係で中央教育審議会、それから文化財保護審議会、それからこれは現在機能しておりませんけれども、紛争絡みのときに置かれました臨時大学問題審議会、それから建設省関係で公共用地審議会、この四つでございます。

○粕谷照美君 教育に関するものが三つですね。やっぱり教育というのは非常に、内閣の承認を要するものというんで随分強いんですね。何か非常に教育に関する審議会というのは強い力を持たせるような審議会になっているのを感じないわけにまいりません。

ところで、その審議会の中で、審議会が意見を申し述べるとか、建議をするとか、答申をすることか、勧告をすることか、そういうふうな役割を持つていますけれども、今度の大学審のよう勧告権というものを持つのは一体どのくらいありますでしょうか。そして、その意見を申し述べる、建議をする、勧告をするという、その力の強さ、重みというものはどの程度違うものでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 法令用語をいたしまして、勧告それから建議、あるいは意見を述べるといふような形の記載がされておるわけでございしますけれども、法令担当者の間の考え方としては、それは、それはいづれにつきましても相手に対して自分の意思を伝えるという行為であって、法律上の行為としては差がないという判断でございします。ただ、もちろん用語のニュアンスの問題といたしまして、やはり勧告という言葉が一番ニュアンスとしては強いということになっておりますが、先ほど申し上げましたように、その差は特段

ないというふうに考えております。

なお、恐縮でございますが、手元に勧告権を持つていふものというのを持っておりませんけれども、先ほど申し上げました、内閣承認にかかっていふ審議会四つと申しましたけれども、このうち文部省関係の三つが建議という規定になっておりますが、今回は勧告という言葉を使わしていただいたわけでございします。この勧告という言葉を使いましたのは、臨時教育審議会の答申におきまして大学改革というのを非常に大切なこととして考えて重要な位置づけをしておられるし、しかも大学改革につきましても他の問題よりもいっばかなり抽象的にと申しますか、臨教審としてはある方向を述べられて、具体の肉づけ等につきましてはこの大学審議会に任せようというふうな位置づけも行われていようというふうなこともございしますし、そういうことを考慮して、臨教審答申では勧告という言葉でそういう権限を与えたらどうかと、こう言っておりましたので、それを尊重いたしまして、「勧告すること」でございします規定で御提案をさせていただいたわけでございします。繰り返しになりますが、そういう言葉を使っておりますが、法律上の用語としては、建議等と法律の効果としては変わりがないということでございします。

○粕谷照美君 審議会は、社会保障制度審議会を初め十一ありますね。そういう中で勧告権を持つというものは、法的には平等であります、しかしニュアンスの問題ですというものは、そのニュアンスのところが大事なんですね。非常に強い印象を国民に与えていると思ひます。

そうしますと、もう一つ問題があるのは、内閣の承認を要するものというのと、勧告権を持ちますという審議会ですけれども、ほかにありますか、十一の審議会の中に。

○政府委員(阿部充夫君) 勧告と内閣承認というのをいっば両方を兼ね備えたと申しますか、そういう審議会については承知をいたしておりますので、恐らくないと思ひます。

○粕谷照美君 したがって、私たちはこれは強い権限を持つていて、それから並びの審議会ではなくて突出した審議会だ、したがってそこで出される勧告というものは一体どういふものなんだらうか、こういうおそれを大学関係者のみならず教育に関心を持つ方々が持たれるというのはいささか然のことだというふうに思ひます。だからその辺をこれから文教委員会の審議の中で明らかにしたいかなければならないと思ひていふわけで。

この大学審議会の権限事項は、大学に関する基本的事項の調査だ、こういうふうにして書いてありますけれども、大学に関する基本的な事項というのはいささかどういふことを言いますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学に関する基本的事項というところで私どもがこの範囲に含まれていて考えておりますのは、例えば大学の教育研究組織のあり方であるとか修業年限をどうするか、入学資格をどうするかというふうな問題、それから大学の教職員に関する諸制度とかあるいは学位の問題、あるいは大学の教育課程の問題、あるいは量的な面でございしますれば高等教育の整備計画というふうな問題、そういうたぐいのものが大学に関する基本的事項であらう、こういうふうな考えでおるわけでございします。

○粕谷照美君 この大学に関する基本的な事項はほとんど大学に関するものが全部含まれていよう感じがするわけでありまして、審議をするこの大学審議会の前提になっているものが大学改革協議会である、こういう理解は間違っていないか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学改革協議会でございしますけれども、これは臨時教育審議会から第二次答申が出されまして、大学改革についてのいろいろな御提言がありました。もちろんその中にいろいろ大学審議会を設けるということも一項目含まれておるわけでございしますが、ただ、そういう諸般の大学改革に関する問題について、この大学審議会ができるまでの間は何かしなくてはならないことも適切でなからうということ、この間に、

いっば非公式ではあるけれども、大学関係者の方々等にお集まりいただいて、主として臨教審で提言されておりますような大学改革の方向について、あるいはその具体化の問題等について議論を深めておいていただこう、そういうことでやっておる協議会でございしますので、そういう意味から言えれば内容的にはねらいを一にするものでございしますけれども、もちろん正式のものではないわけでございます。

なお、形式的にこれが大学審議会につながっていくという性質のものでもない、こう思っております。

○粕谷照美君 その大学改革協議会の問題については、それを中心にして質問をしなければなりませんが、今局長おっしゃいましたけれども、文部大臣裁定のこの資料を拝見しますと、六番目に「大学審議会の構想の具体化等」という項目が入っているんですね、大学改革協議会の中で。そうしますと、まだ法律もつくれないのに構想を具体化していくというのはいささかどういふことなんだらうか、こういう疑問も出てまいりますので、それについては、きょういただいた資料も含めて後ほど新たに質問をいたします。

さて、その基本的事項の調査ということで、一番皆さんが心配をして私どものところに反対声明あるいは陳情、請願いろいろ来っております中に、大学自治との関連で一体どのようになっていくんだらうか、こういう心配なんですね。大学自治が抑圧をされていくのではないかと。その点はどのように考えておられますか。

○政府委員(阿部充夫君) この大学についての御議論というのは、先ほど申し上げましたように、いろいろな項目にわたらして大学の基本問題について議論をしていただくということでございます。要すれば、大学についてのいろいろな、現在学校教育法で定められている、あるいは大学設置基準で定められているその他の仕組み等について、改革ができるものは改革をしていこうという

ようなことを含むわけでございします。

しかしながら、それは個々の大学についてどうしようかなことを議論するというようなことを目的にしているものでもございませんし、それから、先ほど申し上げました勧告の問題も、一つの政策についてこの審議会から文部大臣に対して勧告をすることができるといふことでございまして、大学と直接に接触をするのは、文部大臣が従来からの文部大臣の権限に基づいて接触をしていくということでございますから、従来の関係を変更するものでも何でもないというものでございます。

○粕谷照美君 臨教審の答申を見ますと、大学の自主性、自律性、こういう言葉が非常にたくさん入っております。自治という言葉が非常に少ないですね。その辺のところも絡まってくるわけですが、大学の自主性という臨教審の答申は、文部省としては自主性というのとは一体どういふところにあるんだというふうに理解をしておられますか。

○政府委員(阿部充夫君) これも私、臨教審に直接出席をしておりますのでやや想像を交えてのお答えになるかと思いますが、臨教審答申が大学の自主性、自律性というのを申しております。大学の自治という大切な言葉でございまして、従来、大学の自治という言葉をいいたし、何と申しますか、権利の主張だけで義務というのかそれに伴う責任の部分が欠落をして使われる、動かされるというような雰囲気を感じるわけでございまして、臨教審が自主性、自律性と、みずから律するんだというところもセットで言っているのは恐らくそういう趣旨ではなからうかと思っております。

○粕谷照美君 その内容とするところは、大学の教育、研究、学内運営等について、基本的には大学自体で決めていく、ただしそれについてはみずから責任を持つていくことのあらわれではなからうかと、こういうふうな理解をしている次第でございます。

でございまして。

○粕谷照美君 もう少し具体的に言っていたきたいと思ふので、先ほど申し上げました、私も社会党の文教部会のアリゲで飯島先生がおいでになってお話をされては、大学の自主性というのは財政的な自主性の問題、人事管理上の自主性の問題なんだ、こういうことを言っているんですね。そのことは否定しません。

○政府委員(阿部充夫君) 大学の活性化を図っていくということの一つの手法として、やはり大学については、財政面でもできるだけ、何と申しますか、国の会計制度の規制によって大学の教育、研究が円滑にいかないと云われるような面等もございまして、そういった面についての改善を図っていく必要があるというところは私も臨教審と同じ意見でございまして、そういう意味での自主性ということとはこれは大事なことではございますし、また、そういう方向で現在も諸般の会計制度等についての検討も行っておりますのでございまして。

また、人事の自主性という問題につきましても、これは臨教審答申が出てから、出る前でもございましたが、臨教審答申の方針等を踏まえながら、例えば助教授の任命権をこれまで文部大臣が持つておりましたものを学長に委任するというような形での、まあいわば簡素化と自主性と申しますか、セットのような形の改革の一部実施をしておるわけでございまして、そういった意味で、大学が生き生きとして活動ができるような制度面での仕組みというところにつきましては、飯島先生が言われたと言われましたけれども、そういう方向を踏まえて対応はしていかなければならないと、こう思っております。

○粕谷照美君 そういたしますと、例えば学長、学部長、その他の部長、評議員等、大学の管理運営上重要な役職にある方々の人事の自主選考権、これは教育公務員特例法に入っておりますが、国立大学だけ影響をするわけでありますが、こう

いう問題については、大学審は触れるというようなことは考えられませんか。もう法律で決まっているわけですからね。

○政府委員(阿部充夫君) 大学審議会がこれからいろいろなことを御議論をいたしていきたいと思ふには、やはり法律で決まっておりますことでも直さなければならぬ部分、例えば学校教育の制度で学校教育法関係の規定等について現在言われておりますのは、例えば大学院を夜間とするというためには法律上の規定もあるいは直さなければならぬいかもしれないという点等もございまして、法律事項に一切手をつけられないことを申し上げるつもりはないわけでございまして、もちろん法律事項まで含めての全体的な検討ということが必要になるだろうと思ひます。

ただ、大学の学内における教員関係の人事の問題というのは大学自治の基本にかかわる問題でもございまして、御議論が出るということはあり得るかと思ひますけれども、これを現段階で文部省が手をつけていくというふうに考えているわけではございません。

○粕谷照美君 今局長がおっしゃる通りに、確かに大学の中に夜間部をつくっていくなどということは、これは大学そのものがいろいろと決めるが相談をして予算などもつけてもらって法律も直してなどということになるんだと思ひますけれども、今のこの人事の問題は、やはり大学の自治に関する非常に基本的な問題でありますから、触れることはあろうかもしないけれども、私は、そのときの文部省の態度というものは非常に大事なことだと思ひます。

それから、その他の大学の自治に関するところについては、文部省としてはどういふようなことがあるかと考えておられますか。

○政府委員(阿部充夫君) 大変恐縮でございしますが、御質問の趣旨がちょっと受け取りかねております。

○粕谷照美君 今大学の自治という問題の中で、一つは教員の人事の自主選考権がありますねと。

こういうことで一つ確認をいたしておきます。その他に、文部省として考えているのがありますかというのを聞いています。

○政府委員(阿部充夫君) 一番基本的には、やはり大学の自治というのは学問、研究の自由あるいは教授の自由ということから出てきていることとございまして、大学における教育、研究の内容的な面というのにつきましまして、これは基本的に大学の自治にかかわる事項であらうと、こう思っております。

○粕谷照美君 先ほど財政的な自主性の問題の話をいたしましたけれども、財政の自主権というのがあります。戦前には大学自身に一定限度の自主権を認めた特別会計法というのがありました。今、国立学校特別会計法で、一定の範囲で文部大臣の財政自主権を認めているわけですが、大学にはないのではありませんか。この問題については、当然大学審議会でも検討がされるものだというふうに思ひますけれども、文部省は臨教審答申を受けているんことを考えながらも法律も出している、制度もやっていると云うふうなところにいるんですが、この点についてはどういふふうにお考えを持っておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 現在の国立学校特別会計制度というのは、国立学校全体を統括した特別会計の制度でございまして、国立学校全体として弾力的に運用していくことができるようになっている趣旨でできた制度でございまして、文部大臣がその会計の運営についての責任を負い、その権限を持つておるわけでございまして。戦前の特別会計制度は、各学校別に設けられていたという時期もございまして、その時点ではそれぞれの特別会計がそれぞれの大学にとって自由に内部の運用ができるという仕組みがあったということはそれとおりであらうと思ひます。

それから、今後どういふふうにお考えいくかというところは、これも新しくできる大学審議会の御議論で出てくる可能性のある事柄だと思ひますけれども、ただ、現在の私の個人的な考え方

けれどもみんな政令事項で、その政令が明らかに
なるまで國民の人たちが心配して騒いだんじやな
いのですか。そういう意味で、政令にゆだねられて
おりますけれども、これじゃ国会に法律案の審議
をゆだねているにもかかわらず、大学審議會を設
置することだけを決めて、その中身については政
府に任せてください、信用してください、自由に
さしてください、こういうふうに言っているよ
うなもので、私は、国会を軽視するもの甚だしい
ものだ、というふうに思うわけです。もし、そうじ
やありませんというのであれば、審議會の性格
を左右するこういう事項というのは、政令じゃな
くて法律の条文に明記をする必要があるのじやな
いか、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま御指摘になり
ましたような審議會の構成あるいは運営の問題で
ございませうけれども、これらにつきましては、他
の審議會等の例からいいますと、すべて政令以
下にゆだねられているというものでございませう。
なお、現段階で考えております政令の項目とし
ては、先生のお話にございましたけれども、委員
の任期を定めること。それから特別委員と専門委
員を置くことができるという根拠規定をつくりた
い。それから会長、副会長を置きます、その選
考方法を定める。それから部会を置くことができ
るという規定を設けて、内部組織として部会で審
議を進めることができるようにしておきたいとい
うようなこと。それから議事につきましては議事
手続を決める。それから最後は、庶務の担当は文
部省の高等教育局の何課であるというようなこと
を規定をする。こういったような比較的形式的な
内容のものを決めたいと、こう思っておりますわ
けでございます。

なお具体の中身につきましては、これは政令で
ございませうから、今後政府部内で検討して詰めて
いくということになるかと思っております。
○粕谷照美君 法律を出すときにそういう政令な
どというものは、こういうようなことを考えてい
ますというのを一緒に出せないんですか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま申し上げまし
たように、やはり政令というのは、法律の施行の
前後において政府部内で閣議に諮って決めて施行
をするというものでございませうので、かなり前の
段階からそれを御提示をするということとはちよ
つと適切でないと思っております。ございませうが、
内容的にはただいま申し上げましたような中身を
決めるという方向で文部省として考えております
し、法律から委任を受けておりますもの、政令と
いうのはそれぐらいの事項であると、こう考えて
おります。

○粕谷照美君 それでは、先ほど申し上げました
この委員の任命なんですけれども、非常に抽象的
な基準であります。それは一体どういうことであ
るか。例えば一九五一年の第十回国会のときに文部
省は法案を出しましたね、これは国立大学管理法
ですか。その中には、「文部省に国立大学審議
会を置く。」「こういうふうにして、「委員は、」
「国立大学の学長が互選した者六人」、「日本学術
会議がその会員のうちから推薦する者四人」、「学
術経験のある者について面議院の同意を得た者十
人」と、こういうことを明記しているわけであ
る。明確な法律事項として記している。それに比
べればまさに雲泥の差だ、というふうに思いま
す。これは問題点の一番大きなところだ、という
ふうに思いますが、なぜそのような縛りをかけな
かつたんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 委員の選出につきま
しては、かねて申し上げておりますように、でき
るだけ大学の関係者を中心としながら、なおかつ社
会の各界各層の方々の御意見も反映できるように
というところで考えておるわけでございます。けれ
ども、そういった具体の選出につきましては、どう
いう分野から何人というように余りかたくなに決
め込むという方式をとりますと、やはり、委員の
人選について硬直的になり過ぎて必ずしも適切で
ない。あるいは、そういう団体推薦みたいな方式
によりますと、必ずしも自由な、活発な御意見と
いうのが闊わすことができなくなってくるような

面もないわけではないようなことを考え
まして、いわば他の審議會に一般にあるような形
での比較的抽象的な表現にさせていただきますわ
けでございます。

なお、戦後直後の国立大学管理法についても
お触れになったわけでございますが、国立大学管
理法案で言われております国立大学審議會、あれ
は、審議會ではございませうけれども実質的には国
立大学全体の予算等について審議をし決定してい
く、あるいは学部学科の設置等について審議をし
決定していくというふうな意味からいいますと、
いわば国立大学全体についての管理機関みたいな
もの、管理法で出てきておるわけでございます。か
ら、そういう位置づけのものでございませうので、
国立大学の学長さんの中から何人というふうな書
き方をしたわけでございますが、今回の場合は、
そういう管理機関というふうなものではなくて、
まさに政策のあり方について広く御議論をいた
だく機関ということでもございませうので、かなり性
格を異にしているというふうに考えておるわけ
でございます。

○粕谷照美君 しかし、縛りを絶対に何人など
ということをかけなくとも、答えられる部分という
のはあるんだと思ふんです。

大体国立大学系、国公立系あるいは私学系、そ
して学識経験者、こういう考え方のものは持
たないんですか。大体教育関係者が中心になるん
だ、ということはいえないんですか、まだ。

○政府委員(阿部充夫君) 人数について何がどう
というふうなことは申し上げかねるわけございま
す。これからの選考でございませう。

ただ、私どもの気持ちとしては、先ほ
ど来お答えしておりますように、やはり大学につ
いて御議論をいただき、大学関係者のコンセンサ
スをつくっていくというふうなことを考えます
と、大学関係者というものが中心に置かれながら、
しかも各界各層の方にも入っていただくというよ
うな仕組みでつくっていくべきものであろう、こ
ういうふうに思っております次第でございます。

もちろん、具体の人選に当たりますと、それ
は国立と私学ではかなり立場が違ふ、御意見が違
うということ等もあり得ようかと思ひますので、
国公私のパランスの問題であるとか、いろんなこ
とを念頭に置いて、いわば常識的におかしくない
ような形のもののは当然考えなきゃならない、こ
う思っております。

○粕谷照美君 時間が来ましたから、私はここで
質問の半分がようやく終わったので、これでやめ
ますけれども、例えば学識経験者でありませう
でした。そして学識経験者でありました。確
かに「臨教審だより」を読みますといういろいろな学識
を持った方々もいらつしやるわけですが、
しかし任命された会長を「裸の王様だ」などとい
つて文書を流すような方がいらつしやったり、あ
るいは文部省解任論を堂々と文書にして、そして
文部省の審議會のメンバーになつたりするうな
方々も皆さん選んでいらつしやるじゃないです
か。文部省が選んだんじゃないで総理大臣が選
ばれたということになるわけでありませうけれど
もね。私はそういう意味で本当に委員の人選とい
うことは大事なことだ、気をつけていただかな
い。大学改革協なんから見ますと、審議會の中
には女性をうんと採用していくんですよ。年次
計画なんかもちゃんと総理府でつくっているわ
けですけれども、たつた一人、十八人の中のだ
一人しか出してない。今、高校卒業して大学に
入る女子学生、進学率でも志望だけでも四三
%なんです。そういう子供たちの問題もありま
すので、いわゆる文部省関係の審議會にぜひ女性
の委員を出していくように積極的に進めていただ
くように、こういう点は文部大臣、頑張ってい
たかいますか。

○國務大臣(塩川正十郎君) どうも、人選の問題
につきましては、なかなかそこまで頭がいって
おりませうで、専らこの法案を一日も早く上げて
いただきたいということでは……。
しかし、仰せのあったことは、私はやはり女性

も大事にしなきゃならぬ、これは当然でございまして、御質問に答えなきゃならぬと思ひます。御質問にあったことはよく頭の中に入れておきますが、これは余り拘束されるべき問題ではないとも思ひたいいたします。しかし、おっしゃったことはよく聞いておきますので、御承知いただきたいと思ひます。

○粕谷照美君 きよの質問は、これで終わります。

○委員長(田沢智治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時二分開会

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○木宮和彦君 それではただいまから質問をさせていただきますが、午前中に、山本委員はか大変熱心な質疑とそれに対する大臣の答弁がございまして、私はずっとそれを承って、大変うれしく存じております。

これから法案につきまして質疑したいと思ひますが、その前に、ついでこの間出ました臨教審の答申につきまして、ひとつ大臣にちょっとお伺いをしたいと思ひます。

この臨教審は、ちょうど三年、延べ二千時間かけた大変な審議会でございますけれども、この答申を私も読ましていただきましたが、そう言う大変一生懸命やられた委員の先生方あるいは関係者には大変申しわけないんですけれども、私が期待していた答申とはほど遠いと申しますか、何かそんなむなしさを感じました。まさに社会党の委員と同じですが、これはやっぱり与野党お互いに腹を割って話しをすればうまくいくので

ないかとは思ふんですけれども、ただ、私の非常に残念に思うのと、また野党さんの残念に思うところ、あるいは左と右逆の方向じゃないかと思うので、その点だけはあらかじめ明らかにしておきたいと思ひます。

特に、この始まった時点におきましては、校内暴力の問題であるとかあるいは偏差値の問題であるとかあるいは学歴の偏重の問題とか、こういうことを何とか是正したい、教育のひずみをひきとつて正したいということで、実は中曽根総理大臣も大変な勢いでやられたわけですが、結果的には、何が原因したか私知りませんが、ともかく竜蛇尾といひますか、野たれ死にと申しますか、何かその辺が非常にしびれました。これは国民の期待が非常にその点では私だけではなくてみんなそう思っているんじゃないかと思ふんです。

この間アンケートをいただきましたので、採点しろということ、実は五十点の採点をして出しましたんですが、たまたま専門委員の先生に、実はこのアンケートが来て五十点で出したと言ったら、五十点くれたかよかったです、私は十点だと言つて大笑いをしてしまいましたけれども、恐らく関係している専門委員の方々も何か割り切れないものを感じているように思ひます。そういう点で、せっかく仏をつくろうと思つて一生懸命やられたと思ひますが、やその仏が十分な仏ではなかったような気が、私もいたしますが国民の皆様方の感想も恐らくそういう点では何か物足りないような感じがいたしておる。これは決して私は文部省の中にも保守的な、やっぱり改革に対して非常に恐れをなしているような一面があるような気がいたしてなりません。

一人一人の方にお話を聞きますと大変立派な方ばかりでございますが、文部省全体から見ると何か一つの一機みたいなもので、連判状をお互いにとつて、お互いに何か改革に対して非常な、何といひますか、実際にやっている方にとってはなかなか容易なこととは思ひませんけれども、特

に、事子供に關することでもしも失敗したらこれを取り返しがつきませんので慎重にならざるを得ないということも私も十分わかります。しかし、それ以上にやっぱり今の現状を何とかせよとならぬという、そういう高い要望が国民の中に私はたくさんあると思ひます。

私はそう思ふんですが、大臣、この答申の評価、どういふふうに言つたらいいか知りませんが、評価なりあるいはそのたまたまといひますか、答申に盛り込まないことでもなお進んで教育改革に取り組んでくださると思ひますけれども、けさほどのお話でもそうだと思いますが、その抱負といひますか、ぜひひとつお聞かせいただけたらと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(塩川正十郎君) 臨教審の答申をいただきました。私は、臨教審の委員の方々は大変に御尽力していただいた、本当に熱心に議論されたと思ひます。この種類の審議会、政府の審議会としては異例なほど勉強もしていただいた。それだけにあの委員の方々が、本当は教育問題わかつていただきたと実は思つておるんです。わかつていただきたということは、やっぱり日本の各界の代表でございますから、この結果もまた私は大きいと思つておるんです。それは伝播していきまします。そういう意味で、この臨教審は非常に大きな成果があったと思つております。

木宮さんおっしゃる通りに、何となく物足らぬところがあるとおっしゃっていました。私もこれは、今そういうことを言うのは不慮識かも知れませんが、あえて希望を申すならば、臨教審の中での私は、概念規定と申しましようか、そういう現代の教育に取り組むべき教育の哲学というものをもう少しはっきりしていただきたらよかったですと思ひます。

しかし、こうして広げかつ多岐にわたりました御検討いただき、答申をいただいたんでございまして、私からは、その中でできるものはもうやらなきゃならぬというような中身のものについてはどうと進めたい、こういう

気持ちでおります。

○木宮和彦君 今、大臣の御答弁をいただきました。大変強く思ひます。そのとおりだと思ひます。日本は明治の前の江戸時代に開港してからちょうど四十年たつて、日露戦争で国威が發揚したといひますか、それから四十年たつて実は昭和二十年の敗戦でございまして。それから四十年たつて昭和六十年に世界一の経済大国になつたわけでございますが、まさに改革の時期は四十年ごとによつてくるような気がいたします。

そういう意味で、この教育改革は戦後処理の最後の総仕上げということでやられたこととございまして、ぜひひとつその精神と国民の教育に対するやっぱり改革を望んでおりますので、ぜひひとつ今後とも御英断のことをよろしくお願ひいたします。

私は、教育改革というものは、個々にわたつていろいろ言われておりますけれども、今一番問題になるのはやはり教育基本法、これは教育の憲法みたいなものではございまして、あるいは先ほど来いろいろと話題にも出ましたけれども教育公務員特例法、この三つの法律を、切り込むとか何とかいうことじゃなくて、やはりこちら辺でもう一度検討をして、それを改正するかしないかはともかくとして、やっぱりこれらを包含して、これからの教育というものを見定めていかないと、本當の意味の改革はできないような気がしてならないのでございまして、大臣、その辺の御所見はいかがでございませうか。

○政府委員(川村恒明君) ただいまお尋ねがございました。教育改革に取り組むにつきまして、例えば教育基本法あるいは学校教育法等その基本のところは深く切り込んだ議論をすべきではないかというところでございまして、一つ御理解いただきたいわけでございまして、このたびの教育改革、臨教審の審議を始めるに当たつてどういふ基本的な理念で進むかということについて国会で御議論がございまして、それで、この臨時教育審議

会の設置法を見ていただきますと、「教育基本法の精神にのっとり」ということがその第一条に規定をされているわけでございます。つまり、戦後の四十年の教育の歩みの中で、その中心となつた教育基本法というものは、そのこと自体は大切である。それを踏まえながら改革をしようということがこの臨教審の基本のスタートである。もちろん、教育基本法というのは非常に、一部に言われておりますようにやや抽象的な規定がございますから、その精神というものをきちんと明確にし、これを現在の教育を根づかせるという点で臨教審も御議論いただいたわけでございまして、二次答申なんかにはそういうことが出ておりますけれども、ともかくその精神、教育基本法というのはこれを大切にしていこうという点において、今回の教育改革のスタートにおいて、臨教審の設置法にそういうことが明記されたということは、やはりこれが今回の改革の、何といましようか性格づけをしているんじゃないかというふうに思っております。

一方、そういう理念と、もう一つの問題としてただいま御指摘のございました学校教育法でございますとか教育公務員特例法でございますとか、これはそういう理念に基づいて現在の教育制度をきちんとつくっている最も基本的な制度でございます。そういう基本的な制度について、今回の教育改革でどこまで立ち入るかということでございますけれども、その点については、今回臨教審でかなりその辺の御議論はしていただいている。例えば、中等教育の多様化という観点から六年制の中等学校をつくらう。これは、学校教育法で定められております学校に新しい種類をつくるということでございますから、学校教育法の一部に手をつけるということでもございますし、あるいは初任者研修ということもございまして、この初任者研修というのは、現在の教育公務員特例法の体系の中でまた一つ新しい法律的概念を持ち込もう、こういうことでもございますから、その辺のところはやはり臨教審も御議論はいただいたのではない

か。

ただ、先生のお気持ちをそんたくすれば、学校教育法にしても教育基本法にしても、十分そのものについて議論がなされなかったのではないかと。それはあるいはそういうことがあるかもしれないけれども、臨教審としては、与えられた土俵の中でそれなりの仕事をしたいのだではないかというふうな思いでおられるわけでございまして。

○木宮和彦君 最初のスタートがそれでございまして、この中でやむを得ないと思ひますけれども、ぜひひとつこれから大きな目で二十一世紀に向かって日本の教育の進路を誤らないように、我々の責務があるような気がしてならないわけです。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、臨教審の答申の中に国旗・国歌のことが特にうたわれております。私も賛成でございまして、ぜひひとつ、愛国心とか何とかということじゃなくて、国民として国歌・国旗をやはり尊重するということは大事だと思ひます。現在は国旗・国歌につきましましては何らの法制もないという、また、現場の先生方もそういうことを盾に反対をしていらっしゃる方もいらっしゃいます。しかしながら、同じ組合の中でも、あるいは日教組出身の国会議員の中ですら、私に向かつて、ぜひひとつ国旗と国歌はあれは法制化したらどうか、そうすれば組合の中のいろんな論争も終止符打てるんだがなと、これは難談でございますけれども、そういう御意見を述べられた方もおります。

私も法制化がいいか悪いかは別として、なくても国民みんながひとしく国旗・国歌を尊重するのが一番いいんですが、やはり戦争という大きな犠牲もありましたので必ずしも全部強制するわけにはいかないと思ひますが、何とかこの法制化について、文部省は権限外かもしれませんが、どんなお考えかちょっとお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(西崎清久君) 国旗・国歌を学校教育上適正に取り扱うことにつきましては、文部省が従来指導してきておるところでございます。その

根拠につきましては、先生御指摘のとおり、国旗に關してあるいは国歌に關して一般的な法令としての定めはございません。しかし、歴史的な経緯並びに国民的な感情という点からいって、日の丸並びに君が代がそれぞれ国旗・国歌であるということは、政府見解として総理大臣、総務庁長官、文部大臣が従来の国会において明らかに御答申申し上げておるところでございまして、政府の考え方として、君が代・日の丸が国歌・国旗であるというところは従来から一つの考え方として申し上げておるところでございまして。

一方、法令的な問題として、これを制度化すべきではないかという点につきましては、政府に置かれております公式制度連絡調査会議というようなものがあるわけでございまして、この公式制度連絡調査会議におきましては、例えば元号の問題、その他国旗・国歌の問題もかつて五十年代の初めに取上げられたことがあるわけでございまして。しかし、私どもが仄聞する限りにおきましては、現時点で国旗・国歌について正式の法令等の定めをするかについては、公式制度連絡調査会議においてはなお結論を出していないという現状でございまして、現在の段階では政府の考え方として直ちに法令をもって国旗・国歌を制定するというふうなことはなっております。

ただ、念のために申し上げますれば、学校教育におきまして学習指導要領で君が代・日の丸を国歌・国旗として扱っておられることは、国として君が代・日の丸が国歌・国旗であるという前提で学校教育が扱われている、こういうことでございまして、その点については明確にこの際申し上げられることだと思ひわけでございまして。

○木宮和彦君 次は、やはり答申の中に出ておりますけれども、文部行政といいますが、教育行政におきまして、これから文部省がいわゆる政策官庁に衣がえするといいますが、そういう重点を置いていかなければいかぬというような趣旨のことが書いてございます。

現在政府の省庁もかなり様変わりしていると思ひますが、政策あるいは許認可だけをやるのか、あるいは実際の現場を持つておる省庁といういろいろあると思ひますけれども、その中でやはりこれらの文部省が政策官庁としてぜひこれからやっていただきたいと、私もそう思ひます。そういう意味で、これからそれをどういうふうな具現し、また努力していけるつもりなのか、ぜひひとつお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(川村恒明君) 臨教審の答申でも、「文部省は、今後、政策官庁としての比重を高める」べきという御指摘がございまして、その「政策官庁」というのはどういう概念であるのか。これに対するのが今先生御指摘の、現場を持つてい事業官庁あるいは許認可をやる許認可官庁ということであろうかと思ひます。例えば、そういう意味で言えば、文部省で直営で事業をやつておられるのは国立大学だけでございまして、義務教育はすべてそれぞれ地方自治体、こういうことでございまして、私どももこれはしっかりと大切にしたいかなきやならないというふうに思つておるわけでございまして。

私ども文部省も、従来から各局それぞれの立場で政策立案をし、情報の収集をしていくわけでございまして、こういう臨教審の御指摘もあり、これからの時代のことを考えると、さらに文部省全体としてそういう機能を強化していかなくてはならない、こういうふうに思つております。でございますから、それは文部省の全体としての仕事の仕方の問題になるわけでございしますが、直接的には私どもの方で、と申しますのは、大臣官房で従来からそういう関係の仕事をしておるセクションがございまして、官房政策というふうな言い

方をしておりまされども、そこを中心、さらにとりあえず機能の強化を図っていきなさいということをお考えをしまして、例えば私どもの方にございます現在の調査統計課というものを調査企画課というふうなことを改編をするとか、あるいは現在文部省が国立教育研究所という研究所を持つておるわけですが、この機関をそういう政策形式のシンクタンクとして再編成をするというふうな、これはもう臨教審で指摘されております。そういうことで、この所管を大臣官房の方に移して順次その改編を図ってまいりたいというふうな、あるいは外部に対する情報提供という観点から教育白書というものを、従来大體五年置きぐらゐに出してまいりましたけれども、これからは毎年そういうものをどんだん刊行していくではないか。そんなことでこれから取り組みを強化してまいりたいと思つておるわけでございます。

○本宮和彦君 ぜびひとつ、どうも明治以来名前の変つていない省庁は大蔵省、外務省、文部省の三省でございまして、あとはみんな名前が變つて、大分衣がえをして印象も變つてきてまして政策官庁らしくなつてきているんですが、文部省もできたら教育省ぐらゐに變えていただいてもうちよつと国民になじみのある、何かこう上から見おろすわけじゃないんでしようけれども、どうも文部省へ行くといふと三流官庁とだれか言いましたけれども、冗談じゃない、私にとつては一流官庁だと思つておりますので、ぜびひとつ幅の広い御活躍を期待したいと思つたので、よろしくお願いいたします。

もう時間も、余り余分なことを言つておりますと肝心なことを申し上げられませんで、いよいよ法案にありますが大学につきましてひとつお尋ねをこれからしていきたいと思つてます。大学改革を進める上において、特にこれから生涯教育ということが非常に盛んになつてまいります。ですから大学も、開かれた大学で生涯学習といひますか、そういうお年寄りも中に入つてきて

研究あるいは教育されるようなふうな、そして社会との連携をもつと密にしていだいて、特にこれから技術革新とかあるいはその他いろいろな企業の研究者との交流とかいうことが私はこれからの大学のあり方にとって非常に大事なことで思ふんですが、これにつきまして、これからの大学像はどうあるべきか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 御質問にございましたように、最近の技術革新の進展でございまして社会経済、非常に急激に変化をいたしておりますので、そういった中で、やはり生活上あるいは職業上いろいろな面から生涯学習の必要性ということが言われておるわけでございます。そういったことを特に念頭に置きますと、一般的にも大学といふのは社会に開かれた存在であるべきだと思つておりますけれども、より一層そういう社会人のための対応というのは大学の側から積極的に行われていく必要があるだろうと思つておる次第でございます。

そういう観点から、文部省といたしましては、一つは例えば放送大学というふうなものを設置をいたしまして、全国化はまだもうちょっと先になつてと思ひますけれども、家庭においても職場においてもテレビを見て勉強するという機会が与えられるというふうな仕組みをつくりましたわけでございます。また、既設の各大学におきましても、従来から勤労者のための夜間教育といふのはやつてまいつたわけでございますけれども、最近はやつぱり勤労形態の變化があるせいか夜間部だけではなく勤労者が来ないというふうなこともございまして、昼夜開講制と申しますか、部分的にはございまして、御本人の都合によつては昼間の授業も聞いてもいい、主として夜だけでも昼間の授業も、きょうは土曜日から昼間行けるという人にも来てもらえるというふうな新しいタイプの教育の仕方等も開発をしつとあるところでございます。

さらには、社会人で大学に正式に入つて勉強したいという人たちのための社会人入学の枠をつくつて特別の選考方法で入学を認めるというふうな方式も、かなり幾つかの大学で行われるようになってまいりました。ただ、こういうやり方というのはやはり限度があるわけでございまして、それは社会人の方々が例えば九四年間の大学へ職業を放棄して進学できるかということになりますと、いろいろな意味で限度があるという感じがいたしますので、そういう点からいいますれば、できるだけ余暇の時間を利用してやるような方式とすれば、大学の公開講座みたいなものをもつと組織化をして対応していくというふうなことも必要になつてくるであらう、こう思つております。

大学の公開講座もいろいろな面で大変広がつてきておりまして、十年ほど前に比べますと、ちよつと手元に資料を持っておりますけれども、相当大幅な伸びをこれは国公立の大学でやつていただいておりますが、大體比較的短期間、短時間のものが多く、あるまじやうなものを身につけていただくというのについてはやや欠ける点があるような気がいたしております。これは実験的なことでございまして、今国立大学のひとつで少し六十時間とか百時間とかまとまつた時間を割いて、あるまとまつたことを覚えていただくような公開講座をやつてはどうかというふうな検討に着手をしていただいている大学も出てきております。

そういういろいろな方向で大学と社会の交流、特に社会人の受け入れという問題につきましても、大学側も積極的に対応するように文部省としても工夫をいたしまして、各大学においても御努力を願うように指導してまいりたい、かように考えております。

○本宮和彦君 戦後の学制改革で、私がこの六・三制で一番よかったのは、やはり何といひましても教育の普及といひますか、あまねく国民が教育を受けられるようになったことだと思ふんです。特に大学が、先ほどどなたかかの御指摘がございましたけれども、国公立を合わせますと、短

大も合わせての話ですが、千以上の学校があつて、まさにアメリカの二千、それから日本の千で、まあソ連の八百と申しますが、それだけ大学があつて大勢の大学生が入るということは、私は大変とうといことだと思ふし、また、諸般の皆様の御努力のたまものだと思ひます。

ただし、大学の運営そのもの、特に国立大学の場合でございますが、戦前にわづか二十かせいぜい二十数校の大学の運営をそのまま戦後の大学運営に持ち込んだという大げさなこともございせんが、それが今言つたようないろいろな意味で硬直化があるのではないかとこの私危機感を感じておるんです。ですからやがて教育公務員特例法を改めるなり、あるいは今の大学が何とかその辺の硬直化を、もう少し弾力的に進むにはいかんといういか。一体大学といふものはどういふ定義なのか私もよくわかりませんが、現在の大学が果たしてどういふふうな役割と、今後その役割をどう果たすべきか、また、どういふ運営をすべきかということをも模索している段階だと思ひます。それがすなわち今回の法案にある大学審議会ではないかと私思ひますけれども、ぜびそういう意味で抜本的に大学の運営についてひとついろいろな面で大所高所から御検討いただきたいというのが私の率直な気持ちでございますが、この答申を受けまして、今回の法案を出すに当たつて、今後の大学の運営について文部省としてぜびひとつリーダーシップをとつていただくと上において、何か御意見がございましたら御開陳いただければありがたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 大学でございませうけれども、戦前の旧制度の大学、これは当時は国家枢要の人材を養成するといふような形で、いわば學術の中心でございまして、特にエリートの人材を養成するといふ趣向が強くあつたと思つておるんですが、戦後の大学は、やはり学問の中心でございますが、そういう性格と同時に、広く国民に高等教育の機会を提供するんだという役割を担うという仕組みのものとして戦後定着をし、大

大も合わせての話ですが、千以上の学校があつて、まさにアメリカの二千、それから日本の千で、まあソ連の八百と申しますが、それだけ大学があつて大勢の大学生が入るということは、私は大変とうといことだと思ふし、また、諸般の皆様の御努力のたまものだと思ひます。

な拡充を見てきたわけでございまして、現在、国民の同世代人口の約三五%が大学に進む、こういう時代でございます。そうなってまいりますと、入ってくる学生も非常に多様な資質、能力、非常にばらばらの人たちが入ってくるわけでございまして、これだけの多くの方々を対象にするということになりますと、やはり大学と社会の結びつきと申しますか、大学の社会的存在という重みは非常に大きくなってきているというふうに考えるわけでございます。

そういった中で大学の運営の問題でございまして、従来のように硬直的である、閉鎖的であるという御批判を招かないように、これは基本的には大学自身がそういった社会的責任、大学と社会との関係というあたりのところに十分意を用いて適切な運営をしていただくということが望ましいと思っております。また、そういう方向での御努力を、文部省としても指導助言等は行っていくかなければならない、こう思っている次第でございます。

もちろん、臨時教育審議会の審議におきましても幾つかの点が言われておりますけれども、一つは、やはり大学は社会からの声を聞くべきであるというように、社会の、要するに学外の人々が大学の運営に一部加わってくるような、そういう御指摘もございまして、あるいは、先ほど午前中の御議論にも出てまいりましたが、教授会、評議会といったような、そういう一つの、多数の教官によって組織される、そういう組織がこれまでに適切に運営されるように、それは学長なり学部長なりが十分なリーダーシップを発揮すべきであるという御指摘等もいただいておりますので、そういった点等も含めながら、今度の大学審議会が充足いたしました際には、大学をそういった社会との関係においてのことも十分念頭に置きながら、大学の中で生き生きとした教育研究活動が行われるようにするには、大学の運営の方法

というのはどうしたらいいのかということについての御議論は、これは一つの大きな課題として議論されることになるだろう。私もその成果を大いに期待をいたしておるところでございます。○木宮和彦君 私まさにそのとおりだと思うんです。しかし、これは容易なことじゃないと思いますけれども、今の制度でいきますと、学長さんというのは全く権限がございせん。人事権もございせん。予算権もございせん。ましてや管理権もない。まさに象徴的な存在でございまして、これは幾らやれやれと言ったって、全く当事者能力のない学長にハッパをかけたところで、これは私は無理だと思ふんです。だから今の大学の運営が無気力に流れているんじゃないかという私は危惧を持っています。今のままでいいか。特に国立大学、これでいいのかということを私は痛切に感じておるんです。

過日、これは臨教審も関係がありますが、私の先輩でございまして天谷さん話をしておりますから、今の国立大学は包装教育だと言っているから、私はNHKの放送教育かと思ひましたら、そうじゃないんだ、包装教育だ。というのは、これは三越の包装と同じで、ともかく包装するんで中は余り加工しないんだよという話でございまして。まさにそのような気がしてならないわけなんです。包装じゃなくてやはり実質的にそこに入ってきた学生が少しでも学問をし、その学問は何であるか、あるいはその端緒といいますか、研究する最初のとともかく方法論を大学で学んできてほしいなというのを私は痛切に感ずるのでございまして、どうもなかなかそれができておらないというのが現状のような気がいたします。何とかひとつ、せっかくたくさん税金を使い、たくさんの方々の血税を使って養成する大学ですから、私にはぜひ効果が上がるようにやっばり大学人が努力すべきだ。これ、まさに国民の期待がそこにあると思ひますので、ぜひひとつ、文部省は監督官庁でございますから、大学につきましても例外じゃなくて、やはり正しき声を大にして言っていた

だきたい、かように思ひます。

今言いましたように、教育公務員特例法につきましては、「大学管理機関」という名称がございまして、これは評議会と読み直すように書いてございまして、文部省としては、大学管理機関というのは評議会なのか教授会なのか、どうも東大の学長さんに聞きますと、いや大学の管理機関というのは評議会である、しかし実際問題として、これは教授会に大部分のものを委託しているから、教授会での決定については形式的にやるだけの話で、何も管理権はないというお話でございまして、やはり実態がそうだと、大学の運営は学長に責任があるのか、大学人に責任があるのか、あるいは監督官庁である文部省にも責任があるのか、その辺が大変明確でないでございまして、けれども、ひとつこれからの大学運営についてぜひひとつ御一考をいただきたい一点だと私は思ひますが、いかがなものでか、御所見をお願いいたします。

○政府委員(阿部充夫君) 教育公務員特例法の中に「大学管理機関」という用語が出てまいります。この用語は、先生だいま評議会と、こうおっしゃいましたけれども、実は大学の中の人事のいろいろな仕組みにつきまして、ある部分についてはこれは学長の権限である、ある部分についてはこれは教授会の権限である、ある部分については例えば教授会の議を経て学長が決めることであるというように、いろいろな書き分けがいたしております。それぞれ項目に基づきまして学内の諸機関がいろいろな形でかわるというように、この規定ができておるわけでございまして。

教育公務員特例法が充足いたしました当時、先ほど午前中のお話にも出しましたけれども、国立大学管理法というような管理制度を改めて検討するということもございましたために、大学管理機関ということで抽象的に規定をしておいて、当面は読みかえ規定を置いて運営していくという方式で参ったわけでございますが、今日ではかな

りこれが定着をしてきているというふうに思っております。ただ、先ほど来のお話で、私も、法律、制度の面から申しますと、学長は大学の総括責任者でございまして法律上の権限は持っているわけでございまして、ただ従来の大学の運営からいって、全体を円滑に運営していくという意味で、評議会あるいは教授会といったような機関において十分御協議をいただき、そのコンセンサスを取りつけながら進めていくというのが現在の法令の、特に学校のいろいろな運営の問題についての建前であるというふうになっておるわけでございまして、そういった意味では学長がリーダーシップをとってこういう問題に、いろいろな課題に対応していけばかなり有益な方向が打ち出してこられる可能性が多分にあると思っております。

全国の国立大学、たくさんございまして、けれども、その中でもかなりそういう方向でうまく運営されているケースもございまして、中には、各部署の意見がまとまるまで待とうということになりまして、いつまでもたつても意見がまとまらないというふうなことで、効率的な運営ができないという仕組みのものもございまして、そういうところにつきましては、これはやはりリーダーシップを持って意見をまとめるようにしていくというように、御努力はぜひお願いをしたいと思います。こういう御努力はぜひお願いをしたいと思います。もう一つ、先ほど立ちました際にも御説明を申し上げましたように、臨教審の方でも運営についての幾つかの御意見も出ておりますので、そういうことも踏まえながら、大学審議会でも御議論は深めていただきたい、かように思っております。

○木宮和彦君 大変私も同感でございまして、決して今の国立大学が私はずい運営だけをしているというふうには思ひません。立派な学長先生も大勢いらっしゃるのだと思ひます。また、事実そうだと思います。ただし、ややもすると学問の自由であるとかあるいは大学の自治という美

名といいますが、それに隠れて何か放任をしているんじゃないかという大学もちらほら見受けられないわけではないとは思っています。ですから、その辺が非常に難しい問題でございまして、ただ私は、学問の自由というものは、これは憲法二十三条でちゃんと規定してございます。学問の自由とその保障はちゃんと規定してございますので、これは大学だけに限らずの問題じゃないのでございまして、もう高等学校であらうと他の学校であらうと研究所であらうと、あるいはそうでない一般人であらうと、国民である以上は学問の自由と言論の自由と、これは保障されている問題でございまして、学問の自由即ち大学の自治と私は到底理解できないのでございまして。ですから、そういう意味におきまして、ぜひひとつ国立大学の管理につきましては、この大学審議会ができましたら、決して管理するという意味じゃなくて、ぜひひとつ正常な運営ができるような方向にやはり方針を改めていただきたいというのが私の大いなる希望でございまして。

どうも今までの状況を見ていると、何か大学の自治ということでもって都合の悪いことはみんな拒否しちゃう。拒否権発動みたいなものだ、国連の。何かそんな気がしないでもないんでして、ぜひその辺の御所見を大臣に承りたいと思います。いかがでございましてか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 学問の自由は、やっぱり学問の自治がこれを保障することになると思っておりますが、私も午前中申し上げましたように、学問の自治、大学の自治ということが、往々にして我々は、学者は特権を持っているんだというような考えに誤解していると思うんです。大学といえどもやはり社会の中の一つの機構であり、機関であり、そしてまた国の重要な機関でもあるわけであらうでございまして、したがって、宇宙人が集まって学校をやっているわけじゃないでございまして、そこをやっぱりよく自覚していただくことですね。

私は、今大学の先生は大部分はそういう気持ち

を持っておられると思うんですが、中には反対せざるがため、つまり反対というのは何かといったら、現在の日本の体制に反対なんです、この人たちは。それをいろんな理屈をつけているだけなんです。ですから、現在の体制反対の人がそんなことをいろいろ言ったって、我々は国全体の社会全体のことを考えなきゃなりません、そんなごく一握りの体制反対の人がたが言っているからといって、それを、そうですか、それじゃ遅延を遂行しようというふうなことでやっておったんでは、改革なんてどんな改革だつて進みません。これは何も文部省だけじゃございません。私はそういうことで、政府の一員とし、我々もまた政治家の一員として、改革はどんどん進めていくべきだ。ただし拙速に走ってはいかぬ。粕谷さんのおっしゃっているように、やっぱり意見をよく聞いて——これは大事だと思っております。だから意見をよく聞けというのはいささか大学審議会に聞きましょうと、こういうことなんでございまして、そこらにひとつ理解を示していただきますようにお願いいたします。

○木宮和彦君 私も全く同感でございまして、ぜひひとつ皆さんの御意見を十分聞いた上で、拙速にならぬで、しかもなおかつ効果の上がるようにぜひお願いいたします。大変ずうずうしい言い方で恐縮でございましてけれども。

次に、大学院大学といいますが、大学院ですが、特に最近の先端科学技術の大学院、あるいは総合研究大学院の構想があるやに聞いておりますけれども、これからまさに、大学というのは就職がほとんど一〇〇%に近いんですが、これからの日本の学問といいますが、研究というものをリードしていくのはやはり大学院の充実、しかもその人たちが自由に奔放に研究ができるようにするためには、学問の自治はまさに大学院だけがやるべきで大学じゃやるというのが私の本音でございましてけれども、それはともかくとして、今後の大学院の育成につきましては文部省といたしましてどのようにお考えでございましてか、お伺いしたい

と思います。

○政府委員(阿部充夫君) 確かに、御指摘にございましたように、これからの日本のと申しますか世界全体の発展に貢献していくためにも、日本の大学院の充実という問題は非常に大きな課題になってきていると、かように考えております。特に、午前中の御質問にもおっしゃったと記憶しておりますけれども、諸外国等と比較しますと、日本は、これだけ大きな規模の大学を持っているにもかかわらず、大学院のウェイトというのは非常に小さいという状況にある。こういった中で、これからの将来の我が国の学問研究の発展をやっていく、あるいは高度な社会をつくっていくというためには、大学院を飛躍的に充実していくかなければならないというのが私どもの課題であらうと思っております。

そういう意味で、大学改革協議会が現在議論をいろいろしております際にも、まず第一の議題として、この大学院の充実の問題というのを取り上げましていろいろ議論をいただいておりますのでございまして、そういった流れの中から、昭和六十二年度、今年度の予算におきまして、従来のなかつた新しい芽として、国公私立を通じて大学院に対して設備費の援助をしようということ、総額三十二億円ばかりを新規計上いたしました。現在、お配りをする作業をやっておるところでございまして、来年度以降も文部省の希望としてはさらにこれをふやして、一つは大学院のたのめ、まず物的整備というものはぜひやっていきたいと、こう思っておりますし、さらに各種の、各大学の大学院創設の御要望に對しまして、内容的に充実をし、適切なものであれば、これについては検討しながらもできるだけ援助をしていくという方向で対応しておるところでございまして。

先生のお話にございました、特にこれからの新しい要請にこたえまして、先端科学技術の大学院、ハイテク分野と言っておりますけれども、そういうものにつきますと、一つ新しいタイプでいうと独立の大学院大学をつくってみたいという

ような構想で、本年度構想調査という調査費も計上いたしまして、現にその内容についての御検討をいただいております。もう一つは総合研究大学院でございまして、これは全国の、例えば筑波の高エネルギー物理学研究所とか、三島の遺伝研であるとか、あるいは岡崎の生物関係の総合研究機構でございまして、大阪の民族学博物館でございまして、そういったたいのの研究機関でございまして、それを基盤にしてドクターレベルの学生に指導をする、そういう大学院というものを新しく考えたいということで、これは本年度は準備費まで計上していただいております。準備室長を置いて現在創設の準備に鋭意努めていただいております。こういうようなことでございまして、こういう新しいものもつくっていく。既設のものについても、既設の大学院に置かれる大学院についても配慮をしていくというふうなことで、今後の我が国の学問研究の向上のために最大限の努力をいたしたい、かように考えております。

○木宮和彦君 大変満足のいく御返事でありがとうございまして、ひとつ大学院だけは、日本のまさに現在の急務だと思っておりますので、この辺には文部省も力を入れて、今のような新しい形の大学院をぜひ設置していただきたいと、かように思います。

大学の中では、御承知のように私学が大体八〇%ぐらい学生を抱えておると思っております。これはその貢献度といいますが、国民の大学生のうちの八〇%は私学である。しかもその私学が国立に比べますと——これは経済面でございまして、大変劣悪な状況にあることも事実でございまして。そうかといって、補助金をふやせやせと言ったって、そう簡単に今の国家財政から見ましてふやしてくれられるものとは私も思っておりません。何とかその辺を、まあ私に言わせれば、私も私学の経営者の一人でございまして補助金につきましまして大変な関心を持っておりますけれども、しかしまた反面、補助金というものは、こんなことを私が言ってはぐあいが悪いんですけれども、あえ

て言わせていただきますけれども、これは一種のアヘンみたいなもので、のみ出すともやめられないというのと、それから、やはり私学の使命の一つには在野精神というものが、在野精神という言葉がいかにどうか知りませんが、やはり時の政府に対してでも正しいことを言えるというのが私は私学の精神だと思ふんですが、やはり補助金というものはそういうものとは真つ向から反する面がたたくさんございますので、私は補助金が必要以上にたたくさんふえるということは決していいことだとは思っておりません。むしろそれよりも父兄の軽減を考へて、父兄が私学に出した月謝の証明書が税金に即スライドしてそれが落ちるような方式がより自由な私学人を鍛えるのであるし、また国民の要請にも、まあこれ、なかなか大蔵省もうんと言わないのでちつとも実現できませんけれども、これからの私学の助成策につきましても、やはり政治的に今考へていかにかぬ時点にあるんじゃないかなという感じがしてならないんですが、文部省はどんなお考へでいらつしやいますか。もし何かありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(坂元弘直君) 私学助成、私立大学あるいは私立学校が学校教育に果たしている役割というのは、もう先生十分御承知のとおりでございます。先生も今数字でお示しになりましたとおり、高等教育で七六%、それから高等学校で約三〇%、正確には二八%でございますが、それから幼稚園教育で同じ七六%、そういう数が私学に通つておるといふ、量的な意味で我が国の学校教育に果たしている役割ということもさることながら、質的にも、先生も御指摘のとおり、建学の精神にのっとりまして、独自の校風に沿つて特色ある教育研究を行っているわけでございまして、戦後の我が国の高等教育あるいは高等学校教育が数々が爆発的に膨張してきた、スケールが大きくなつたという中で、私学が多様な教育研究を行つてきているというのは、相当我が国の多様な教育研究の発展に大きな役割を果たしているだろうという

ふうに私も思つておるところでございます。そういう意味で、私学助成については私も一生懸命取り組んでおるわけでございまして、ここ数年厳しい財政状況の中でも、毎年の予算編成に当たりましては、私学助成につきましても重点事項の一つとして取り組んでまいつた次第でございます。先生も御承知のとおり、本年度におきましても大学で五億増、特に大学につきましても特色ある教育研究を推進するという意味で特別補助の充実に力を注ぎましたし、それから大型の教育研究設備につきましても、四十四億を十億上乗せいたしました五十四億本年度計上しているところでございます。それから高等学校以下につきましても、七百二十億を五億増ししまして七百二十五億の額にしたわけでございします。

先生が御指摘の、経常費助成というもののより、それを伸ばすこともさることながら、むしろ税制面での改正を考へたらどうかという御指摘でございますが、これにつきましても、教育減税というようなことで野党の意見、御要望も強くあり、私もどこまでかそういう御要望を税務当局に持ち込んだことはあるわけですが、ある同一年代で、もうその三五%行つておるわけですから、三、五%のために減税を特別にするというのは、税制の基本的な考へ方からいかなるものであるかというものが税務当局の考へ方でありまして、したがいましても私どもは、むしろ高等学校あるいは大学に子女を通わせておる中高年層を中心としてぜひ大幅な所得減税をしていただきたいということとを税務当局に一般論として強く申し入れておりますし、そういうような形で税制改革が行われていけば私どもとしても大変ありがたいということに期待しているところでございます。

それから、これから先私学助成を一体どうするかという御質問でございましたが、その点につきましては、経常費助成、ある一定レベルの経常費助成を確保するということは、一般的な経常費助成を確保することは、これはまた私も重要なことではないかと思つておりますが、同時に、特色あ

る教育研究を積極的に私学にやつていただくという意味で、特色ある教育研究に着目したプロジェクト補助と申しますか、特別補助あるいは大型教育研究設備の補助を充実していくということも重要ではないかというふうに考へておるところでございます。

○木宮和彦君 まさに私も同感でございます。ぜひひとつ温かい目で、やはり私学がこれから日本の一部を担つていくことは事実でございますので、文部省、皆様方の御協力を心からお願いを申し上げたいと思ひます。

時間もなくなりましたが、大学審議会につきましては午前中に柏谷委員からいろいろと細かくお尋ねがありましたので、私もお尋ねしようと思ひましたけれども、重複を避けて、二、三だけお尋ねをいたしたいと思ひます。

一つは、まず、大学審議会に文部大臣は何を諮問なさるのかという基本的な問題をひとつお教えいただければありがたいと思ひます。今現在で結構でございますけれども。

○政府委員(阿部充夫君) 大学審議会の創設についての御審議をお願いしておるわけでございします。私どもがこの審議会を創設したいと考へておる御意見が各方面から出ており、それが一つの大きな課題になつておるということから、そういう各種の提言等を踏まえながら、これからの大学改革について具体的にどうしていくかということをお検討いただきたいと思います。御考へでございますが、御検討いただくと申すわけでございまして、これは臨機審も申しておりますように、一つは大学の高度化を図つていく施策をどうすればいいのか、それから国際化の問題、あるいは個性化を図つていく、あるいは情報化の問題もございします。それから、特に大臣も先ほど来お答えを申し上げておりますように、大学の活性化を図つていくという

ような観点から大学改革につきましても御審議を願ひたいと思つておる次第でございます。具体的にどういう諮問をするかということにつき

ましては、この国会でのいろいろな御指摘等も伺いながら、これから審議会が具体的に発足するまでの間に文部省内で詰めさせていただきますと思つておりますけれども、現在の段階のこれは個人の個人的な考へでございますけれども、余り項目を限定せずにかなり包括的に御諮問を申し上げて、具体に結論の出たものから逐次答申をしていただくというような方法をとつてはどうだろうかというように考へておるわけでございしますが、まだまとまつたところまで行つておりませんが、その程度でお許しいただければ幸いです。

○木宮和彦君 先ほど、審議会の委員のメンバーにつきましても柏谷委員からお尋ねがあつた大分詳しく御答弁がありましたんですが、委員以外に特別委員と専門委員を置くことができるということとありますが、これは一具体的にどういうことをなさるのか。それから部会ということも聞いておりますので、これにつきましても現在の段階で結構でございますから、わかつておる内容をひとつお示しいただければ大変ありがたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 大学審議会には、正規の委員のほかには特別委員と専門委員というものを置くかと考へておるわけでございします。

特別委員は、言葉で言いますとちつとわかりにくくなるかと思ひますが、特別の事項についてその審議に参画をしていただくということでございますので、ある特定の事項を限りまして、その項目についての場合に参加をしていただく、正規の委員と同等の立場で御議論をいただく、そういうタイプの方々ということをお考へしております。また、専門委員というのは、これは各種の審議会の場合も同様でございますけれども、非常に専門的な事項がございました場合に、その部分について特に専門家の方をお願いいたしまして、この方々の場合には正規の委員とは位置づけが違ひますので、御意見を述べたいたたく、調査をしていただくという言い方になっております。

れども、御意見を述べていただくということでございまして、最後の採決等、まあ採決ということでは余りないですけれども、審議の結論に参画するということまでとはいかないタイプのもの、こういうような二種類のものを、他の審議会でも置かれておりますが、この審議会でもそれぞれの審議事項の進展状況に応じて、必要に応じてぜひ入っていただきたいという場合をお願いするというタイプのものでございます。

それから部会でございますけれども、これは結局、審議会が発足をいたしました、先ほどある程度包括的な諮問をしたと申し上げましたが、この中でまずこういうものを取り上げていくということになりました場合に、それぞれの項目にふさわしいような部会構成をして、すべてを全総会で議論をしていくというのは効率的でもないという点もございますので、部会に分けて審議をしていただくという形で、具体的にどういう部会を置くかというところはまさに審議会が発足してからの御議論になると思っておりますけれども、例えば大学院問題を議論してもらうために大学院部会を置くというような形のものになる場合もあらうかと思ひますし、あるいは基準問題というように大学に関する各種の基準を横断的に見てもらう部会というような形の置き方もあらうかと思ひますが、この点は審議会が発足しました段階で御議論をいただいて決めていただきたい、かように思っております。

○木宮和彦君 今度でございます大学審議会と、それから今まであった設置審あるいは私大審、今回もこれは両方があると思ひますが、その関係は、前者といひますか大学審議会の方は総括的にやるし後の方は個々の大学の設置の審査をやるというふうな理解してもいいものですか。その辺をちよつとお伺ひしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘にございましてとおりでございまして、後者の方の今度新しくでございます大学設置・学校法人審議会、これは個々の大学からの認可申請に対して、これの適否について

の判断をしていただくという非常に生々しい部分をやっていただく審議会でございます。それから大学審議会の方は、そういう個別の問題ではなくて、大学に関するポリシーに関するようなたぐいのことを御議論いただく審議会であるという分類で考えております。

○木宮和彦君 急ぎますけれども、次に、大学設置分科会と学校法人分科会とありますけれども、これは具体的にどんなことをやるんですか。

○政府委員(坂元弘直君) 大学の設置だけに限って御説明申し上げますと、御承知のとおり、今大学設置の事務というのは大学設置審議会とそれから私立大学審議会が行っているわけでございます。

この審議会の審議というのは、例えば設置の必要性などにつきましては、現在、両審議会でもや重複する部分もあるわけでありまして、大学設置審議会は主として大学の新增設計画の構想の是非あるいは教育課程、教員組織等について審議を行っております。それから私立大学審議会の審議は、主として大学等を設置する学校法人の経営能力、管理運営の適正さの確保の観点から、寄附行為の認可または変更認可の審査を行ってきけるわけでございます。言いかえれば、端的に申し上げますと、この両審議会の審査は一方が教育研究水準の確保、それから片一方が法人運営の適正さの確保という二つの面から設置認可の是非について審査を行っているわけでありまして、本来的には両者はある意味では相当密接に関係しているわけでございます。今回、この大学設置認可の仕事

を総合的に、効率的に行うという観点から、両者を一体的に行うために、大学設置審議会それから私立大学審議会を統合しようということで審議をお願いしているわけでございます。

ただ、大学設置認可の問題で申し上げますと今私が御説明したとおりの事柄になるわけでございます。私立大学審議会、現在の私立学校法で設置されております私立大学審議会の権限というのは、大学設置認可にかかわる寄附行為の変更、寄

附行為の認可、あるいは変更、認可だけに限りませんで、例えば収益事業の停止命令、学校法人の解散命令などもこの私立大学審議会の権限でございまして、それから私立学校振興助成法に基づきまして、例えば助成の目的に照らして不適当と認められる場合に予算変更勧告というのを文部大臣が与えられております。あるいは役員が法令等に違反した場合に役員解職勧告も文部大臣の権限として与えられておりますが、これらの文部大臣の権限を行使する場合には必ず私立大学審議会の意見を聞かなければならないという建前になっておるわけでございます。したがって、新たに設置をお願いしております大学設置・学校法人審議会というものの中に法律上大学設置分科会と学校法人分科会というものを置くことを明確にいたしました。学校法人分科会は今私立学校法に基づいて設置されております私立大学審議会の権限をそのまま全部学校法人分科会に引き継ぎまして、学校法人分科会が現在の私立大学審議会の権限を行使するという形にしたいというふうに私も考えているところでございます。

○木宮和彦君 時間が参りましたので残念でございまして終わりますが、最後に一言だけ大臣にお伺ひしたいと思ひます。

今言いました私大審というのは、私立学校法の精神にのっとりて私学の自主的な精神を尊重するということで委員構成あるいは運営がされておりましたのですが、今度これが合併になって新しい審議会ができるんですが、文部省といたしましては、今までどおり私学の自主性を大いに尊重するということとをぜひ一言だけお伺ひしたいと思ひますが、よろしくお伺ひいたします。

○国務大臣(塩川正十郎君) 制度の変更はございまして、激変しないようにいたします。

○木宮和彦君 ありがとうございます。

○高桑栄松君 それでは質問をさせていただきますが、午前中来ておりました、大学の教授方はさっぱり管理がだめだ、東大は汚い、特に東大医学部はだめだ。話を聞いているうちに、私だんだん下へ入った方がいいんじゃないか、私がしかられているような気がいたしました。まことに残念でありますので、大学の名誉のために若干反論もさせていただきます、こう思っております。

昭和四十四年ですか、大臣も触れておられました、大学の運営に関する臨時措置法、大管法というのが出ました。あれは、私は紛争の真つ最中の四十五年から学部長いたしましたし、教授にとつては大変な踏み絵を踏まされた覚えがあるんです。この大管法の――大管法というの今生きています。この大管法に――大管法というの今生きています。この大管法に――大管法というの今生きています。

○国務大臣(塩川正十郎君) 生きております。

○高桑栄松君 どういうわけですか。時限立法でしよう。どうなんでしょうね。

○政府委員(阿部充夫君) 大学の運営に関する臨時措置法でございまして、大管法という省略は適当でないと思っておりますけれども、この法律につきましては、制定後「五年以内に廃止するものとする」という規定でございます。五年たった時点におきまして、文部省としても種々検討いたしましたけれども、適切な対応方法というものがなかなか議論がまとまらないというふうな点もございまして、現在までのところ廃止の措置がとられておらないわけでございます。したがって、形の上では法律は存続をしております。「廃止するものとする」というのが廃止されておらないわけでございます、形の上では存続をしておりますと思っております。

ただ、具体的な事柄といたしましては、大学紛争の状況もかなりおさまってきているという状況でもございまして、これによって設けられます臨時大学問題審議会という審議会も、委員等の発令もせずに、いわば休止状態という状況で現在おるわけでございますので、形の上で、御質問があれば、これは現在存在をしているというお答えになるわけでございます。

○高桑栄松君 私は当時の当事者の一人でございますので、ついこの間それを聞いてびっくりし

たんですよね。休止とおっしゃったけれども私は
脳死じゃないのかと思ってるわけですよ。しか
し、脳死でも、器械で生かしておけるというこ
とでございまして、やっぱり親族相集まり、ドク
ターと相談をして器械を外すべきではないかと、
こう思っておりますが——お答えは要らないん
です。

ただ私は、大管法のときに教授は踏み絵を踏ま
されたと申し上げました。きつかったですよ、
大臣。教授一人一人学生からおまえはどう思うか
と聞かれるんですから。あれはよほど自分の考え
がはつきりしていないと、全部草木もなびいたわ
けですよ。後で私の批判もあるんですが、個の確
立がなかったということですね。当時その言葉
は私は使っていません。しかし、プロフェッサー
の個の確立がない。だから踏み絵を踏まされると
そっちへ行っちゃうわけだ。自分のことになりま
すが、私は反対いたしました。今でも反対であ
る。大管法は反対である。何となくこの委員会でも
申し上げました。私は反対でした。それ言うの大
変きつかったけれども、私は大管法反対である
と。学生側に見えたけれども、違ふんです。そう
じゃないんです。大学は、大学がみずからの手で
管理すべきなんだから、法律、つまり警察を利用
することはないということがあります。

それで、前に申し上げましたが、私はちやうど
昭和四十五年から五十年まで医学部長六年やっ
たので、国立では大変長かったと思うんです。私
は今申し上げたいのは、大学改革にかかわること
ですけれども、やっぱり大学の自治を考えたなら、
自治というのはみずからが治めると書いてあるわ
けですから、治めるわけですから、改革というの
は自発的な改革のエネルギーがたまっている臨界点に
達したときにそれが噴き出てくるというものだと思
うんです。だから自発的な改革がなければなら
ない。

それで、大管法というものがどういうふうの評
価をされるか、大臣の御意見承りたいと思いま
す。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、これはやっぱ
り早くなくした方がいいと思うております。こう
いうふうなものをつくるときはいいと思うて。こ
ういう法律はつくるべきじゃない。だけれども、
あの当時、こういう法律でございまして、それ
が大学が正常化しなかつたというところも事実で
す。その意味において、あの当時としては必要な法律
だった。現にあの法律ができたからストがびし
と——ストといいましうかね、学生が目覚め
たんですよ。そうだと、おれたちこれで卒業でき
るのかどうなるのかということ目覚めたわけ
でしてね。それまでは学生なんかみんなノンポリ
じつとしておったわけですよ。幾ら大学の自治で
先生が一生懸命やろうとしたって、先生も、もう
さわるぬ神にたたりなしで、燃えさかる火事には
近寄らぬ、火を消そうとしなかつた。してみても、
そんなちやうどいバケツでは消えなかつたわけ
ですよ。あの火は、ですからでかいもので消さ
ないかね。それは国の権限ということになって、
あの法律ができています。だから私は、あの法律は
もう使命は終わったと思うておるんです。

それじゃ、何で今まで消さなかつたのか、法律
を抹消しなかつたのかということですが、これは、
これは、使いはせぬけれども置いておいたらいつ
かまた役に立つようなことがあるかなという
——そういうことがあつてはならぬ、ならぬけれ
ども、そんな感じだ今日までです。これはやっぱ
り検討すべき時期だろうと思ひますね。
○高桑栄松君 まあ大臣の言うのは一部ごもつと
もな点がありますけれども、おどしをかけたつ
て、本心は別として、そうおっしゃったわけ
ですが、それを残しておくというのは潜在的な
おどしをかけているようなもので、やっぱり大臣
言われるように、さつさとこれはもう脳死を正式に
死と判定していただいた方がいい、こう思いま
す。
それで、大管法の功罪に私の見解を触れてみた
いと思ひます。私はそのとき現場に生きていた人
間でございします。

大臣が言われたように、確かに大管法をしいて
急速に紛争が終息いたしました。しかし、あのと
きの学生の、若い人たちのエネルギーというもの
はどこへ行つたんだらうか。現場の我々がびつ
くりするぐらいうなくなつてしまつたわけですよ。
どこへ行つたんだらう。レジャーですよ。
もう全部レジャーへ行つたんですよ。だから大学
は、紛争の場から一転今やレジャーランドと化し
た。それは天城さんが北海道へ来てお話をされ
たときに、天城さんが今や大学はレジャーランド
であると言われて、目が覚めたですよ、私は。な
るほどそうだと。どっちがよかったのか。

私は、若者のエネルギーというのはあれなりに
やっぱりすばらしいと思ふんです。私は現場
にいて、あんなに本気になつて学生と、裸になる
という言葉は余り好きじゃないけれども、真剣に
論議を闘つたのは、大学の教授として僕は幸せ
だと思つてゐるんです。普通は講義をして偉い顔
をして、まあ多分偉いわけだ、少し知識が多いん
ですから。そして教えて、試験をして、悠々とや
れたのに、何だか専門外みたいなことで論争し
た。しかし、あれくらい真剣に、大学とはいかに
あるべきかを考えたことがあつたらうか。そし
て、この若者たちをどう我々は説得した方がいい
のか。いや、説得というよりも自分の考えを伝え
ておきたいということですよ。そういう経験と
いうのは、今振り返りますと、紛争がなければ私
はなかつたと思ふんです。非常によかったと思つ
ております。

そしてもう一つ非常に残念なのは、あのときに
大学は、ほとんどすべての大学は大学改革委員
会みたいなものをつくりました。行革と一緒だ。し
かも総理大臣が言つたからやつたんじゃないで
す、これは。大学の中で、そこへ追い詰められた
のかもしれません。もう本心にそうだと思つた
大学改革委員会をつくつたわけだ。すべての大学
です。あの芽を摘んだのは大管法ですよ。学生の
若いエネルギーが監視をしていただから、何ら
かの回答を出さなければならなかつた。少しずつ

出かかつていた。私は洞中にありましてね、自分
の身分はもうどうなるかと思つたですよ、それ
は。これから申し上げる大学教官の評価も入つて
いました。それからカリキュラムの抜本的な改正
です。教授が勝手に講義していいのか、我々は何
にもおもしろくねえとかなんとかんとか言われ
て、カリキュラムはどうしようかと。そして医学部
なんかは、まああのときだったかどうか、今ちよ
っと定期的にわかりませんが、コンプリヘンシ
ブ・メディシンというのをやり出した。基礎を終
わつて臨床に行くんじやなくて、臨床に行つたら
再び基礎の人を呼んできて、そして解剖結果と診
断の結果と、そして解剖結果が合つてくるかどう
かと、そういうことをグループで講義をするん
です。学生は全部それを聞かされるわけですよ。
そういうカリキュラムの変更。次第にそういう機運
が盛り上がる。もう医学部は全部そうなつてきま
した。

それからもう一つは大学院ですよ。旧制帝大七
帝大はオール大学院大学になつたらどうだと。特
に東大から出てきたんです。その意見は今あるの
かな。あのときにも少し待つていたら本心にそ
うなつたかもしれない。旧帝大七つは全部大学院
大学にオール変更した。そうするとそれなりにや
つぱり新しい時代がやつてきたんではないのか
な。こう思ふんです。私は北大におりましたか
ら、北大が大学院大学になつた方がいいかどうか
については、私自身はやっぱりはつきりしなかつ
た、自分では。しかし、今大学が大学院を二階建
てに持つて、一階に住んでいる教授が二階を兼任
してゐるんですよ。そしてスタッフは普通の講座
で、一、二ですよ。しかも一は削られて一、一、
一なんというところが多いんだ。それで何ができ
ましようかね。だからもう抜本的に改革するの
は、大学の活性化を促すなら、確かに講座をふや
す人件費というのは大変でしょう。だから非常勤
教授とか非常勤講師とか名誉講師みたいなものを
どんどんつくつて、そしてこの人たちは、非常に
学識経験高いという社会的な評価が与えられる。

そういうやっぱり雰囲気をつくって大学を活性化することが私はやっぱり必要だと、こんなふうに私は思うんですよ。私の意見の方が多くて返事をもらうのがなくなってきたような気がいたしますが。私はそういう意味で、あのときの大管法なりせば今大学は、今大学審議会で何か考えようとしていて、これはすべて出てきたと思っております。それで、大学改革協議会という、何かそういうのがあってそのメンバーに東大の学長がおられるわけですが、先ほど来、東大はだめだ、医学部はだめだと言われる。たしかその医学部出身でしよう、学長。

○国務大臣(塩川正十郎君) だめだとは言っていない、汚いと言っておるんで……。

○高桑栄松君 そうですか。いや、だめだって聞こえちゃったんですよ。聞こえちゃったんですよ。が、そういうところから委員が出て改革を協議するから大変いい改革ができるのではないかと。どうしてもだめならどうしてもしようかということになりそうでございますから。

私は、大学の自治というのは、先ほどいろいろな解釈ございましたが、私はやっぱり大学の自治の一番大事な点は、言論と研究の自由を保障することだ。言論と研究の自由を保障するために身分が保障されなければならない。これ、教育公務員特例法ですね。そしたらそこに、大臣が言われたその特権にあぐらをかいて何にもしないやめない教授がいるということですね。私は、大臣の言うその部分は私はそう思います。しかし全部がそうじゃないですからね。そういうのは何人かいるでしょう。どこだってそれはいますよ。それは全部がハイレベルと言えないからね。ですからそういう者をどう評価するかというのはあると思います。あります。しかし、全部がそれだから、特権にあぐらをかいてから特権を外せと言われちゃ困る。それは大学の存在理由なんだから。レーゾンデートルです。ですから、また自分の経験、まあやっぱり経験が一番何といえますか、言えることですからね。私が言うことは、私はなぜ

昭和四十五年のあの紛争の本当の真つ最中から六年医学部長でできたか。私は大管法を利用した警官を入れなかった。絶対論争で勝負をした。その基本は大学のレーゾンデートルです。大学とは、存在理由は何か。これだけをひっつけてすべての論争をやったんです。まあ変な話ですが、百戦して百戦負けなかったんです。負けなかったというのは、勝ったという、まあ学生に勝ったなんという言葉があつてはいけないと思ひますけれどもね。私は、納得したかどうか知らぬが、説得した側です。

だから、大学審議会ができて心配なのは、特に大管法がまだ生きていてということに非常に不安を覚えたんです。文言ではちゃんと大学の自治を尊重すると書いてある。しかし適切な助言、援助というのは何なのか、適切とは何だと。そして、この審議会の法案をかけるときに、私知らないんですけれども、大学側の合意、合意というのは私は多数でいいと思ひてゐるんですよ。一〇〇%でなくていいと思ひます。民主主義の原則ですから。しかし、国大協なり何かに諮ったのか。この法案を出すのに、それを相手の大学側に合意というか、諮ったんでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) この法案につきまして、もちろん臨教審答申の段階でも関係の団体等に御説明をいたしておりますし、それから法案化をいたした段階でも、例えば国立大学長会議等で御説明をしております。その後懇談会等をやりましたが、反対という御意見はないということでございます。もちろん私学の団体に対しても同様にいろいろな機会に御説明をしておりますし、特に私立大学審議会に絡んでる部分等もございまして、特に私学関係の団体では十分御議論いただいた上でどうしてほしいという御注文等もいただいたので、そういう意味での連絡は十分いたしたつもりでございます。

○高桑栄松君 審議会というのはえてして政府の隠れみのであると、私が最も尊敬している武見太

郎先生は特に審議会を嫌っておられて、やっぱり審議会というのは政府の行政の隠れみものになるというところが一つの心配なわけですね。ですから、良識のある人たちはちゃんと結論を出してくる、それは期待ですね。だけれども、大臣は思つたことをずばずばやりたいとおっしゃったんで、ずばずばやりたいとおっしゃらうって困るわけだ。ある意味では行政的なものというの、発明、発見と違つて、ユニークなものの人の発想で突っ走るわけにはいかない。やっぱり受ける側の最大公約数がなければならぬまいと私はそう思ふんですよ。

しかし、大学改革というのはある意味ではユニークなものが要求されるんですよ。だから、保守的なというのは、自分が経験してきたことはやっぱり安心できるということ、人間は大抵保守なんです。だから、保守を切り捨てるということとは非常に困難だと思ひます。困難だけれども、その中で改革というものをどうつかまえていくか。私は、大学というもののそれ自体が常に改革精神がなければならぬ。大学なんか要らないと思う。大学は未来志向だと思ふんですよ。未来を志向して、人類の未来に対してどう取り組んでいくかというのが大学の一番の目的だと思ひます。未来を志向すること、これは改革なんです。だから改革というものを、大学側の自発的発想にまつために、一つはやっぱり大学を構成する教官の意識革命が要る。これも当たり前のことなんですけれどもね。そのために教官の評価というのが要ると私は昔から思つていました。教授になったら勉強をしない人を見ているんですよ。同じ月給もらっているわけだ。だからけしからぬと思ひますよ、私は私でやればいんだ。しかし、そういう人が大学の平均値になつてしまつては困るわけだ。それはそうだと思います。ですから、評価制度というものを私は考えてもらいたいと思ふんですよ。

教官の評価を、新聞を見たときに講師以下をまず教授が書いてあつた。それはどこから出た言葉か知りませんが、しかし問題は、教授がオール

マイティーであるということの場合に、講師以下を教授が評価をするんだとすると、講師以下は教授に何でもイエスマンでなければならぬことになりはせぬのかな。逆に言えば、教授こそ、リーダーである人がすぐれた人であればこそ、若手が伸びてくる。そういう意味で教授の評価が要ると思ふんですよ。だからこの中に教授の評価、講師以下の人の評価、もちろんそのところにオーバーボードクタイが入ってきます。そしてそれが全体がトータルされると大学の評価になるだろうと私思ひます。ですからそういう評価制度というものについて――まあこれは任期制につながりますからね、やろうと思へばつながるんですよ。そういうことについてどうお考えですか、文部省側としては。

○政府委員(阿部充夫君) やはり大学教官の中にはいろいろのタイプの方がおられるということ。先生おっしゃるとおりだと思ひます。そういう点からいいますと、やはりそこに学問研究を進めていくにしても、教育を行つていくという機能がつかましても、何らかの形で評価ということが行われた方が全体の発展のためにプラスであると私も考えておるわけでございます。

ただ、具体的にどういふふうにするかということにつきましては、今先生、教授が助教授以下を評価とおっしゃいました。何に出てくる話から言つと私もわかりませんが、臨教審の答申では、たゞ、大学自身が教員の教育研究上の業績評価に積極的に取り組むべきだと、こういうことを言つておられるわけで、これは大変抽象的な言葉でございいますから、具体的にどうやたらいいかというようなことにつきましてはまた大学審議会でも御議論をいただいて提言をしていただき、各大学でも考えていただくというふうなこれからの詰めが必要になつてくると思ひますけれども、何らかの形でそういうことが行われていくということが大切なことであり、大学審議会での御議論というのを期待したいと思つておる次第でございます。

○国務大臣(塩川正十郎君) ちょっと私一分で結

構ですけれども、森東大総長、私はこれは非常に尊敬しておるんです。特に国大協をよくまとめておられる。尊敬しておる。私の言ったのは、そうである先生でありながら、東大のあの医学部の建てかえすらできないのかということなんです。これを言っておるんです。だから、それには一生懸命やっておられるんです。やっておられるんです。中で結論の出るまで待つてくれ待つてくれで今日まで来たのです。これでは本当に自治かと私は言いたい。ここなんです。森先生を尊敬して、だからこの大学協のときにも先生というものを相談しながら私も発言しておる、こういうことでございます。

それから評価制の問題。高桑先生、私もいろいろと先生の意見を聞いて参考にしておるわけですが、でも、まさにおっしゃった大学の教授並びに助教、こういう評価、それは、誤解してもらっては私は困ると思います。文部省が直接点数つけて評価するということはないんです。これは絶対そんなことではない。それは身分は身分として保障する。しかしながら、どういう研究をしてこれたかというのを公表し、自然に評価してもらおうという制度は導入できるでしょう。これは今世界的にやっておりますインスペクトのあいいうやり方、これが、今学術情報センターというのがある。あそこをもっと改組して、あれをまさに学問の情報のセンターに持っていくならば、あのセンター自体がそういう各教授、各大学がどういうことをやろうとしておるのか、どういうことをやってきたのかと自然に出てくる。私は、そういうところから大学がこの情報を受けてどう考えるかということをやってもいい、こういうことなんです。おまえはベケや、おまえは三角や、そんなことをやるといふものじゃない。これはひとつ御了承をいただきたい。

○高桑松君 いやいやそれはもう大臣、私は文部省が点数つけるなどと思いません。それはどこか機関をつくるらうと、これはもう大臣

と一緒です。

そういうことで、私はやっぱり評価制度、それ、結局評価したらその結果をどうするかというのが出てくるわけですね。自然に任期的なものにつながると思うんです。だから、例えば五年ごとに評価して二回連続したらパーマネントに保証する教授になるとか、五年ごとに二回ぐらいとか、今おっしゃったように、オーストラリアで学会に論文が幾つ載ったかということでも、量的なことに近いですが、ある程度評価はできるわけだ。だから、そういう評価によって教育が異動することになります。どこかの大学だけやっただんじや困るわけです。国公立一斉にそのシステムを採用してもらいませんと、教授、助教、講師、アドバイザーのマーケットがなくなる。マーケットがないことが、今日の日本の終身雇用制というもののからフリーマーケットに変えるとしたら大変な混乱になるわけです。そのマーケットをオープンにするということがなければならぬ。だから、評価は非常に結構だけれども、本人だけを厳しくやるんじゃないで、その人を今度その人の能力で迎えてくれるマーケットが欲しいわけだ。ですからこれは、時間がかかるかもしれないが、急がないとだめなんです。こういうことは、改革というものはやっぱり急がないとだめかなと思つておるんです。

もう一つは、大学の活性化の中で一番大事なものは、結果だけを論ずるのではなくて、何か一つはおもしろい研究をしかかっているなという、査察官制度みたいなものをしかるべき人に、しかるべき非常に柔軟な頭脳を持った、しかもすばらしい学者にね、査察制度というものを設けてもらつて、その人が、何々の分野でいつたらその大学で集まってもらつてしゃべってもらつて、おつ、あいつはおもしろいな。そういうときに文部大臣は、その人の研究に一躍ウン千万円出せるのか、何かそういう査察制度を設けた方がいいんじゃないか。これは公明党・国民会議の伏見先生がつとに言っておられて、私はもう大賛成なんです。

だから、大学を評価するというのは、余りトータルでやるの難しから、やっぱりトータルではなくて、ひとつとしたターゲットを定めるために、すばらしい芽をうまく引き出すための、エルツィエンで、エルツィエンするために査察制度を設けてはどうか。いかがですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) まあ査察というより視学ですね……

○高桑松君 いや、視学とまたちよつと違うかもしれない。

○国務大臣(塩川正十郎君) 視学官制度、ああいうことですね。査察といつたらちよつときつうございます。それは私もおもしろい発想だと思います。私はやっぱり顕著な功績を、功績というか顕著な研究、あるいはこれから必要な研究をやつておる、例えば今で言ったらエイズであるとか超電導、そういうものに對して、学者が皆集まつて研究しようというふうな決まつたら、私はそういうふうなのに文部大臣から、おい、これで研究やつてくれというふうなことが言えたらいい格好で、きいていいと思います。こういうふうなことは、これは必ずやりたいなと思つておる。それは必要だと私は思つておる。我々もひとつ検討してみます。

○高桑松君 いやいや大臣、だんだん愉快になつてきましたけれどもね。私は本当にそう思つておるんです。例えば、エイズだつて私に指揮をとらしてくれたらもうちよつと何かうまくいくかなと思つておるんです。だめでもいんです。研究なんだから。だめでもいんです。しかしむだでは困るから、やっぱりできそうなものをですね。

それから、視学というものは、私は医学視学官を八、九年やらせまして、大体あれは何か悪いところを発見する、そういうところを査察官なんですよ。いいところを見つけないか探したいの、あれは。どこか悪いところがないかと探して行くんだから。それではなくて、善視学だ。いいところを発見する善視学を私は査察と申し上げた。

査察というのは言葉はまずいですが。そうじゃなく何か発見官。それでやっぱりすばらしいものを発見する、そしてほんと大臣が出せるようなやつね。だから、科学研究費というものの増額は、そういう部分に今度別にリザーブしてもらいたい。ということでも、もう一度お答えいただいて私は終わりたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) よく検討さしていただきたい。新しい時代の私は一つの文部省のあり方だと思つておる。検討さしていただきます。

○高桑松君 ありがとうございます。

○佐藤昭夫君 まず、この大学審議会設置法案の審議開始に当たりまして、一言申し上げておきたいと思つておる。

衆議院では、共産党、社会党の承認された質問事項も残したまま採決が進行されました。極めて遺憾なやり方でありまして。本法案は、既に私が七月の十日、本会議で代表質問として取り上げましたように、内閣承認、文部大臣任命の委員二十名が大学全般にわたる問題について審議して文部大臣に対して報告権を持つというものであり、臨時教育審議会の答申の具体化を図って、日本のすべての大学の教育、研究に対する政府、財界の介入、統制システムを制度的にも完成させようという、極めて危険なものであります。その意味で本審議会の設置は、今後の高等教育のあり方はもちろん、日本の教育全体の動向を左右するといふものであつて、本委員会において、まさに良識の府としての審議院の名に恥じないよう徹底審議が行われるよう、いわゆる強行採決など断じて行われないうちに、委員長としての特段の御努力をまず冒頭にお願ひをしておきます。

そこで、いわゆる事前大学審と言われる文部大臣の私的諮問機関であります大学改革協議会の審議内容の提出問題が衆議院で紛糾をいたしました。我が党の山原議員の質問に對して審議期間中に提出を約束しているながら、全くメモ程度の資料を提出してお茶を濁し、それに関する保留質問もさせないままに、さつき申しました強行採決が

やられたわけでありすが、けさ方やつと私も補充報告書が出されましたけれども、その内容は極めて不十分であります。衆議院で出した資料の記載の順序をちよつと配列をやり直したという程度のものであつて、しかも衆議院の資料には、大学審議会問題について報告、検討をしたと、協議をしたとなつてゐるんですが、けさほど出たのはそういう項目がありません。これはこの法案とのかかわりで意図的にそのことの資料をけさの資料から抜いたのかと言わざるを得ないわけでありまして、こんな資料では納得できません。再度、もつと再提出にふさわしい資料を出し直してください。

○政府委員(阿部充夫君) 衆議院でもいろいろ御議論がございまして、山原先生からも確かにそういう御要望をいただきました。その際に私から申し上げましたのは、審議の、その日に何を審議したかという審議のテーマ程度のものであれば――審議の途中ですぐ出せというお話でございまして、数時間の後には提出できるように努力をする、こういうお答えをいたしました。そういうたぐいの資料をお配りをいたしましたわけでございます。その点はひとつ誤解のないようにお願いをいたしたいと思ひます。

なお、本日御提出をいたしましたのは、審議の具体的な中身について御理解をいただくというためには、こういう問題について御審議をいただいたということとを少し詳しく御説明をしてはどうかということとでございますから、大学院の問題と、それから大学設置基準の問題、この二つが大きなテーマとして議論をされたということとでございますので、その問題について中身としてどんな議論があつたかということをお配りをいたしましたわけでございます。衆議院にお配りした資料では、大学院の充実方策について議論をしたということしか、そこまでしか書けなかつたわけでございますけれども、さらに、その充実と改革についてそれではどう議論が行われたのかということと、そのテーマについてはかなり詳しく差し上げたつ

もりでございます。

この大学改革協議会の議事録そのものにつきましては、これは私的な諮問機関においていわば自由に御議論をいただいたというものでございまして、外部に公表するような形で資料の取りまとめも行つておりませんし、協議会の先生方にとつては提出したしかねるということと衆議院でお答えいたしましたとおり、今日でもそのとおりの答えをさせていただきますと存じます。

○佐藤昭夫君 私は何も誤解してないわけですが、衆議院に出した資料の中に、第三回協議会、昭和六十一年七月二十四日、その議題の第二に、「大学審議会(仮称)について」とあるでしょう。それから第七回、昭和六十二年二月四日、議題の第一に「大学審議会(仮称)について」と、まあどちらも「(仮称)」といつていますけれども、それで文部省から説明して、特に第三回の場合については、「文部省案を大綱として了承」と、こうなつてゐる。議論をやつた証拠です。なぜそのことをけさ方の資料には書かないんですか。ということとは、衆議院に出した資料がうそであつたのか、今もなおけさ方出した資料がうそなのかと言わざるを得ないんです。もうこれ以上説明を求めたつて時間のむだですから、扱ひを理事会で協議してください。

次は、文部大臣の衆議院の審議の中における幾つかの暴言問題についてお尋ねいたします。

文部大臣は、衆議院の委員会でのやりとりで、大学審議会設置法案に対する各大学や団体の反対声明や抗議文、これについて、午前中の質疑にもちよつとありましたけれども、不幸にしてそういう声明、抗議文を読んでも、不幸にしてそういう答えになつてゐます。確かめまされども、これは事務当局から渡されてない、ということなのか、渡されたけれども読む気がしなかつたということなのか、どつちですか。――いやいや、大臣に聞いてゐるんです。

○政府委員(阿部充夫君) 事務当局としてやつて

おることについての御質問でございますので、まず私からお答えをさせていただきますと思ひます。

先ほど、午前中の御質問にお答えいたしましたように、これについての反対の御意見等文部省に寄せられましたのは二十件でございます。これにつきまして、内容を私どもの部局で読みました結果、内容的にはほとんど同一の内容でございますので、大臣には、反対の意見も来ておりますけれども、大体概要は、大学の自治を破壊するとか財界の介入であるとかというようなほとんど三、四点に限られておりますという内容の御報告を大臣に申し上げましたけれども、もちろん個別の資料全部を大臣に読んでいただくということはやつておりません。

○国務大臣(塩川正十郎君) そのとおりでございます。

○佐藤昭夫君 文部省事務局も文部大臣も、私はいささかあきれて物が言えませんが、国民の声によく耳を傾けて、行政機関としての文部省行政の誤りなきを期すると、こういった点で、とりわけ、二十と言つていますけれども私の承知をしておるところでは、十三大学、二十五学部教授会、組織として、有志じゃないですよ、組織としての反対声明を初めとして、有志の声明を入れたら三十五大学と短期大学、一教授会連合、こういう反対が文部省に寄せられてゐるはずですよ。下手したら届いてゐるやつも、そんなものを見る必要はないということとくす箱にでも捨てたんじゃないですか、二十という数字は、と思いたくなるぐらいの非常に不誠意な文部省の対応じゃないかと思ふ。

例えばこの中には、私の、京都ですけれども、立命館大学などは全学部の教授会全部反対決議をして文部省に送つてゐるはずですよ。あるいは、その後続々ふえて、福島大学の経済、教育学部の教授会、あるいは昨日は、北海道大学の水産学部教授会等々、続々とそういう決議声明がふえてきてゐる。有志ということであっても、和歌山大学では全教官の七二%、岩手大学では八〇%を超す。

大分大学も八〇・四%、高知短期大学では実に一〇〇%の教官が署名をして、ぜひこの大学審議会という悔いを千載に残すというところはやめてもらいたいという意思表示をしてゐますね。

そして、団体で言えば一万二千団体、署名三十万人、東京を中心にして学長経験者二十一氏によるアピールというものを送りました。関西でも同様に、学長経験者を含む三十人の方々のアピール、それに基づく千五百人の教官の署名。中央大学の元学長の川口弘さん、都留文科大学の元学長の日本教育学会の会長の大田堯さん。京都で言いますと、あの憲法学者で同志社大学の田畑忍学長。こういう人たちが含めて、誤りなきを期し、悔いを千載に残したらいかなと、今警告をしておられる。

文部大臣は、こういう人たちの声を、それは特殊な人たちの声だというふうにも考えてゐるんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私から聞くのも妙ですが、佐藤さん非常に詳しいですね、今の。

○佐藤昭夫君 詳しいですよ。この法案はぜひ食いとめたいと思つて熱意を持つてゐる。

○国務大臣(塩川正十郎君) これはやっぱり何かそういう方々としよつちやう話し合ひしておられるんですか、詳しいですね。

私、いろいろ聞いて、なるほどな、そんなにたくさんあつたかなと。私は、阿部局長からは、こういう反対陳情があつて、その中身は十分聞いております。それは憲法に違反してゐるんじゃないか、それから教育基本法にもとらへないではないか、これに違反してゐるじゃないか、財界との癒着だとかございました。これはしよつちやう聞いてゐる話でございます。まあどんな反対声明でもこういうのは必ずついてくる。ああそうかそうかと私は聞いておりました。しかし、これはやっぱり特別に反対せんがための反対じゃないのか、中身も十分に御存じなくて初めから反対だ反対だと言つておられるのと違ふかと、こういうことを言つておる。これを私は衆議院で申し上げたんで

す。
○佐藤昭夫君　そういう言い方とあわせて、言うならば中身をよく御存じないままに、反対をしておる特殊な人たちだという言い方をされていますね。

○國務大臣(塩川正十郎君)　特殊な人と言ったかも知れませんが、それは議事録にそう出ておるんだってそう言ったのだらうと思います。

○佐藤昭夫君　私は、大学の未来と日本の教育の未来を考えて、真剣な立場から議論をして出されてきている反対の声明やあるいは反対の署名、これをとらえて、それは特殊な意見だ、特殊な人だ、大変なそれはばり難言だと思ふんです。そういう考え方がもし今後進められていって、これどうですか。残念ながら大学審議会法が通る、そうしてはいよいよその具体化が進んでいって、それにいややばり問題だと言つたら、それは特殊な人間だというその論法で、とにかくそのけそのけといふことでの道を推し進めていくのかといふように言わざるを得ない。こういう暴言は、少なくとも文部行政をあずかる長として、賛成、反対いろいろ意見あるでしょう、それは世の中には。しかし、意見は意見として真剣に耳を傾けて、あるいは、誤解があるというのだったら積極的な話をしたいいいじゃないですか。それが文部行政の長たる者のとるべき態度だと思いませんか。

私は、特殊な人間だというその発言をまず撤回をしてもらいたい。――大臣に聞いているんだから……。

○政府委員(阿部充夫君)　この件につきましては、先ほど来お答えをいたしておりますように、大学関係の各種の団体にも御説明を申し上げ、御意見等聞きながら対応してきたものでございまして、そういう意味では国公立の大学関係者は、全体としては御理解をいただいております。ただ、いろいろと私どもは考えているわけでございます。

そういう中での御反対というのが私どものと

ころには、先生は何十通かお挙げになりましたけれども、実際に届いておりますのは二十通届いておるということでございますけれども、そういうものが来ております。これは比較的少数の方々の御意見であらうということを受け取っております。うことは大臣からお答えしておるとおりでございます。

○佐藤昭夫君　少数の御意見だろうというのだったら、少数の御意見じゃありませんかと言えはいい。それを特殊な人たちだという、その言葉は何か。

○國務大臣(塩川正十郎君)　それじゃ、私が特殊ともいふたとするならば、それは少数のことでございます。それで、その御理解していただきます。

○佐藤昭夫君　ぜひ言葉は、大臣ですから慎んでもらって、大臣たるにふさわしい言動を今後ともとってください。

それでは、次の問題へ進みますが、次は、大学の自治に関する問題です。

これも三月二十五日の衆議院文教委員会での大臣の発言であります。こういうことを言っておられます。大学審議会の諮問内容にかかわって、「もう一つ大事なことは大学の運営そのものなことでございまして、今日の教授会を中心にして何れもかそれが決定していくということでは前へなかなか進まない。つまり学長、学部長、こういうリーダーシップをどうしてつくっていくか、」だと答弁をされています。これは重大な発言だと思えます。文部大臣、この「教授会を中心にして何れもかそれが決定し」ということを言っておられますけれども、「何もかも」というその中身は何を指しているんですか。

○國務大臣(塩川正十郎君)　それだけおっしゃったって、上と下の話の続きがずっとあるだろうと思ふんです。佐藤さん、そこまでお聞きになったら、ずっとこういうことで、それで何もかもと、こう言っていたらだかなく、「何もかも」、その中身は何かと言われたら、これは私ちよと答えるようがない。だからちよと時間をかけてで

も、こういう質問に対してこう私は答えた、この中の「何もかも」、これは何だと、こういうぐあいにひとつお願いしたいと思ひます。

○佐藤昭夫君　いや、しかし「何もかも」というこの日本語の表現は、何でもかでもすべて入るような印象を与えますね。

それなら逆に聞きますけれども、大臣のお考えは、教授会の合議制、大学自治の根幹になっています。この教授会の合議制、これをなくして、学長、学部長の判断で物事がそれこそどんどん進んでいくというシステムにした方がいいというお考えですか。

○國務大臣(塩川正十郎君)　私はそんな詳しいことと知らないです。まだそんなことまで考えておりません。だから、大学の意思決定機関の話ですね。大学の意思決定機関はどういうぐあいにあるべきかというところは、これはまさにこの大学審議会にかかれば、大学審議会なんかでできたら、そこで相談してもらって決めてもらいたいんです。どう思うんです。私はこれはわからないんです。どういうぐあいに決めるのが、学園の自治を保障しながらしかも本当にリーダーシップがとれて物事が決められるのか、わからないんです。わからないものですから、私はどんなことを言ったか覚えておりませんけれども、そんな問題を決めてほしいと、こういうことを言うておるんです。

○佐藤昭夫君　しかし、この教授会の合議制というこの原則は、現在学校教育法、ここで定められているじゃないですか。それを私はよくわからぬと、文部大臣が。大学審で相談してもらうんだと。そんなあやふなことになったらこれは危険きわまりない。

午前中の粕谷委員の質問に対して局長は答えたじゃないですか。私が言いましようか。文部省からそこへ踏み込もうとは思っていないけれども、しかし大学審の審議議題になるかもしれぬというように言い方で言いましたね。

○政府委員(阿部充夫君)　朝の粕谷先生の御質問に対する私の答えだと思ひますけれども、

これも、私も一々言葉を全部覚えてるわけではございませんのであれですが、私の気持ちからというところで申し上げさせていただきます。たしか御質問の中身は、大学の学長の選考方法とかそういう点についてどうだということお尋ねだったと思っております。そういうたぐいのことについて御議論があるかもしれないけれども、今当面私がそういうことを問題意識としてどういふことを考えているわけではない、こう申し上げたわけでございます。現在話題になっておりますのは、大学の管理運営の方法で教授会あるいは評議会についてどうかというお話であらうと思つてさつきから聞いておたわけでございます。

大学の教授会につきましては、もちろん学校教育法に規定がございまして、「助教教授その他の職員を加えることができる」という規定がございまして、それから、教授をもつて構成するのが原則であるということとは当然でございまして、さらに大学の都合によつて助教教授またはその他の職員を加えることができるという形で構成されるわけでございます。そして、その教授会が審議をする事項は「重要な事項を審議する」ということになっておるわけでございます。したがって、何が個別に重要な事項であるかということとは区分けするのはなかなか難しいと思ひますけれども、大学の教授会の役割としては、やはり学問研究あるいは学生に対する教育の重要な事項について御議論をいただくというのがまず中心のことではなからうか、こう思つておるわけでございます。

大臣の御答弁をそばで想像で言つてはいけないうございまして、いろいろな運営問題について必ずしも基本的なことではないことについて議論がされるというケースも往々にしてあるわけでございます。また、そういうたぐいの重要な事項、重要なでない事項とにかかわらず、議論がいつまでたつても片がつかないというようなこと等々を念頭に踏まえての御発言であるというふうに私はそばで聞いておつて理解しております。

○佐藤昭夫君 個別の教授会の実情についてどういう意見を持つかというこの問題じゃなくて、制度としての教授会の権限を、今法によって定められておる合議制というこの権限、原則、これを要えようということなんですか。これはこれとして堅持しようということなんですか。どっちなんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学の運営のあり方について、先ほどの大臣のお答えもさようでございませうけれども、学園の自治ということとを大事にしながら、しかもなお大学としてうまく運営していくという方法がないだろうか。臨教審の御提言でも、学長や学部長がリーダーシップを持って運営していくということが大切だろうと、こう言われております。それを具体的にやっていくのにはそれはどうしたらいいか、どういう方法がいいかということとがまさにこれからの大学審議会の議論の対象になるということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 学長、学部長のリーダーシップの問題と、合議制という教授会の組織原則、権限を残すのか残さぬのかという問題とは別なんです。この教授会の権限を少し縮小をして、学長、学部長のまさにこの権限を拡大しようとして、こういうことを考えているんですか。はっきりしてください。

○政府委員(阿部充夫君) 何遍も繰り返すことになりませうけれども、学長、学部長のリーダーシップが發揮できるようにという指摘を臨教審からいただいております。私どももそういう問題意識を持って、この大学審議会ですという運営の仕方というのはどうすればいいかということをお話ししたわけでございまして、今から何らかの考え方を持って教授会の権限を半分削ってその分を学長に持っていく方がいいというようになことを考えているというわけではない、どうすればいいか御議論をいただきたいという考え方でございまして。

○佐藤昭夫君 もうこれ以上続けてもあれですけ

れども、繰り返して聞けば聞くほどいよいよ危険だということが浮き彫りになってくるじやありませんか。現行法で厳格に定めておる教授会の組織原則、合議制、これが審議会で御相談をいただくという言い方をとりつつ、これを要えようという考え方を持っているということもいよいよ明らかに出たということだと思ひます。

それともう一つ。大学自治の根幹の問題だと。人事権、これと並んで根幹の問題ということで、これは学問研究の自由、教育の自由の原則、これは原則的には肯定をされています。しかしどうですか。臨教審は、答申の文書を逐一引用するまでもないと思ひますけれども、大学における教育内容、教育方法の個性化、多様化などの改革を進めようというふうに答申で打ち出しています。そうすると、この方向に沿って大学審議会が審議する、そしてその具体化の勧告が文部省に出た。こうなりますと、文部省としてそういう大学の個性化、多様化改革、これを個々の大学に対して文部省として指導することになりますね、どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学審議会はポリシーについて議論をしていただいて、教育方法あるいは教育内容の個性化のためにどうすればいいかという議論をしていただく。それが出てきますと、直接かかわってくるのは私は大学設置基準だと思っております。つまり、例えば大学教育の内容の個性化、多様化を図るとした場合に、大学設置基準で一般教育何単位、体育何単位、こう決まっております。そういったものがそのままいいのかどうかということで、そういう大学制度の枠組みの弾力化という問題になってくるのであろう、こういうふうな思っております。

また、教育方法の問題につきましても同様に、けさほどもちょっと申し上げましたけれども、現在では、例えば大学院については、夜間において授業を行う大学院という夜間であるという教育方法については基本的には認められておらない制度でございますけれども、大学院制度の御議論をい

ただいた際に、やはり社会人を対象にしてそういう方向を考へるべきだという御結論になれば、学校教育法の関係の規定を改めて大学院も夜間であるようにという規定等が必要になってくるであらうということがあつたわけでございますので、そういう仕組みをつくっていくというのがまず文部省の大事な務めであらうと思っております。

そういった仕組みの中で個々の大学はどう対応するかということとは、基本的に各大学がまず自主的にお考えをいただくということであらうと思ひますけれども、文部省としてももちろん指導、助言をするという基本的な立場はあるわけでございますので、そういった中で助言等を大学にしていこうということはあり得ないことではないと思ひます。そういうことはあり得ないことではないと思ひますけれども、私どもは、やはりそういう具体的な教育研究のやり方、中身というようになことは、これはまさにまず大学が考へるべきことであるという建前で対応するのが当然のことであると思っておりますし、今後とも基本的にはそういう方向で対応したいと思っております。

○佐藤昭夫君 そういうごまかしを言つてもだめなんです。例えば臨教審の第二次答申、そこを具体的に引用するとすれば、第四章の高等教育の改革のところの第一節「高等教育の個性化・高度化」の(1)、「大学教育の充実と個性化」、そのア、ウ、エ、のア項で今言った個性化、多様化、これを進めるための改革を進めると、こう書いてある。エ項で別途大学設置基準の見直しをやる、こう書いていますから、具体的には大学設置基準そのことだけやりますというふうなそういう詭弁で言い抜けをしたってこれはだめなんです。だから、そういう方向で大学審議会が議論をして具体的な方向を打ち出す、それに沿つて個々の大学に対して文部省があれこれ指図をする、まさにこれこそ、この点でもこの大学審議会というものの仕組みが大学の自治に介入しなざるを得ないということがはつきりするじやありませんか。

時間の関係がありますから、さらに大学自治の問題でもう少し進めたいと思ひますけれども、こ

れまた今日までにおける大臣の発言との関係でありますけれども、七月二十九日の衆議院文教委員会での答弁で、大学人が国民の理解を得られるということが学園の自由と学園の自治の保障のためにも大事だというような言い方をされた。あるいは学園の自由、学園の自治のあり方というものは現代に即応した体制が必要であると、こういう言い方をされた。きょうの議論では、特権化されたものじゃないと、大学の自治がね。しかし、特権化という言い方と、大学には特別の権限があるのだと、まさに学園の自由を保障していく組織として大学には特別の権限が認められなければならないのだというこの問題とは別ですね。何か特権化という言葉で、いかにも社会の常識に反して無茶なことをやっておるかのような言い方をされておる。いわばいろんな言い方がされているわけですが、学園の自由ももちろんのこと、学園の自由を保障するために大学の自治というものは無条件的に厳守するんだというふうな言い方が、なぜ文部大臣はできないんでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は何遍も、委員会で呼び出されてそのことは申し上げておりますけれども、学園の自由は絶対にこれは文部省が体を張つてもやらなかならぬと言つておるんです。それはそうです。そしてそれを裏づけるためにも学園の自治というのは必要だと、これは私は何遍も言っております。ただし、その自治ということの解釈が、したい放題、おれたちはしたい放題するんだという自治ではありせんよということをおっしゃるんです。やはり国民の貴重な税金を使つてやっておるんですから、国家のことあるいは世界のこと、あるいは人類のこと、いろんなことにそういうものを考へた、あるいは社会の対応、そういうようなものを考へた上での自治でございませうと、こういうことを言つておるんです。だから、自分らだけに勝手にいいことで自治だと、こう言われたらこれは困る。そういう自治を

我々は認められない。こういうことでございまして、でございますから、あくまでも社会と大学との関係において自治というものを考えていたのだかないと、先ほども私一つ例を申しあげたやうありませんか。京都大学で——たしか佐藤さん京都大学御出身だと聞いておりますが、京都大学で、ある助教授でございましたか、十何年にわたって姿を隠し、一回の授業も出てこない、学校に一回も出てこない、警察に追われておる……

○佐藤昭夫君 私が卒業してからの話だけでもね。

○国務大臣(塩川正十郎君) それじゃ聞いておいてください。あなたが出てからのこともわからぬが……

そういうことで、それで文部省の対応もこればかりか話。どうするんですかと、学校に照会ばかりしている。目下照会中ですばかり。私はよく覚えておりますよ、国会議員だったから。私も聞いたことがあるんです。どうするんだと。学校がお決めのなると思いますので、もうしばらくおしばらくで何か六、七年それでやった。こんなことを世間が許しますか。ことを言うんです。こういうときはやっぱり学校が決められる能力と意思決定をきちっとしてもらいたい。それでこそ自治が守れるんです。そういうことをほったらかしておいて自治だ自治だとおっしゃたらそれはだめだと、私はこう言っておるんです。

○佐藤昭夫君 手前勝手な大学自治論は許されないと。だれも手前勝手な利益や目的のために大学自治論を主張しておるのではないというところは、それこそ主義主張違ひますけれども、先ほどの高桑先生が北海道大学のあの経験に照らして、なぜあの大学臨時措置法、あれに反対をしてあの中で大学自治を主張したかということも言われたところでしょう。

あなた、京大の例を出されますけれども、京大の例あるいは東大の——今も東大ばかり言うなという話があったけれども、東大のあの医学部の例、しかしこれはほんの一部の例じゃありません

か。そんな一部の例を引き合いに出して、国立、公立、私立を含めて全国の大学の自治を縛りつけるというところに、介入をするということにならざるを得ない危険を含んだこういう大学審議会法案というものを提出してくるという、ここに問題があるのですよ。個別に指導したらいいじゃありませんか。現行法の法律体系のもとで十分指導のやれる問題ですよ。

京都大学の名前が出ましたから、もう少し言うならば、私も共産党あるいは京都大学の中の教職員組合とか生活協同組合とかいろんな団体があります。学生の組織もあります、大学院生。こういう組織がみんな一致して、ああいう事態を一日も早くなくすべきだということを主張をして、機会あるときにはその意見を文部省にも出してきてほしい。共産党もそのことを、私国會議員になつてからも、文部省もつと毅然たる機敏な処置をとれということでも国会質問で取り上げたこともありますよ。しかし、それを野放しにしていたのはむしろ政府と与党のやり方じゃありませんか。いわゆる泳がせということ。ここでばちつと手を打ったら彼らのやり方を封鎖することができると、いつまでもいつまでもああいう集団のさばっているということが続いているのは、政府のやり方にこそ私は問題がある。それと、もちろん大学当局の優柔不断さ、これもありますけれども、根本は、現行の法律のもとでびちつと手を打とうと思えば打てる。にもかかわらず、大学審議会法というものをもち出してきて、今のようないく部分的な事象を口実にして、全大学の自治を縛りつけ、それに介入することになりかねないようなこういう法律を出してくるということはこれは許されません。しかも、これが憲法二十三条に定める学問の自由それ自体を危うくするという関係でしよう。大学の自治がぶさされたら学問の自由が失われるということは、これはずっと戦前から経験があるじゃないですか。

これも京都の例ですけれども、もう五十四年前になりますか、一九三三年のあの滝川事件、言つてみれば滝川幸辰という一人の法学部の教授がその著書に、姦通罪について、女にだけ姦通罪を適用するというのは不合理だ、男女平等を言うならば、それは男も女も平等な扱いがされるべきで、男女ともどもモラルの向上に努めるべきだという、こういう学説でしよう。あなたは先ほど、反体制の人々があれこれ言うているというふうに言いました。この学説が何が反体制ですか。資本主義社会のもとでも、男女平等という基本的な民主主義が大切にされなくちゃならぬという、こういう主張でしょう。

ぜひ大臣、今からでも遅くない、こういう大学の審議会法というものは撤回をして、本当に一つ一つの大学の充実発展が保障をされていくような方向へ、もう一遍振り出しに戻してもらふ必要があるというふうに思いますが、どうでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、本当に共産党の方々は個人的にはみんな尊敬しておるのです。佐藤さんもそうだし、山原さんなんて本当によく勉強しておられるし、紳士だと思ふ。しかし、そこはやはり考え方の根本が違ふということが今の話でわかります。

例えば今おっしゃった、京都大学の助教授の問題でも、ああいうときに文部省は毅然たる態度でやつたらいいと。それじゃこれからこういうことがあった場合——ないことを望みます、また、こんなのは特殊な例だと思ひます。けれども、そのときに毅然とした態度でやつていいのか。これは大学の自治との大変な問題になってきます。やはり大学が納得するというのが大事なのであつて、そのために六年、七年という年数がかかったのですから、これは佐藤さん、よく中身は知っておられて言うておられることだと私は思ひますから、これは議論はいたしません。

しかし、私たちは絶えず言っておることは、学問の自由を保障するために学問の自治が絶対前提になるということは百も承知しております。そうしなきゃならない……

○佐藤昭夫君 知りながら、なぜ……

○国務大臣(塩川正十郎君) いや、違ふ。しかしながら、いわば世間から見ても、あるいはまた社会、国家から見てこれはおかしいと思うようなことでも自治の名前において置いておくわけにはいかない、こういうことを言っておるのです、だから、自治を侵害するようなことはもうないやうに、ないことが私は望ましい。だから、それだけに大学の関係者もそこに十分な自覚を持ってやつてほしい。これを願つておるわけでございましてから、決してそんな、あえて自治を侵すための法案として大学審議会をつくるんだ、それは誤解ですから、これだけはしっかりとつと理解していただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 もう一言。

大臣言われましたけれども、私、相当具体的事実を挙げて申し上げたつもりですけれども、それに対しての説得力のある反論にはなっていないね。ちよつと意見が違ひますと、こう言われただけで。本当に大学の未来、日本の教育の未来のためにこういうやり方というのは変えてもらわなくちゃならぬということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

大学の自治の問題とかかわつてもう一言言つておきたいのは、大臣、教育と研究の機能は分離した方がいいということを言っていますね。しかし、これは研究中心、大学院中心の大学を今度片一方でつくる、片一方教育中心の大学にするという形になつたら、これは全体として青年の大学進学の問題を縮めるということになるという問題と同時に、現に筑波大学に例があらわれているやうに、教授会をあそこはなくしましたね。というところで、結果としてこれは大学自治の否定につながっているという、こういう姿に持っていこうということなのかというのをもう一つは議論をしたかったんですけれども、もう時間ですから、そのことを強く大臣に反省を求めておきたいと思ひます。

○勝木健司君 今回の学校教育法及び私立学校法

の一部を改正する法律案は、臨時教育審議会の第二次答申で提言された大学審議会を創設するためのものであります。臨教審答申の具体化の法律改正の第一号だということを思います。

〔委員長退席、理事林寛子君着席〕

今までの話にもありましたように、我が国の大学の現状に對しましては内外から多くの批判があり、また、学歴社会の弊害といふものを是正するために、大学改革から進めていく必要があるように思います。この意味から大学審議会設置というものは大学改革の突破口として意義があるというふうに思います。

まず、現在の高等教育の現状につきまして、文部省はどのように考えられておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 臨時教育審議会におきまして、大学改革についての多様な御提言があつたといふことはかねて申し上げたとおりでございますが、先生御案内のように、戦前の我が国の大学というのは、国家権力の要人養成を主とするといふようなたぐひの表現で規定されておりました。いわばエリート養成の機関であつたわけでございまして、それが戦後の新しい学校制度のもとでいけば多数の国民に開かれた国民のための高等教育機関、同時に學術研究の機関でもある、こういう性格に改まってきたことに伴ひまして、いろいろな変化、問題点、課題等も出てきたと思ひます。

特に、最近の具体の科学技術の進歩でございまして、経済、社会の変化でございまして、いろいろなことを踏まえてまいりますと、やはり現実の大学のあり方についてはさらに検討すべき点が多々あるのではないかと、一般から御指摘が出てきておられるわけでございまして、そういった見地から見てみますと、確かにこれは私どももかねてから意識をし、あるいはけいほど御議論に出ました中教審の議論等でもいろいろ出ておつたことでもございまして、やはり大学の教育研究水準をもつと高度化をしていかなければなら

ないといふ問題であるとか、あるいは大学が、悪口を言えば金太郎あめみたいでどこを切つても大体同じといふような画一的なものであつてはいけな、やはり時代のニーズに合わせて多様化をしないといふ個性化をしていかなければならないといふような課題でございまして、あるいは中には大学においては十分な教育研究活動という面からいくと、やっぱり生き生きとした活動という面では欠けるところがあるケースも出てきているのではないかと。あるいは国際化の問題でございまして、か、そういったいろいろな観点からやはり直さなければならぬ点といふのは多々あるように存するわけでございまして。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

そういう見地から、この大学改革の問題につきましては、臨教審の答申を待つまでもなく私どもも意識として持つておつたわけでございまして、今、今回臨教審からの御指摘もいただきましたので、それを踏まえてこの問題に真剣に取り組んでいきたい、そう考えておるところでございまして。

○勝本健司君 大学の自治の問題ということで大變議論になつておりますが、大学の改革に当たりましては、常にやはり大学の自治という壁があるように思われます。確かに大学改革といふものは、臨教審答申にもありましたように、基本的には個々の高等教育機関がみずから問題として自発的に取り組むべき課題であり、また、改革に当たっては、それぞれの高等教育機関、特に大学についてその自主性が尊重されるべきでありますといふようにうたわれております。しかし、このようないきなり自己改革的な大学改革といふものが大變難しいといふことは周知のとおりでございまして、したがひまして、大学がもし自己改革力を持ち得ないならば、あるいは持つていたにしても十分そのような改革力を行使できないような条件にあるといひますならば、国民から文獻行政をあずかる文部省が広く国民の声を反映する審議会等からの意見を聞きながら適切な改革の指針といふものを示していくということが大變大事なことではないかといふ問題でございまして。特に、大学の規模が量的に拡大しておる今日でありますので、個々の大学の改革といふこともまた高等教育全体の中で検討されることが必要になつてくることをあわせ考えますと、このような動向といふものは、大学の自治の侵害などという問題ではなしに、我が国の大学が新しい時代にどう飛躍していくのかといふ意味でもぜひ必要なことではないかといふふうに思ひます。

文部大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(塩川正太郎君) 御理解していただいで、どうもありがとうございます。

私は、それだからこそこういうことで、先ほど阿部局長が何遍も言つておられますように、この審議会が個々の大学を指導するというのじゃないんです。そうじゃなくて、国としてはこういう方向をひとつ希望しております、あるいは大学がこの方向にみずから脱皮をするとか、あるいは方向を考へてもらいたいといふことを、そういうことをやつていく、そういうことを言うのについて一応こういう方針でいきたいと思ひますが、いふことを大学審議会に諮つてもらつて相談した上で決める。文部省だけがばあつと言へば拙速に走ることもありましよう。あるいはまた他人の意見も聞けといふことになつて思ひます。だから、こうして審議会で見解を聞いて、それで理解をしていただくならば、そういう方向にこれからの文部省としての予算、財政上予算あるいは機具の設置、そういうものもそういう方向に持つていきますと、こういうことをやつぱり誘導する、こういう性格のものであるわけでございまして、決して個々の大学に、手をポケットに突っ込んでがちゃがちゃかき回そうと、そんなことを考へたものじゃないといふことを御理解していただいたら私は結構だと思ひます。

○勝本健司君 手前もそになりますけれども、私も民社党は、昭和四十四年に政党として初めて大学基本法案を提出し、来るべき時代の新しい大学像を公にしたところであります。特にその中

で、開かれた大学、また大学院大学、国公私立大学間の格差の是正、大学の適正な地域配置、入試制度の改革等、今日に至りましてもまだ未達成の、達成されておられません多くの改革目標を定めるところであります。この中の幾つかは、一部文部省の中教審あるいは高等教育懇談会等によりまして実現したのもありますけれども、まだまだ十分満足のいく改革はなされてないといふふうに思ひます。

私どもは、今日こそ専門的に調査検討する審議会を設置して、課題の解決あるいは目標の達成に向けて努力すべきときが来ていると思ひます。そういった意味で、今回提案されている大学審議会はそのような課題解決のためのものであるといふふうに私どもは考へておりますけれども、文部大臣の重ねて御所見をいただきたいといふふうに思ひます。

○國務大臣(塩川正太郎君) 私は、おっしゃるとおり、そのとおり理解して、私たちが思つてゐることを理解していただいておりますし、また、勝本さんの言つておられることを私たちは十分理解いたしまして、その精神でやつていきたいと思ひます。

○勝本健司君 さて、大学審議会の中身の問題でありますけれども、大学審議会は、大学の基本に関する事項を調査審議するといふことになつておりますけれども、このことは、まさに我が国の今後の高等教育のあり方についての基本となるポリシーを策定するといふことになるんだらうといふふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(阿部充夫君) おっしゃるとおり、大学についての政策、ポリシーをここで考へていただくといいことではございませう。

○勝本健司君 そうしますと、大学審議会の主要な任務が大学に関する基本的な事項を調査審議する、そして文部大臣に勧告することにあるということだらうと思ひます。

また一方、設置認可等にかかわる実務的な業務といふものは、大学設置・学校法人審議会の仕事とされるようでありませうけれども、両者の任務分

担というものはどうなるのか。また、実際の認可問題の処理に際しまして、大学審の基本点ポリシーについての審議と無関係に行うことはできないというふうに思っています。そういった意味で両者の調整、もしポリシーと違うような認可が具体的にありとすることであれば、そういう調整が必要になるような場合、どのような処理をされるのか、お伺いをしたいというふうに思っています。

○政府委員(阿部充夫君) 例えは大学の設置の認可と関連のある事項として現在高等教育の計画というのをつくっておりますが、こういった計画の策定というものはこれは御審議をいただく場は大学審議会の方になると思うわけでございますが、そこで、例えば全国的な地域配置についてこのようなポリシーで配置の適正化を図ろうという御提言が出ました場合には、大学設置審議会の審議におきまして、そういう設置審議会の具体の審査の際にそういうポリシーを背景に踏まえて審査をしていただくということになると思われたいと思います。その間のそこがないうようにという観点からは、両方の審議会での意思の疎通を明確にするというような見地から、必要に応じて、例えば設置審議会の主要なメンバーに大学審議会の方にその問題の議論のときには入っていただいて御議論をしていただくとか、そういった以外の場においても両者の御議論の中身を相互に連絡をしようとかいうような形でそこがないうような体制をつくっていききたい、こういうふうに思っております。

○勝本健司君 現在置かれております私立大学審議会が廃止されることによりまして、私学の自主性というものを尊重した私学法の精神というものが踏みにじられはしないかというような意見もありませんけれども、これについての文部省のお考えをお聞きしたいと思います。

また、今回の法案提出に当たりまして、事前にそういう私学関係者と十分に協議がなされてきたと思うわけでありまして、この法案に対する私学関係者の見解はどのようなものであります

したのですか。そしてまた、私学関係者の意見というものはこの法案の中でどのように反映され生かされておられるのかということをお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(坂元弘直君) 先生も御承知のとおり、現在の私立大学審議会の基本的な考え方というものは、私立学校法によりまして、文部省が私学のことに何らかの権限行使をする場合には、まず私立大学審議会の意見を聞いてからやらなければならぬ。しかも、その私立大学審議会の委員の構成メンバーについては、四分の三以上が私立学校関係者で占めなければならないというふうに法律上なっております。さらに、その四分の三以上の私立学校関係者を文部大臣が任命する際は、私立学校団体の推薦を得て行わなければならないというふうなところになっているわけでございます。言いかえれば、私立学校の問題は第一的には私立学校の皆さん方に判断をしていただく、それから文部大臣が権限を行使するというのが現在の私立学校法に基づきます私立大学審議会の基本的な考え方でございます。

したがいまして、この法律が大学審議会をつくり、大学設置審議会と私立大学審議会を一緒にするということとで私立大学関係者にお話をしましたところ、私立大学関係者はまず第一に、私立大学審議会の今の基本的な考え方はどうしても維持をしていただきたい。そのためには、まず第一点として、新しく創設される審議会に分科会を、学校法人分科会と大学設置分科会という分科会を法律上明確に規定してもらいたい。そして、その学校法人分科会の権限及び委員の構成、それからその委員の任命に当たっての私立学校団体の推薦、これらはすべて今の私立学校法と同じようにしてもらいたいという要望がございました。

そこで、今回の、今御審議いただいております法律では、大学設置・学校法人審議会につきましては、大学設置分科会と学校法人分科会を置くということとを法律上明確にいたしました、学校法人分科会の所掌事務としましては、私立学校法に基

づいて与えられておる所掌事務及び私立学校振興助成法に基づいて与えられておる権限、言いかえれば、今の私立大学審議会が所掌しておる権限をすべて学校法人分科会の権限とするということも法律上明確にいたしましたところでございます。さらに、学識経験者と私立学校関係者で構成する学校法人分科会の委員の数は、私立大学審議会と同様に二十人としたしまして、その二十人のうち四分の三以上は私立大学関係者でなければならないという規定を法律上明確にいたしました。さらに、学校法人分科会の候補者については、政令で定める私立学校団体の推薦を得るものとしようとしておりました、現在、私もその政令として、今私立学校法で規定されておると同じような規定を政令で書きまして、言いかえれば、端的に、具体的に申し上げますと、私立大学連合というものがございまして、石川先生が、慶応の石川塾長が会長になっておりますその私立大学連合の推薦に基づいて分科会の委員を任命するような、そういう法令上の手だても講じたところでござい

す。そういうことによりまして、私もとしましては、新しい審議会におきましても私立大学の自主性、今の私学法に基づく私立大学審議会の基本的な考え方は十分確保できたというふうに思っております。私、この点につきまして、何回となく私学関係者と直接お会いしまして、大学連盟の人、あるいは私大連盟の人、私大協会の人、あるいは短大協会の代表者とも何回となく意見の交換をしまして、最終的にこのような法案をつくることについて私学関係者も納得していただいた、賛成していただいたところでございます。

○勝本健司君 そうしますと、大学設置・学校法人審議会が設置されても私学の自主性というものは十分尊重された運営がされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと同時に、現状の私立大学審議会は文部大臣に対しての建議権を持つておるわけでありますけれども、これも、私立大学審議会の建議にはど

のようなものが今まであったのかどうか。そしてまた、今後その学校法人分科会の中で十分権限が移譲されておるといふように理解してよろしいのかどうかをもう一回確認しておきたいと思いま

す。

○政府委員(坂元弘直君) まず第一点の、新しい審議会においても私学の自主性を十分尊重した運営がなされる、あるいはそういうように事務が行われていくという点については、全く私もそのとおり行っていくつもりです、法制上も行うことができるような担保はしておるといふつもりでございます。

それから、今までのような私大審の建議が行われておるかという点でございますが、すべて今まで行われておりますのは、設置、認可にかかわる事項でございます。

申し上げますと、最初に、昭和三十年六月に私立大学審議会の所掌事務の追加。これは大学院及び大学院の研究科の設置にかかわる寄附行為の変更は法律上は私立大学審議会の諮問事項となっていないわけでございますが、実際上の取り扱いとして文部大臣から私立大学審議会に意見を聞くようにすべきであるという建議が行われました。

そして次は、昭和四十七年五月でございますが、ちやうど無医大県解消等の動きもございまして、国立、私立含めまして医科大学の創設が行われてきた時期でございますが、医科大学及び歯科大学、これは医学部及び歯学部も含まれますが、の新設の審査については、他大学と比して審査基準をより厳しくするとともに、従来の一年にわたる審査を慎重にする意味で二年にわたって審査をするように改めるべきであるという建議をいただいたところでございます。

それから昭和四十九年十二月でございますが、今申し上げました医科大学及び歯科大学以外の大学の設置についても、その審査をより慎重を期するために二年にわたって審査をすべきであるという建議をいただいたところでございます。

それから昭和五十年三月に、学校法人の

寄附行為の認可の基準と寄附行為の変更の認可に
関する審査の基準。これ、わかりにくいと思いま
すが、端的に申し上げますと、新しく大学をつく
るような場合と、それから新たに学部を増設する
ような場合の寄附行為の認可に関する審査の基準
を一本化して大学に示すとともに、審査の基準を
より明確にするようにすべきであるという建議を
いただいたわけでございます。

以上四つの建議を従来私立大学審議会からいた
だいておりまして、文部省はこれらの建議につき
まして、その建議の前身に沿って、建議内容にお
りて制度改正等を行って今日までできているところ
でございます。今後、新しい審議会におきまして
も建議権が認められておりますので、従来と同じ
ように学校法人分科会が私立大学に関する事項に
ついて建議を行うというその仕組みというものは、
従来と今の私立大学審議会と、変わりはない
ところでございます。

○勝木健司君 学校法人の分科会には私学関係者
といふものを四分の三以上法定してありますけれ
ども、これは大体、私学の自主性を尊重するとい
う意味ではわからないこともないわけでありまし
けれども、法律で定数化するという意味を、もう
一つわかりませんので、明確に示していただきた
いというふうに思います。

また、私学の自主性を尊重するという意味では
確かに理解できますけれども、私学の公共性に着
目するならば、もっと学識経験者とかあるいは専
門家といふものを多くしてもよかつたのではない
かという議論もありますけれども、どう考
えておられるのかお伺いしたいというふうに思
います。

○政府委員(坂元弘直君) 先ほど申し上げました
とおり、もちろん私立学校の公共性というものが、
私立学校については公共性があるからこそ大
学設置基準を厳格に決めて、そしてその大学設置
基準に従って現在大学設置審議会と私立大学審議
会で慎重に審議をして、私立大学の認可を行って
きているところでございます。

なぜ法定化したかということではございます
が、先ほど申し上げましたとおり、現行の私立
大学審議会、私学法の精神というものがその両者
を一緒にすることによって損なわれることは絶対
避けなければならないというふうに私も思っ
ておりまして、組織の基本にかかわるその部分につ
きましては、現在の私立大学審議会と同じように
四分の三以上は私立大学関係者で占めなければい
けないという規定をあえてそこに、現行の私立大
学審議会の自主性を担保する、確保するという観
点から入れたわけでございます。

もとより先生御指摘のように、公共性という観
点から学識経験者をよりたくさん入れるべきでは
ないかという意見もございすけれども、私立大
学審議会が持つておる権限というものがもっぱら
私立大学プロパーにかかわる問題でございます。
大学設置認可にかかわる事項のほかに、例えば
文部大臣の権限として学校の閉鎖命令あるいは学
校法人が収益事業を行う場合に収益事業の停止命
令をするとか、学校法人の解散命令を行うとか、
あるいは助成法に基づく文部大臣の権限として、
先ほどもお答え申し上げましたが、役員が法令等
に違反した場合、その学校の役員の解職勧告を行
うとか、助成の目的に照らして不適当と認められ
る場合の予算変更勧告とかいうふうに、すべて私
立大学プロパーにかかわる事項だけでございま
すので、五人の学識経験者の意見は十分に聴しな
がら、私立大学関係者によって第一義的には判断
をしていただいた方がいだろうというところで現
行の考え方を踏襲したところでございす。

○勝木健司君 委員の選任について、引き続きお
伺いしたいと思ひます。

大学審議会につきましては、高等教育の改革と
いふものを今後積極的に進めていこうということ
でありますけれども、高等教育の改革といふもの
はただ単に高等教育段階の問題だけではないだろ
うというふうに思います。我が国の教育体系全体
の中での改革としてとらえていかなければならな
いんじゃないかというふうに思います。そういつ

た意味では、大学の教育研究というものは、産業
界やあるいは労働界と密接な関係があることも忘
れてはならないんじゃないかというふうに思いま
す。

そこで、委員の選任に当たりまして、我が国の
教育全体を長期的な視野に立つて見ることででき
るような人、そしてまた大学のあり方を社会との
関連において考えることのできるような人、言っ
てみれば産業界やあるいは労働界の代表というも
のを対象にしてほしいというふうに思いますけれ
ども、大臣の率直なお考えをお伺いしたいという
ふうに思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) この問題は、実は衆
議院におきましても質問として出てまいりまし
た。今私たちは全く無色透明でございまして、国
民広く一般の方から対象にして偏らないようにい
たい、こういうことを思っております。ただ
し、これは事大学のことでございすから、やは
り大学のことは十分理解していただいております方
でないとはならないと思ひますが、何々界からと
いうようなことは私は考えておらないということ
であります。

○勝木健司君 まあ何々界からは考えておらない
ということでありまされども、いずれにしても、
学識経験者の中から代表に選ばれるわけであ
ります。そういう意味で、大学審議会の運営とい
うものが適正に行われなければやっぱり意味がな
いというふうに思います。審議会の運営というも
のはすべて政令事項で決めることになっておりま
すだけに、大臣とされましても、各界の意見とい
うものを十分反映させるために、しからばどのよ
うな運営を行おうと考えられておられるのか、お聞き
をしたいというふうに思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) この審議会について
は、先生の御指摘にもございすように、大学問
題を審議するということでございすから、大学
関係者という方々がいろいろ御議論になるわけ
でございすけれども、大臣からもお答えしました
ように、やはり各界各層いろいろな分野の方から

入っていただくというような構成を考えまして、
国民の声がここに届いていくということを、姿勢
を、まず基本的には委員の人の段階で考えてい
かなければならないということは考えておるわけ
でございす。

さらに加えまして、具体の審議会の運営に当た
りまして、これは審議会自体がお決めになるこ
とでございすので私どもが現段階でとかく言ひ
にくいわけでございますが、私といたしましては、
審議会の審議の過程におきまして、例えば関
係者の方々に参考人としておいでいただいて意見
を聞く機会を設けるとか、あるいはアンケート調
査、あるいはその他の調査の方法もあろうかと思
ひますし、いろいろな形で各界各層の声が反映で
きるような運営が望ましいのではないかと。そのよ
うなことを、私見ではございすけれども考えて
いる次第でございす。

○勝木健司君 それでは、中身について若干お伺
いしたいと思ひます。時間も限られておりますの
で、残りました分はまた次回に回させていただきます
たいと思ひます。

大学の新增設とか学部学科の改組につきまして
は、現在それぞれ文部省は大学に任せ切らだとい
うふうに思ひます。大学からの申請を受けて認
可していく、そして予算要求をするという形にな
つておるように思ひます。その場合、産業構造の
変化あるいは社会のニーズ、雇用の動向等を考慮
しながら、国立大学全体の分野調整あるいは長期
計画の策定といふものを行うという仕事は十分に
現在行われているとは言えないのではないかと
いうふうに思ひます。したがって、大学審に
おきましてはこれらの問題を十分審議してもら
いたいと思ひますけれども、文部省としてどう考
えか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 戦後の大学の設置につ
きましては、国立大学はその地域の状況等を見な
がら文部省で最終的に判断をしてやっております
したけれども、私学につきましてはいわばレセフ
エールの状況でございまして、申請のあったもの

で、ある水準に達していればこれを認めるというだけの施策をやつてきたという反省があるわけでごいまして、そういう点から、若干全国的に見て地域的にアンバランスだとか、専門分野別にどうであろうとか、いろいろな問題等も出てきたということ、これはけさほどお話ししました中教審の四六答申におきましても、計画性のある程度導入していくべきだという御指摘をいただいたわけでごいします。

それを受けて、文部省といたしましては、これまで昭和五十年代に入りましてから高等教育整備の前期計画、後期計画、そして六十年代以降のものとして新高等教育計画というものを考え、それを念頭に置きながらこれを大学関係者にいわばガイドラインという形で示しをしながら大学の整備をし、あるいは新増設の認可等を行つてきたという経緯がございします。これを細かく、公立についてはどう、国立についてはどうというところまでは参つておりませんけれども、今後ともこういう問題は重要な課題になると思つております。さらに、先般新聞におきまして、大学のこれからの十八歳人口の急増等に対応しての大学の規模というのをこれと本當にいいんかどうかという御指摘等もいただいておりますので、そういう点等も踏まえた御議論というものがこの大学審議会での大事な議論のテーマの一つになるのではなからうか、かように考えております。

○勝本健司君 現在の大学設置認可業務についてでありますけれども、社会の変化や学問の進歩に伴ひまして新学部の新設等々が申請されましても、適切な基準というものがなないために十分対応ができなかつたり、あるいは画一的になつたり硬直的にならざるを得ない点が多かつたのではないかとふうに思ひます。

国立学校設置法あるいは大学設置基準に示されている学部構成を見ますと、いまだに十年前、二十年前とほとんど変わつていないのではないかとふうに思ひます。そのため、学際的な

研究あるいは教育を行う学部の新設などが困難であつたように思われます。

臨教審の中でも議論がされていましてけれども、大学審でこれらの問題について十分審議していただくとともに、加えて、大学設置基準の緩和を含めた再検討も必要じゃないかというふうに思ひますけれども、文部省の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 臨教審の第二次答申で、大学改革についての一つの重要な観点といたしまして、「大学教育の充実と個性化」ということを言われておるわけでごいまして、各大学が個性を出していく。今先生のお話にございましてように、従来に例のなかつたような新しいタイプの学部、学科をつくっていくということもその個性の一つの大きなあらわれであらうと思ひます。こういったことに対応していくためには、やはり問題となりますのは現在の大学に関する各種の制度、仕組みがやや硬直化しているのではないかとふうに御指摘になつてくるわけでごいします。文部省としても、かねてからいろいろな形で基準の緩和等は、あるいは弾力化と申しますか、そういうことは行つてまいつたわけでごいしますが、今回の臨教審答申におきましても、大学設置基準の簡素化あるいは大綱化というような言葉が使われておりますが、そういう方向での検討をすべきだという御指摘もいただいておりますので、この点も大学審議会での一つの重要な検討事項として取り組みたいという考えでおるわけでごいします。

○勝本健司君 時間もありませんので、最後に文部大臣に質問をさせていただきます。塩川文部大臣は、防衛大学などのいわゆる学校教育法第一条でない各省管轄の高等教育機関についても一般大学並みに扱つてほしいとの要請に対して、大学審議会に諮問する意向というふうに報道されております。確かに防衛大学校あるいは防衛医大、海上保安大、職業訓練大、気象大学校等の教

育機関は、入試の難易度にいたしまして有名国立大学に伍しておるのではないかと比較して決して劣らないというふうに思ひますし、また社会の評価も高いというふうに思ひます。しかし、にもかかわらず学士号が与えられておらないんじゃないかというふうに思ひます。四年制大学への編入資格もあまいであります。また、防大、防衛医大からの三年編入を拒否されたという話も聞いております。一般大学の学生と比べまして、先ほどのお話にもありましたけれども、一般大学はレジャーランドだということと比べまして、これらの教育機関の卒業生の質の高さということとは常識となつておるのじゃないかというふうに思ひます。

そういう意味で、防衛大等の卒業生について學位を与え、また各大学への編入資格を付与すべきだというふうに思ひますけれども、文部大臣の御所見をお伺いしたいというふうに思ひます。

○國務大臣(塩川正二郎君) この問題が出まして、ずっと調査をいたしておりました。この前も阿部局長以下高等教育局の方で大体その学校当局、相手方の学校とカリキュラムの打ち合わせとかなんか積極的に進めておりましたので、いついこうことはわかりませんが、正式にそれらの大学校の当局の方と、それから放送大学と話し合いをするようにしたい、そういう下地を今つくつておるところでございします。積極的に進めてまいります。

○勝本健司君 終わります。

○下村泰君 今取り上げられておるこの法案は、臨時教育審議会の答申を具体化する最初の法案であるということなので、私も幾らかの質問をさせていただきます。

私は、長い間障害児の問題にかかわつてまいりました。当委員会でも何度かこういうような問題を取り上げてきました。そのために、臨教審の答申が障害児教育の改革をどのように取り上げてくるか興味を持って見ていたんですが、甚だ――甚だがつきます、ただ単に残念じゃなくて、障害児

教育に關係する項目がやつと三次答申で出てきたんです。ところが、その内容は五ページ半でしかない。それはまあ、ページがふえりゃいいというものじゃありませんけれども、五ページ半しかなかった。そして、四次答申では、三次答申の要旨がたつたの六行でまとめられてゐる。別にこれはお読みしなくてもそれらの方はわかりでしようからお読みしませんが、

そうすると、今度の御提案の大学審議会を含めた高等教育改革の關係にはかなりのページが割いてある。これはまあ当然健常者の方が数多くて障害者の方が少ないから、健常者の方を対象にしてやつたのかというふうな私はひびがみっぽい見方をしますけれども。しかし、障害者でもやはり向學心を持った人はたくさんおるわけなんです。そうしますと、臨教審に余り期待はしてないかつたんですけれども、余計にがっかりしたわけですから、それだけの姿勢がはつきり出てきたために。こういう障害者の問題というのは、厚生省にかかわる問題が多い。文部省にかかわる問題が少なくなつて、だからこんな臨教審のこれっぽかりの答申しか出てこないのかと、こんなふうにも考えます。そうしますと、一体障害者に対する教育というのは果たして重要なのか重要なでないのか、文部省はどういうふうに見ているのか、まず大臣のお考えを聞かしてください。

○政府委員(面崎清久君) 先に私の方から、若干の御説明を申し上げたいわけでごいしますが、臨時教育審議会におきましても、總會、各部会かなり熱心に障害者教育の御議論があつたように伺つております。特に第三部会で、初等中等教育の一環として担当していただいたわけでごいします。それぞれの委員さんが学校の視察をされたり、久里浜の特殊教育総合研究所に視察に行つたり、いろいろと議論をしていただきながら、そして三次答申が出されておるというふうに思ひます。

内容につきまして先生御評価がございしましたが、分量は確かに他に比べて多いと申せないかも

しませんが、事柄としてのエッセンスでござい
ますね、事柄のエッセンスとしては、障害者教育
の充実については五項目、社会的自立の関係では
三項目、それぞれ文章は短うございますけれども
も、事柄の指摘、把握については我々も同様の考
え方を持っておるわけでございますから、現下で
努力すべき課題としての事項は挙げておるよう
に思ふわけでございます。

私どものボジションと今後の努力でございま
す。問題はやはり審議会の御答申もさることな
がら、国、都道府県、市町村、学校で特殊教育を
どういうふうに関心し充実にいくかということ
でございますので、私どもは従来の姿勢をさらに
この時点で見直しまして、特殊教育の充実のため
に一層施策の展開に努力したい、こういうふう
に考へておるわけでございます。

当面、ちよっとお答え申し上げた次第でござ
います。

○下村泰君 大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、下村さんの質
問のたびにお答えしておりますが、その考え方は
変わっておりませんで、恵まれないからこれはほ
うっておけというわけじゃないに、この前も筑波
技術短期大学をつくりましたときに申し上げたよ
うに、国として、確かにこれはおくれである。で
すから、一般に認識されていなくて、こういう
ところから、一般に認識されていなくて、こうい
う答申の姿になつてきたのかと思つておる。ま
すが、しかし文部省の方針は変わっておりま
せんので、どうぞ御安心いただきたいと思いま
す。

○下村泰君 第三次答申は医療、福祉、教育が一
体となつて機能する地域センターの設置推進、そ
れから健康児との交流教育、就学相談等の充実、
障害者の利用に適した施設のあり方の工夫、職業
教育や職業能力開発の充実等の改革案を挙げてい
ますけれども、その内容に、理念的観念的なもの
で、具体的な施策がとられていないんですね。ど
ういう具体的な施策をとつたらいかなということ
については何も書いていないんです。これらの改

革案は、特にこれという目新しいものが出てい
ないんです。

そうしますと、これらの改革案が臨教審で取り
上げられたということが、いかに我が国の障害児
教育がおくれているか。つまり、臨教審という方
たちの集まりの中でも、あの方たちがいかにこう
いったことに対する意識がないと言つたら失礼か
もわかりませんが、興味がないと言つたらなお悪
いかもわかりませんけれども、全然こういうこと
に關して関心がない。ですから、この程度のい
ゆる答申しか出てこない。それがこういうことで
裏づけられるんじゃないかと思つて、どうで
すか。言い過ぎかも知れないけれども。

○政府委員(西崎清久君) 例へば先生例におき
けになりまして医療、福祉、教育の総合的な対策と
しての施設の設置でございまして、地域センター
の。この点は臨教審御指摘でございまして、実は
私どももこの点はほんとに大事なことでございま
す。で、ちよっと御参考申し上げますと、教育プロ
パールの問題として、全国で今二十五府県に特殊
教育センターというのがございます。この二十五府
県で特殊教育センターが置かれておりまして、先
生先般御指摘のような教員研修ですね、特に、こ
れに力点を置き、そしてその他重複障害児の教育
のあり方であるとか、適正就学の問題とか、いろ
いろ扱つておるわけでございまして、それ以外
に、福祉の問題とそれから医療の問題を合わせ
て、総合的な障害児教育なり福祉の問題を実施す
べきであるということ、私ども、厚生その他関係
省庁と連絡を取り合ひながら指導してきただけ
でございますが、臨教審の答申をいただきます前
に、既に北九州市と福岡県、それからこの九月か
ら北海道で、この三者構成の、臨教審が指摘して
おられるような地域センターがもう三カ所でき
上がつてきておるわけでございます。したがいま
して、私どもは臨教審がこういうことも取り上げ
ていただいたことを契機として、今後はこの地域
センターについて、特殊教育センターは当然のこ
とでございまして、さらに各都道府県ずつとこれ

が四十七都道府県に及ぶように努力していき
たい、こういうふうに思つておるわけでございま
す。

したがいまして先生御指摘の、少し臨教審で
取り上げ方が足りぬのではないかとこの点につ
いては、まあかなりいろいろとやつてきておること
について念のために取り上げていただいております
ところもあると思つて、私どもは、そう
いう点を含めて今後も主体的に障害児教育のため
に努力してまいりたい、こういうふうに思つて
おります。

○下村泰君 二番目に、障害児と健康児との交流
教育、統合教育というのができれば一番いいん
ですけれども、障害を有しない者に対して障害につ
いて正しい認識を得させ、「共に社会の成員であ
り、豊かな社会をつくる仲間である」との認識を育
む」と、これはまあこれを主眼に置いて、まこと
にこれは結構なことなんです。ところが、現実
はこの交流教育を嫌う子供がなきにしもあらずとい
うことなんです。殊に教師の、あるいは学校側
が交流教育を理念的にとらえて実施はするん
ですけれども、障害児にとっては白い視線を浴びる
。白い目で見られるわけです。あるいは厄介視され
る。そうしますと、苦痛の時間ではないとい
うのが多々あるわけですね。

この原因の一番の理由は何かといつたら、障害
者に対する理解というものが足りない。それから理
解をするという教育が学校でほとんど行われてい
ない。これはもう前々から申し上げております。ま
た、こういうことに当たる先生方にもひとつ教育
を願いたいということには前に申し上げましたが、
実は五十四年度の四月の三日の予算委員会、これ
はまだ大平総理が存命中でした。このときに私の
質問にこういうのがありました。「文部省に伺
います、社会福祉の部科を設置した大学、短
大、その他各種学校というのはいくつぐらいあり
ますか。」と、こういうことをお尋ねしたんです。
そのときに政府委員の側で佐野さんとおっしゃ
る方が、「国立の大学には社会福祉関係の独立の学

部学科はございません。」と。ないんです、何に
も。それで、公私立の大学で、「二十二の大学に
五つの学部と二十五の学科、二つの専攻が設けら
れております。」、こういうふうにお答えになつて
いる。そのときの時点で私の調べたものでは、県立
の学校が三校、府立が三校、市立が一校、あとは
全部私立なんです。国立ではとにかく一校もない
んです。これがその当時の現状だった。その中に
一つ社会事業大学というのがあります。これは
もう厚生省が学校法人として委託しているわけ
です。ここだけじゃないんです。これが現状なん
です。

今でもこれは変わっていないでしょう、このあり
方は。どうなんですか。幾らかふえたか何かしま
したかな。

○政府委員(阿部充夫君) 手元に資料を持ってお
りませんけれども、恐らく余り変わつてはいない
と思つて。ただ、私学関係などでは若干ふえて
いるのではないかと思います。

○下村泰君 別に今ふえてないからどうのこのう
の言うわけじゃありませんけれども、これが現状な
んです、我が国の。

ですから、先ほどからいろいろ論議されてお
ります、例へば国立の大学を出た方、こういう審
議会を構成している方とかあるいは臨教審の先生
方、こういう方は、私立よりも国立の大学を出た
方が多いんじゃないんですか。そうしますと、そ
ういふ方が構成していれば、こういう障害者の問
題なんて余り気にならないのが当たり前なん
です、これは。こういうところからして、私はもう
腹立たしく感じるんですよ。こういう臨教審な
るものそのものがです。本当にこういふ障害
者に対して温かい手が差し伸べられていないと思
えない。文部大臣は、それはもう毎回の質問に
對して塩川文部大臣個人として、私は文部大臣じ
やない塩川先生個人の感覚じゃないかと思つて
よ、お答えになつてゐるのは。ところが、実情は
どういふ実情なんですか。

ですから、結局こういふことに当たる先生方

がいかに大事であるかということなんですわな。子供は何もわからないんですから。答申の方に「小・中・高等学校などにおいて障害者理解の教育、交流教育を積極的に推進する」と言っているわけですね。こういうことについて、文部省としてはどういうふうに今度お考えでしょうか。これ、一昨日もたしかお伺いしたはずなんですけれどもね。

○政府委員(西崎清久君) 先生御指摘の点は二点あると思うのですが、一つは、一昨日先生御指摘のように、先生方すべてが障害児についての理解を深める、そして認識をする、これが一つ。それからもう一つは、本日御指摘のとおり、小中学校に在籍する児童生徒、健常なる児童生徒が障害児とともに学び、ともに遊ぶというそれらの相互理解が必要である、この二点が大事だと、これは私もつとに認識しておるわけでございます。

現状としまして、私も従来からの施策で講じておるものを二、三申し上げたいわけでございますが、一つは、心身障害児理解推進指導資料という資料をつくっております。この指導資料につきましては、「心身障害児の理解と教育」と、こういうパンフレットをつくりまして、三十万部配っております。三十万部配りまして、先生方にも持たせて、そして自分の受け持の健常の子供と障害の子供、いろいろと相互の理解と教育をやる必要があると、こういう指導資料をずっとついております。これが第一点でございます。

それからもう一つは、やはり資料だけでは足りないということで、理解推進校という指定校を設けてまして、ほんの少しでございますが、国の予算を少し交付しまして、この理解推進校の指定をして、小中学校別でございますが、二カ年計画でございますが、ことしで申しますと、全国で各都道府県別に四十七県漏れなく、小学校一校、中学校一校、計九十四校やっておりますわけでございます。二年ごとにこの指定がえをして理解推進を進める、こんな作業でございます。

そのほかで申しますと、第一点で申し上げました指導者の講習会でございますね、理解推進のための指導者の講習会、その他啓発事業等もかなりきめ細かくやっておりますわけでございます。先生が御指摘のように、この点は非常に大事な点だという認識のもとに、これらの事業については私も十分これから努力して拡充していきたいというふうに思っております次第でございます。

○下村泰君 それはもう局長がおっしゃったそのパンフレット、何か三十万だか三万だか知りませんけれども、配っているというんだけれども、けさの新聞をもらいになればおわかりのことく、私が一昨日取り上げました川崎の問題を起こした先生は、お気の毒にもとが人になっておりますわね。北陸、金沢の方ですか、あちらの方では執行猶予というあれがついております。こういう事件が起きてくるんですよ、やっぱりね。それは私も現場は見ておりますからね、わかりますよ、先生の御苦勞というのは、いらいらもしてくるでしょう。だけど、そこがやはり教育者としての立場じゃないか。我々普通の人間が見ていて、部外者が見ていて、ぶっ飛ばしてやれ、このやろうな人というふうな気持ちになることもありますよ、それは。けれども、それをしたのでは教育者ではないんですよ。教育者はそこを我慢して、なおかつそういう子供たちの面倒を見る、これが私は真の教育者だと思えます。ですから、もう徹底していただきたいと思えます。

それから、就学相談等の充実について伺います。この問題は障害児教育の中でも大きな問題になっていくわけですね。就学指導と関係がなくて、答申は、「障害の種類と程度に応じた適切な就学を確保するため、医師や心理の専門家の活用」を含め、就学指導委員会、就学相談などの充実を図ると言っているわけですね。まず、この就学指導委員会等を充実する理由というのはどういふことなのか。これが恐ろしいんですよ、考え方によってね。

現在、就学指導で親と就学指導委員会の間で意見が合わない、これはちよくちよくあります。そしてその問題も一昨日取り上げました。子供の就学に關しましては、子供のことを一番よく知っているのは最終的には親なんですわね。おのれの腹を痛めた親が一番よく知っておるわけですね。しかもその子を育てている親が一番よく知っているわけですね。今回の答申でいきますと、子供の就学を決定する親の権利というものは全然触れられていないわけですね。就学指導委員会等の充実、この方だけに触れているわけですよ。そうしますと、ここの方の権限ばかりが強くなって、肝心の親の方の意見が入らない。だから、おまえさん、ここは決めたんだからこうしなさいというのをなおかつ強くしようとしているのが臨教審の答申と私は受け取っているんですが、もしそうであったらば、臨教審もハチの頭もない、そう思うのが私の意見です。

○政府委員(西崎清久君) 恐らく臨教審のお考えは、行政機関なりあるいは学校という公の施設で、今後の障害児教育のために努力すべき点を簡潔にお書きになったというふうに思うわけでございますが、先生御指摘の就学指導委員会の点についていえば、親の意見を十分尊重し聴取すること、これは当然の前提として、なおかつ就学指導委員会における実効性でございますね、どういふ人、就学指導委員会に入っていくかとか、その運営方法、行政として心得なければならぬことについての御指摘があるんだというふうに思うわけでございます。先生御指摘のような親の意見を無視してという考え方でこの答申が出されているとは私も思いませんで、その点は当然前提のことであろうというふうに考えている次第でございます。

○下村泰君 この件に關しましては、一昨日いろいろとお話を合したばかりのことですから、今度のこいういった臨教審の答申については、法案が出されるということについて私お話ししているわけですが、午前中から長い間承っておりますが、私はこれは諸先生方のようにこいう道の

専門家じゃないんで、大学審議会がどうのこうのなんてややこしいことは余りわからないんですけども、ただ私なりに考えましてちよつと質問させていただきます。ただ私なんですが、大学審議会を設置して高等教育の改革を進めていくこととなんて。臨教審の第二次答申でユニバーシティ・カウンスルというんですか、この創設のほかに、高等教育の改革は、基本的には、個々の高等教育機関が自らの問題として自発的に取り組むべき課題であり、改革に当たって、それぞれの高等教育機関とくに大学について、その自主性が尊重されるべきことはいまでもない」とも言っているわけなんです。一方に大学改革は個々の大学に任せると言っていて、片方でユニバーシティ・カウンスルを創設せよ。何か矛盾があるような感じがするんです。つまり、もつと簡単に言えば、自民党という党の中の構想の中には憲法を改正したいという意見がありますわね。それと、自民党の総裁が今度こつちに座って総理大臣になる。総理大臣になると私の任期中は憲法は改正いたしませんと。我が家の方へ帰ると改革をしましよ、玄關の外出るとしません。この矛盾と同じような気がするんですが、感じませんか。

○政府委員(阿部充夫君) 大学審議会を設けますのは、これはいわば各大学にいろいろ改革をしていただくためにもろの仕組みで障害になつていような部分も、先ほどの勝木先生の御質問にもございましたけれども、新しい学部、学科をつくらうとしても現在の設置基準の中ではできないとか、いろんな仕組み等の問題等が基本的でございます。ですから、一つにはそういう改革の方向というものをある程度明確に示すと同時に、それに伴いまして具体的に仕組み等の面で直すべき点というものが大学審議会の役割として考えておるわけでございますが、そういふ仕組みの中で、やはり具体的に改革をするというものは、上からの命令でとかいふようなことではなくて、それぞれの大学がそういふ仕組みの中で新しい社会のニーズ

等を踏まえながら改革を行っていくということが必要だという点で、臨教審の答申も多分そういう御趣旨で書かれているんだろうと思うわけでございます。具体の改革そのものは各大学がやることで、枠組みなり方向なりというのを国として定めて示していきたいということでございます。

○下村泰君 まあいろいろと論理的に言われると御説明つくでしょうけれども、我々庶民というのは、こういうのを見ると、何だ矛盾を感じないのかなと、簡単にすぐこう思うわけですね。いろいろとお話を承っていたら、それもそうかいなという程度しか私にはわかりませんけれども。

まあ先ほど申しましたが、臨教審もそうだけれども、この身障者のための施策について答申を行う場合、どうも健常者からの目から見たものになっているわけですね。先ほど局長みずからもおっしゃいましたよね。臨教審の方々がこういう問題を取り上げるときにいろいろの施設へ行ってみたとか、その場で話を聞いたとか。ところが、肝心の臨教審の中にはこういうことに携わっている人が一人もいないということなんです、それは。そうでしょう。あそこ臨教審の中にいるメンバーの方々はそれを見ないから見ていったわけでしょう。見学に行つた、施設に。なぜ最初からそういうことを知っている方が入っていないかということですね。例えば、いつも申し上げますけれども秋元先生という障害者の方の権威なんですけれども、こういう方々でございまして、終生ずっとこういう身障者の問題を取り上げてきた学識経験者もおられるわけでしょう。そういう方たちの御意見を尊重する、あるいは中に入っていたとしてもよかったです。あるいは私は思いますが、そういうことが非常に欠けているんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょう。先ほどの粕谷先生と同じですよ、女性が入らないの問題と。

○政府委員(面崎清久君) もう臨教審は済んでしまいましたけれども、私どもの感じで申し上げれば、やはり教育問題は森羅万象大要多岐にわたる事項でございます。委員構成につきまして、そのすべての経験者なり学識者を入れることは、二十五人の委員の方々の構成としてはいろいろな無理があるということもあつたと思うわけでございますが、恐らく臨教審の運営としては、非常に多岐にわたる事項については、その項目ごとにそういうことを意識してヒアリングを行う。そしてヒアリングについては、この障害児教育についてもそうでございますが、きめ細かくいろいろな団体なり学校関係者から障害児教育についてのヒアリングをしていただいた経緯があるわけでございます。それに加えて、やはり実感として自分の目で確かめようということで学校にも足を運んでいただいたり研究所も視察していただいたというふうにも思われるわけでございます。委員構成の問題はいろいろの制約もあつたと思うわけでございますが、審議のプロセスでは、いろいろなヒアリングで障害児教育の重要性ということはかなり認識した上で答申は出されておるというふうに私もは理解をしておるわけでございます。

○下村泰君 まあ済んでしまったことですから、どうのこうのじゃございませんけれども、しかし文部省として、これからもうこういう問題は多々起きてくると思ひます。そういう節には必ず私が今申し上げたような感覚を残しておいていただいで、その都度そういう専門家もひとつメンバーの中にお加えくださいましてこういうことを進めていってほしいと思ひます。

身障者にとりまして高等教育機関への入学は、健常者に比べ大きなハンディがあります。入学試験に始まりまして四年間の学生生活、そして今度就職、もうすべての点で健常者とは対等には競争できないわけですね。進学を希望する身障者が少しでも多く高等教育を受けられるよう、文部省は今までのような施策をとってきたのか、ちょっとそこそこをお聞かせください。

○政府委員(阿部充夫君) 確かに御指摘のように、身障者の方々の高等教育の機会が健常者に比べて狭いということは事実であらうと思つております。文部省といたしまして、この問題につきましましてはつとに課題意識を持つておりまして、まず、大学の入学者選抜のやり方について、各大学が身障者の方々が持つておられるハンディを踏まえて選抜をしてほしいというような指導を、これは公文で数年前から毎年出しておるわけでございます。そして、それによりまして各大学では、例えば国立大学の共通一次試験などにおきまして、障害者の方々のために特別に時間を長くするとか、あるいは別室を用意して文字拡大装置をつけるとか、いろいろな工夫をして身障者の方々にも対応できるような努力をしておるわけでございます。各大学の具体的な試験につきましてもそういう措置がとれるように、また、各大学の学部、学科の特性等に応じて身障者の入学が難しいというところも従来ございましたけれども、できるだけそういうものも可能な限りチャンスを与えられるようにというふうなことでの指導等も重ねてまいりました。そういう関係から、現在では、相当数の大学が一般の大学へも進学をしようと思つておるわけでございます。

ただ、もちろんそれだけではやはりどうしてもハンディがあつて難しいというケースもございまして、この通常の国会で、国会の御賛同をいただきまして筑波技術短期大学をつくらしていただくということに相なつたわけでございます。これは視覚障害と聴覚障害の二つの種類の障害者のための三年制の短期大学でございますけれども、専門の分野も、できるだけ従来のこういった障害者のための専門だけでない、例えば情報処理というふうな分野も両種の障害者の方々にやっていただくというふうなことも含めましての新しい構想でございますが、おかげをもちまして法案を成立させていただきまして、この十月から開学をするということに相なります。学生を現実に入受けるのは、このための施設をつくることか設備を用意する、教官を公募する等の作業がございまして、六十五年度からということに相なつて

おりますけれども、これを充足させることによってまた一段と障害者のための高等教育ということに拡充することができるようにはないかと期待をいたしておるわけでございます。

○下村泰君 今、筑波短大のお話が出ました。この短大設置について、身障者の隔離策じゃないかというふうな意見もございまして、それから、一般大学からの締め出しが強まるのではないか、こういう意見も出ました。こういった反対論もありました。

身障者の教育、研究を行う短大を設置するのは必要なことなんですけれども、どうなんですかね、今後四年制の大学の設立についても検討する考えはございませうかね。と申しますのは、実はこれも過去の記録を引っ張り出したんですよ。私はわりかた過去にこだわらない方で、どっちかというと、一たんしゃべると全部忘れる方なんです。そうしませんが次のものが頭に入らない性格ですからね。そうしましてこれ見ましたら、やっぱり五十四年四月の三日にやつておるんですね。「国立の社会福祉に対する事業をしようとするようなことを勉強する大学があつてもいいんじゃないか」というふうな質問しているんです、私が。そうしましたら大平総理が、「望ましいことだと思ひます」とお答えになつておるんですね。「そうしますと、予算をとつて、そういうたたとえはいいま申上げた社会事業大学のようなものを国立に昇格させるとか、そういうふうなお考えはございませうか。」と私はお尋ねしているんです。それに亡くなった大平総理がこう答えておられます。「官公私立、国立であろうと公立であろうと私立であろうと方法はいろいろにいたしまして、社会福祉関係の要員の育成ということに役立つこととございしますならば、政府としても配慮しなければならぬと思ひます。」

このときのお答えの形が果たして筑波短大かどうかそれはわかりませんよ。けれども、総理の頭の中に、お答えになつたおなかの中には当然大学

的なものをお考えになってお答えになったと思うんですけれども、当然、この大学審議会というのができるようなれば——私は余り賛成しませんが、せめて、できるようなれば、当然この中でもそういった問題も取り組んでいかれるんじゃないかと、そういうような気がするんですけれども、将来に向かつてそういうことは考えられますか、どうでしょう。大学です。

○政府委員(阿部充夫君) 社会福祉系の大学という問題につきましては、国立では例が乏しいようにございますけれども、公立、私立、大学全体としてはある程度の対応をしつつあると思っております。

障害者のための大学を四年制にするかどうかという問題でございますけれども、これは外国の大学でも四年制の大学をつくっているという例はございます。筑波の技術短期大学をつくります際にも、その点は随分議論の種になったわけでございますが、ただ、現実には我が国で初めてのものをつくっていく、そのための特に一番問題は教員組織だと思えますけれども、こういう専門の分野についても大学の教授として非常にすぐれているし、なおかつ障害者教育についても理解と能力があるという方を一遍に求めるといふのはなかなか難しかろうというような問題等もございまして、まずは短期大学でこれは出発をする。ただ、短期大学といつても三年制にして、二年制の短大ではなくて、より充実した教育が行えるような短大にしよというところで三年制の短大にしたわけでございまして、今これの創設に関係者が全力を挙げてい

ものをつくろうとして努力をしているところでございまして、四年制の問題というのは、この状況を見ながら、この体制が十分固まってきつたあるかどうか、あるいはさらには一般の大学での受け入れ状況等がどうなっているか等のことを見ながら検討していくべき課題であらう。私も問題意識としては短大創設のときから持っている問題意識でございますが、現在は、この短大を十分なものにつくることに全力を挙げさせていただ

きたい、こういう立場でございます。

○下村泰君 気の毒ですけれども、私は揚げ足を取る気もありませんよ、揚げ足を取る気はありませんけれども、今の局長のお答えをひっくり返して言えば、日本はいかに今までこういうことがおざりになっていたか。ですから、こういうことをやるとなるとそれに携わる方々、エキスパートの方々がいらっしやらない、こういうことになるわけでしょう。そういう方々が教育されて、今日そういった身障者問題に対してのオーソリティーの方がたくさんいらっしやれば、これは短大もできれば大学もすぐできるわけでしょう。今の局長の話を聞いていると、まさにそのとおりでしょう。人間がいけないからできないと、こういう裏返しの言葉になるわけですよ。だから、こういった障害者に対する教育問題一つ取り上げてもそうです、すべての問題、日本の障害者に対する認識がいかに非常に低かったかということがこれで一遍にわかるわけですね。ひとつ頑張ってください。幾ら私がここで大きな声を出したってすぐでさるものじゃないんですからね。

ただ、問題になってくるのは、今後高等教育の人口がふえるんですね、これ。昭和六十七年、がばつとふえるんですね。これは戦後のベビーブームの波がこへ来るわけですか、それで育った子供たちが、そうしますと余計障害者が高等教育が受けられないという状態になってくるわけですね。それでなくとも、健康者の方が今の計算でいくと八万人ぐらいいはみ出るだろう。そういうことになりますると、健康者がはみ出るんですからね、障害者はもつとけ飛ばされるような状態になる。これに対して文部省の方は、今からちよつとそんなようなお考えを持っていられしやるのかどうか。そういう事態が発生してきたらどういう対処をするのか。ちよつとお聞かせください。

○政府委員(阿部充夫君) 戦後のベビーブームの波がいよいよ高等教育に、これは二回目の波でございまして、及んでくることになりました。昭和五十年代の数字が、高等学校卒業生が大

体百六十万台前後でございました。これがピーク時が昭和六十七年でございまして、二百万を超すというので、約四十万ぐらいいふえるということになるわけでございます。

私どもの対策といたしましては、昭和五十年代の大学への進学率が三五%ぐらいいでございまして、全体の数が四十万ふえてもおおかつやはり五十年代と同じ三五%ぐらいいでは受け入れられるようにと、それぐらいいの同じ比率での受け入れはできるようにということで、新しい高等教育計画をつくりまして、その増加の目標が、八万六千人大学の入学定員でふやそうという計画を立てておるわけでございます。これは六十七年がピークでございまして、六十一と六十二年、もう実施がされたわけですが、この二年間で八六%達成をいたしておりますので、このままでいけば、来年あるいは再来年ぐらいいには、六十七年度までにかけてやるべき計画を全部達成できるという見込みになっておりますので、従来と同じ比率では入学できるはずだと、数字の上ではそういうふうに思っております。

なお、この筑波短大の創設とも絡みまして、一般大学への受け入れが締め出されるのではないかと、この筑波短大の創設との関係も含めて、一般の大学に對しましては従来以上に障害者に対する入学についての配慮というのは指導してまいりたいと思っておりますので、全体の量としてはそういう形の対応をいたしたい、かように思っております。

○下村泰君 今局長から大変丁寧な御返事がございましたが、大臣、こういうふうなベビーブームはそれはそれで結構でございますけれども、そういうことによつてまた障害者がはじかれないうに、どうぞひとつ格別の、御慈悲なんという大変な言葉になりますけれども、ひとつ格別の配慮をもつて向学心のある障害者がはじかれないうに、どうぞお願いをします。一言だけ。

○国務大臣(塩川正十郎君) 十分に心得て、進め

ていきます。

○下村泰君 終わります。

○委員長(田沢智治君) 本日の質疑はこの程度とし、散会いたします。

午後四時三十分散会

八月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(第百八回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「認可に關しては」を「認可を行う場合には」に、「政令で定める審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十八条第二項中「第六十条の政令で定める審議会」を「大学審議会」に改める。

第六十九条の二の次に次の二条を加える。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学(高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。)に關する基本的事項を調査審議する。

大学審議会は、前項に規定する事項に關

し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

大学審議會は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。

前項に定めるもののほか、大学審議會の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四 文部省に、大学設置・学校法人審議會を置く。

大学設置・学校法人審議會は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

大学設置・学校法人審議會は、前項に規定する事項に関し、文部大臣に対し建議することができる。

大学設置・学校法人審議會は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以上の委員で組織する。

一 大学の職員（次号に掲げる者を除く。）

二 私立の大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事

三 学識経験のある者

大学設置・学校法人審議會に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるもののほか、大学設置・学校法人審議會の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八中「第六十条の下に」、第六十条の二を加える。

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議會の意見を聴かなければならない。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

（学校法人分科会の組織の基準等）

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定により大学設置・学校法人審議會に置かれる学校法人分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員（次条において「私立大学等関係委員」という。）の数が学校法人分科会に属する委員の総数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九条 私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。

第二十条から第二十四条まで 削除

第二十六条第二項、第三十一条第二項及び第六十三条第一項中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日昭和六十二年七月一日から施行する。

（私立学校振興助成法の一部改正）

2 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議會」を「大学設置・学校法人審議會」に改める。